

2025

学生便覧

埼玉工業大学 大学院人間社会研究科

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY GRADUATE SCHOOL OF HUMAN AND SOCIAL STUDIES

埼玉工業大学歌

作詩 林 昌 次

作曲 一ノ瀬義孝

悠々と、力強く

あ け ゆ く だ い ち む さ し の
に こ う み ょ う う た う あ げ ー ひ ー ば
り せ い が ん む ね に わ こ う ど は し ず か に ぐ ぜ の
は ぐ る ま を め ぐ ら す が く を き わ め な ば ま こ と の ち え に
か お り あ り わ れ ら さ い た ま こ う ぎ ょ う だ い が
く

一、あけゆく大地 武蔵野に
光明うたう 揚雲雀

誓願胸に 若人は

しずかに救世の 歯車を
めぐらす学を 究めなば

まことの智慧に 香りあり
われら 埼玉工業大学

二、緑のもゆる 秩父嶺に
電光はしる 青嵐

信念胸に 若人は

世上に阿修羅 おごるとも
ただしき道を 究めなば

まことの智慧に 香りあり
われら 埼玉工業大学

三、ゆたかに澄める 大利根に
葵がいだく 金の花

浄心胸に 若人は

諸行に常の あらざれど
久遠のいのち 究めなば

まことの智慧に 香りあり
われら 埼玉工業大学

建 学 の 精 神

本学創建の仏教精神に基づいて

1. 科学の真理を窮め、
それを世のために役立てるよう
決意することによって、
若き日に**使命感**を養え。
2. 深く科学を学び、
豊かな技術を身につけることによって、
若き日に正しい**人生観**を養え。
3. 学生、教職員及び父兄が一体となり、
学園の理想発展をめざすことによって、
若き日に**連帯感**を養え。



(校 章)

大学院人間社会研究科における教育研究上の目的と3つの方針

1. 大学院人間社会研究科の教育研究上の目的（人間社会研究科規程第1条の2）

大学院人間社会研究科の修士課程は、次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

2. 情報社会専攻の教育研究上の目的（人間社会研究科規程第1条の2 第一号）

情報社会専攻の情報社会システム教育研究分野では、経営知識および情報技術の習得を知識基盤とした経営戦略の立案や情報システムの創成を担う人材を養成することを目的とし、メディアデザイン教育研究分野では、デジタル技術を活用した表現に求められる専門知識、専門性の高いコンテンツ制作能力を有する人材養成を目的とする。

3. 情報社会専攻の3つの方針

本専攻は人間、情報および社会の関わりを深く総合的に理解し、情報化社会の要請に適切に対応できる高度な専門的職業人や研究技術者を育成することを目的としています。この目的を実現するために本専攻では情報社会システム教育研究分野およびメディアデザイン教育研究分野を設けています。

1) 入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

＜情報社会システム教育研究分野＞

本教育研究分野では、情報科学、経営学、法学などの学部卒業程度の学力、社会知識を有する人材を受け入れます。また、「教育とは生涯に渡って継続されるもの」という理念に基づいて、大学学部を卒業した後において、科学・技術・社会・文化の発展に伴って再教育の必要性を感じている社会人も積極的に受け入れます。教職課程では高等学校教諭専修免許状（情報）取得を希望する人を受け入れます。

＜メディアデザイン教育研究分野＞

本教育研究分野では、デジタル技術を活用した制作/表現に関する基礎知識、創作活動に対する意欲を兼ね備え、学部卒業程度の学力を有する人材を受け入れます。また大学学部を卒業した後において、コンピュータを駆使したコンテンツ制作能力を身につけた人、高度な専門教育を必要とする社会人も積極的に受け入れます。教職課程では高等学校教諭専修免許状（情報）取得を希望する人を受け入れます。

2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

＜情報社会システム教育研究分野＞

本教育研究分野においては、専門的能力と判断力を備え、幅広い分野で活躍できる高度専門職業人を育成することを目的とします。そのために、修士課程終了後の専門活動に必要な、各分野において基礎となる知識や技術を習得した上で、学位取得後直ちに高度の専門性を要する職業人として活躍できるように、理論と実践実習科目の両方を取り入れたカリキュラムを編成しています。

＜メディアデザイン教育研究分野＞

本教育研究分野においては、デジタル技術を活用して情報化社会において活躍できる高度専門職業人を育成することを目的としています。高い専門性を要する職業人に求められるデジタル分野に関する専門知識、表現力、思考力に基づくコンテンツ制作能力を修得するため、実践的な演習科目を中心としたカリキュラムを編成しています。

3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

《情報社会システム教育研究分野》

- ① 情報社会システム教育研究分野の必修科目、選択科目を履修することにより、研究者や高度な専門的職業人として社会で活躍できる専門知識および情報通信技術活用力を修得していること。修得すべき内容には修士論文作成が含まれる。
- ② 情報科学・経営学・法学のさまざまな問題に対して、自ら問題を見出して解決を行うことができる研究能力を有していること。
- ③ 専門領域のみでなく、関連領域についても理解できる幅広い見識を有していること。

《メディアデザイン教育研究分野》

- ① メディアデザイン教育研究分野の必修科目、選択科目を履修することにより、研究者や専門的職業人に求められる高度な制作知識を修得していること。修得すべき内容には修士論文作成が含まれる。
- ② デジタル分野に関する高い専門性を発揮して、自ら問題を見出して解決を行うことができる能力を有していること。
- ③ 専門領域のみでなく、関連領域についても理解できる幅広い見識を有していること。

4. 心理学専攻の教育研究上の目的（人間社会研究科規程第1条の2 第二号）

本専攻は、人の心を科学的に理解し、社会に貢献できる人材の養成を目的としています。この目的の実現のために実験心理学および臨床心理学の二つの教育研究分野を設けています。実験心理学教育研究分野では、認知科学について深く学び、最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成することを目的とし、臨床心理学教育研究分野では、臨床心理学ならびにその関連分野についての専門的な知識と心理臨床にかかわる際の姿勢を学び、国家資格である公認心理師および臨床心理士という高度な専門性が求められる人材を養成することを目的としています。

5. 心理学専攻の3つの方針

1) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

《実験心理学教育研究分野》

本教育研究分野では、実験心理学に関する優れた研究能力と実践の応用力を身につけて高度の専門的職業人や研究技術者を目指す人、大学院博士課程に進学して研究者への道を志す人、あるいは心理学関連の専門職（心理職公務員等）を希望する人など、多彩な人材を求めています。

《臨床心理学教育研究分野》

本教育研究分野では、幅広い心理学の知識を修得し、その上で臨床心理学の知識と技術および心理臨床についての倫理観を備え、公認心理師や臨床心理士資格を取得し、高度な専門的職業人を目指す人材を求めています。

公認心理師資格取得を目指す人は、大学（学部）等で公認心理師養成カリキュラムにより単位取得をした上で卒業していること、もしくは卒業した大学により公認心理師受験資格の特例措置が認められることが大学院修了後に公認心理師受験資格を得る条件となります。

2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

《実験心理学教育研究分野》

実験心理学特別輪講Ⅰ・Ⅱ、実験心理学特別実験Ⅰ・Ⅱからなる必修科目群、認知科学

領域に加え、脳科学・行動科学領域の実験心理学特論及び実験心理学特別演習からなる選択必修科目群、研究科共通科目、心理学基礎科目、関連分野科目からなる選択必修科目群から構成されています。

学生は、実験心理学に共通の問題を扱う科目を必修として履修する一方、自ら希望する将来の進路に合わせて、指導教員の下で関連科目を中心に履修します。これらの科目では、少人数の徹底した教育研究が行われます。

《臨床心理学教育研究分野》

公認心理師養成カリキュラムと日本臨床心理士資格認定協会の定める第 1 種指定大学院カリキュラムに準拠する科目を含むカリキュラム構成となっています。

大学に付属する臨床心理センター心理相談室を実習施設とし、一般の方の相談を受け、公認心理師と臨床心理士資格をもつ教員及びカウンセラーの指導のもとに心理臨床実習を行います。また、医療・保健分野、学校分野、福祉分野などの外部実習機関での心理臨床実習も行います。

3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本専攻において以下の各教育研究分野の掲げる条件をすべて満たした者に、修士（心理学）の学位を授与します。

《実験心理学教育研究分野》

- ①実験心理学の必修科目、必修選択科目を履修することにより、実験心理学の専門的知識と実験技法を修得していること。修得すべき内容には修士論文作成が含まれる。
- ②実験心理学のさまざまな問題に対して、自ら問題を見いだして研究を行うことができる研究能力を身につけていること。
- ③専門領域だけでなく、関連領域についても理解できる幅広い見識を有していること。

《臨床心理学教育研究分野》

- ①臨床心理学の必修科目、必修選択科目を履修し単位を取得することにより、臨床心理学の専門的知識と技術を修得していること。修得すべき内容には修士論文作成が含まれる。
- ②臨床心理センターと学外実習機関において臨牀的かつ実践的な実習体験を積み、心理臨床の技術を修得していること。
- ③上記の研究および実践活動によって理論と実践を結びつけ、他領域の専門家との連携や職業的倫理性を備えた臨牀的な態度を身につけていること。

埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院人間社会研究科（以下「研究科」という。）の修士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 二 研究内容に新規性・有効性を有していること。
- 三 当該教育・研究分野の専門知識・技術を反映した内容を有していること。
- 四 学位申請者が、該当教育・研究分野の発展に貢献しうる研究能力や高度な専門性を身につけていること（各専攻の学位授与方針は第3条に示すとおりである）。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、学位論文の内容、中間発表および学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり、公平な判定を行う。

第2条 修得単位

大学院学則第27条に規定された単位を修得あるいは修得見込みであること。

第3条 各専攻の学位授与方針

情報社会専攻

情報化社会で活躍できる専門知識および情報技術活用力を修得した優れた専門的職業人、研究者であること。

心理学専攻

臨床心理学教育研究分野においては、学内外で実践的な心理臨床実習を体験し心理臨床の技術を修得し、多職種連携や職業倫理を身につけていることに加え、それらを研究につなげる能力を有すること。実験心理学教育研究分野においては、実験心理学のさまざまな問題に対して自ら問題を見出して研究を行うことができる研究能力を身につけた幅広い見識を有する研究者であること。

附則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

《 目 次 》

埼玉工業大学校歌	
建学の精神	1
大学院人間社会研究科における	
教育研究上の目的と3つの方針	2

埼玉工業大学大学院人間社会研究科	
修士学位論文審査基準	5

1 大学の概要

1. 1	校章の由来	10
1. 2	大学の沿革	10
1. 3	大学の構成	12
1. 4	事務局の主な取扱事項	13
1. 5	学生の書類提出先	14
1. 6	証明書類の申込先	15
2	学籍	16
2. 1	学生証	16
2. 2	学籍番号	16
2. 3	学籍の異動	16
3	授業料	18
3. 1	授業料の納入方法	18
3. 2	授業料の納入期限	18
3. 3	授業料の延納願	18
3. 4	授業料未納者の除籍	18
4	学生への連絡及び通知	19
5	2025年度 学事予定表	20
6	2025年度 大学院ガイダンス日程表	22

2 人間社会研究科の案内・指導内容

1.	大学院人間社会研究科案内	24
2.	大学院人間社会研究科指導内容	25

3 履修概要

1.	人間社会研究科修士課程授業科目表 (情報社会専攻)	33
2.	大学院修士課程における履修モデルについて	
2. 1	情報社会専攻「情報社会システム教育研究分野」の履修科目	34
2.1.1	履修モデルA	35
2.1.2	履修モデルB	36
2.1.3	履修モデルC	37
2. 2	情報社会専攻「メディアデザイン教育研究分野」の履修科目	38
2.2.1	履修モデルA	39
2.2.2	履修モデルB	40
3.	人間社会研究科修士課程授業科目表 (心理学専攻)	40
4.	大学院修士課程における履修モデルについて	
4. 1	心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の履修科目	41
4.1.1	履修モデルA	42
4.1.2	履修モデルB	43

4. 2	心理学専攻「臨床心理学教育研究野」の履修科目	44
4.2.1	履修モデルA	45
4.2.2	履修モデルB	46

4 教職課程

5 学生生活 (I)

【これだけは知っておきたい】

1.	学籍の確認	52
1. 1	学生証 (身分証明書)	52
1. 2	学生証の交付と更新	52
1. 3	学生証の再発行	52
1. 4	学生証の返還	52
1. 5	身上の異動・身上申告書の訂正	52
2.	傷害保険・損害保険について	52
2. 1	学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	52
2. 2	傷病見舞金制度	53
2. 3	学研災付帯学生生活総合保険 (任意加入した学生のみ対象)	53
3.	緊急災害対応について	54

【学生生活を送るうえでの注意】

1.	ガイダンス	56
2.	大学からの連絡	56
3.	通学定期乗車券	56
4.	学割証 (学生旅客運賃割引証)	57
4. 1	学割証の発行条件	57
4. 2	学割証の発行	57
4. 3	学割証利用の有効期限	57
5.	通学の方法	57
5. 1	スクールバスの利用	57
5. 2	自動車・バイクによる車両通学	57
5. 3	車両登録の方法等について	58
5. 4	学生駐車場・学生駐輪場	58
5. 5	交通事故が起こったときの対応等について	58
6.	学生食堂	60
6. 1	大食堂	60
6. 2	カフェ・ロータス	60
7.	セブン・イレブン埼玉工業大学店	60
8.	大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について	60
9.	学生活動に関する願出・届出の提出について	61
9. 1	団体	61
9. 2	集会	61
9. 3	掲示	61
9. 4	大学の施設・設備等を借用する場合	61
9. 5	学生活動の注意事項	61
10	遺失物・拾得物について	62

6 学生生活 (II)

1.	悩みごとなどの相談	64
----	-----------	----

《 目 次 》

1. 1 学生相談室・・・・・・・・・・・・・ 6 4

1. 2 学生委員について・・・・・・・・・・・・・ 6 4

1. 3 ハラスメントの防止と相談について・・・・・・ 6 5

1. 4 合理的配慮の申請について・・・・・・・・・・・・・ 6 6

2. 学習支援センター・・・・・・・・・・・・・ 6 6

2. 1 学習支援センターとは・・・・・・・・・・・・・ 6 6

2. 2 利用できるもの・・・・・・・・・・・・・ 6 7

2. 3 担当教員・・・・・・・・・・・・・ 6 7

2. 4 開館時間・・・・・・・・・・・・・ 6 7

3. 健康相談・・・・・・・・・・・・・ 6 7

3. 1 保健室の利用・・・・・・・・・・・・・ 6 7

3. 2 定期健康診断・・・・・・・・・・・・・ 6 7

3. 3 健康診断証明書の発行・・・・・・・・・・・・・ 6 8

3. 4 健康診断結果報告書の発行・・・・・・・・・・・・・ 6 8

3. 5 飲酒の恐ろしさ・・・・・・・・・・・・・ 6 8

3. 6 エイズに関する基礎知識・・・・・・・・・・・・・ 6 9

3. 7 禁煙運動について・・・・・・・・・・・・・ 6 9

3. 8 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について・・・・・・・・・・・・・ 6 9

3. 9 若年女性に急増中の子宮頸がんについて・・・・・・・・・・・・・ 6 9

3. 10 大学周辺の主な医療機関・・・・・・・・・・・・・ 7 0

4. 奨学金制度・・・・・・・・・・・・・ 7 2

4. 1 大学院特別奨励金制度・・・・・・・・・・・・・ 7 2

4. 2 大学院奨学支援金制度・・・・・・・・・・・・・ 7 2

4. 3 日本学生支援機構奨学金・・・・・・・・・・・・・ 7 2

4. 4 留学生関係の奨学金制度・・・・・・・・・・・・・ 7 3

4. 5 その他の奨学金制度・・・・・・・・・・・・・ 7 3

4. 6 提携教育ローン・・・・・・・・・・・・・ 7 3

5. 生活相談・・・・・・・・・・・・・ 7 4

5. 1 下宿・アパートの紹介・・・・・・・・・・・・・ 7 4

5. 2 アルバイトの紹介・・・・・・・・・・・・・ 7 4

5. 3 国民年金の加入・・・・・・・・・・・・・ 7 4

5. 4 悪徳商法・・・・・・・・・・・・・ 7 5

6. 厚生施設・・・・・・・・・・・・・ 7 6

6. 1 温水プール施設「パティオ」について・・・・・・・・・・・・・ 7 6

7就職・・・・・・・・・・・・・ 7 8

8図書館・・・・・・・・・・・・・ 8 0

1. 1 開館・休館日・・・・・・・・・・・・・ 8 0

1. 2 館内閲覧・・・・・・・・・・・・・ 8 0

1. 3 館外貸出・・・・・・・・・・・・・ 8 0

1. 4 コピーサービス・・・・・・・・・・・・・ 8 1

1. 5 館内規律・・・・・・・・・・・・・ 8 1

1. 6 弁償・・・・・・・・・・・・・ 8 1

1. 7 罰則・・・・・・・・・・・・・ 8 1

9情報基盤センター・・・・・・・・・・・・・ 8 2

1. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について・・・・・・ 8 2

10先端科学研究所・・・・・・・・・・・・・ 8 3

11大学院生研究室・演習室・実験実習室・臨床心理センターの利用方法・・・・・・・・・・・・・ 8 4

1. 1 院生研究室・・・・・・・・・・・・・ 8 4

1. 2 演習室・実験実習室・・・・・・・・・・・・・ 8 4

1. 3 臨床心理センター・・・・・・・・・・・・・ 8 5

12学則・諸規程・・・・・・・・・・・・・

1. 埼玉工業大学大学院学則・・・・・・・・・・・・・ 8 8

1-1 学長裁定・・・・・・・・・・・・・ 1 0 3

2. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程・・・・・・・・・・・・・ 1 0 4

3. 埼玉工業大学大学院学位規程・・・・・・・・・・・・・ 1 1 6

4. 埼玉工業大学大学院再入学規程・・・・・・・・・・・・・ 1 2 4

5. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程・・・・・・・・・・・・・ 1 2 6

6. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院奨学支援規程・・・・・・・・・・・・・ 1 2 7

7. 埼玉工業大学大学院研究生規程・・・・・・・・・・・・・ 1 2 8

8. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科科目等履修生規程・・・・・・・・・・・・・ 1 3 0

9. 休学者の在籍料に関する細則・・・・・・・・・・・・・ 1 3 2

10. 埼玉工業大学技術補助員取扱要項・・・・・・・・・・・・・ 1 3 3

11. 埼玉工業大学技術補助員手当支給要項・・・・・・・・・・・・・ 1 3 5

12. 埼玉工業大学大学院生の学会等への参加にかかる旅費の取扱要項・・・・・・・・・・・・・ 1 3 6

13. 埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・ 1 3 7

14. 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の業績評価細目について・・・・・・・・・・・・・ 1 3 9

15. 埼玉工業大学留学生支援センター規程・・・・・・・・・・・・・ 1 4 2

埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程・・・・・・・・・・・・・ 1 4 4

埼玉工業大学大学院生の懲戒に関する規程・・・・・・・・・・・・・ 1 4 7

13大学の校舎配置図・・・・・・・・・・・・・

1. 施設案内図・・・・・・・・・・・・・ 1 5 5

2. 建物の各階平面図

1 号館(生命環境化学科)・・・・・・・・・・・・・ 1 5 7

2 号館(生命環境化学科)・・・・・・・・・・・・・ 1 5 8

6 号館(機械工学科棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 5 9

10 号館(大学院人間社会研究科棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 6 0

19 号館(情報システム学科)・・・・・・・・・・・・・ 1 6 1

21 号館(図書館棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 6 2

22 号館(情報システム学科)・・・・・・・・・・・・・ 1 6 3

23 号館(情報基盤センター棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 6 4

24 号館(大乗殿)・・・・・・・・・・・・・ 1 6 5

26 号館(正智塔)本部棟・・・・・・・・・・・・・ 1 6 6

27 号館(大学院工学研究科棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 6 9

29 号館(ハイテク・リサーチ・センター棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 7 2

30 号館(人間社会学部棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 7 3

31 号館(軽食堂棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 7 6

32 号館(クラブハウス棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 7 7

33 号館(ものづくり研究棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 7 8

34 号館(機械工学科総合実験実習棟)・・・・・・・・・・・・・ 1 7 9

臨床心理センター棟・・・・・・・・・・・・・ 1 8 0

大 学 の 概 要

1. 埼玉工業大学の概要

- 1. 1 校章の由来
- 1. 2 大学の沿革
- 1. 3 大学の構成
- 1. 4 事務局の主な取扱事項
- 1. 5 学生の書類提出先
- 1. 6 証明書類の申込先

2. 学 籍

- 2. 1 学生証
- 2. 2 学籍番号
- 2. 3 学籍の異動

3. 授業料

- 3. 1 授業料の納入方法
- 3. 2 授業料の納入期限
- 3. 3 授業料の延納願
- 3. 4 授業料未納者の除籍

4. 学生への連絡及び通知

5. 2025年度 学事予定表

6. 2025年度 大学院ガイダンス日程表

1 埼玉工業大学の概要

1. 1 校章の由来

埼玉工業大学の校章の図柄は、徳川家の家紋「三つ葉葵」に「大学」の文字を組み合わせたものである。

三つ葉葵が校章の基盤となっている理由は、当智香寺学園名にある智香寺が徳川家康公のご生母「於大の方」に縁りの寺院(茶毘の地)であり、その法名が「伝通院殿普光岳智香大禪定尼」であったためである。

なお、「三つ葉葵」の三つの葉には、それぞれに、本学の建学の精神である使命感、人生観、連帯感の三つの理想があらわされている。

1. 2 大学の沿革

明治36年2月	東京商工学校として東京市浅草森下町に創設
大正5年6月	実業学校に類する各種学校と認定(東京府)
大正11年4月	東京市神田駿河台3丁目2番地に移転
昭和10年4月	東京高等商工学校と改称
昭和13年4月	商業科を廃止、3ヵ年制の高等工学科を新設し、聖橋高等学校と改称
昭和19年4月	財団法人聖橋学園設立し、聖橋工業学校(4年制)に昇格
昭和22年4月	新学制により聖橋中学校を併設
昭和23年4月	新学制により聖橋高等学校開設(普通科・機械科)
昭和25年4月	聖橋高等学校に定時制を設置
昭和26年3月	財団法人を学校法人聖橋学園に組織変更
昭和26年9月	東京都荒川区尾久町5丁目871番地の新校舎に移転
昭和32年4月	定時制に商業科併設
昭和36年4月	埼玉県大里郡岡部町大字普濟寺1690番地に聖橋学園埼玉工業高等学校(機械科)を開設
昭和37年3月	聖橋学園埼玉工業高等学校閉校
昭和37年4月	埼玉県大里郡岡部町普濟寺1690番地に聖橋工業高等専門学校(5年制)開設
昭和46年3月	荒川区尾久町の聖橋中学校・聖橋高等学校(全日制・定時制)を閉校
昭和48年12月	学校法人聖橋学園を学校法人智香寺学園に改称
昭和51年4月	埼玉工業大学に工学部を開設 初代学長に工学博士永井芳男就任 (入学定員 機械工学科60名 環境工学科40名 電子工学科40名)
昭和53年4月	埼玉工業大学工学部教職課程の設置(免許教科「高一種工業」)
昭和54年3月	聖橋工業高等専門学校閉校
昭和56年4月	埼玉工業大学工学部の学生定員を変更 (入学定員 機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名)
昭和58年4月	埼玉工業大学学長に工学博士武藤義一就任
昭和60年4月	埼玉工業大学専門学校(情報処理科・ビジネス学科)開設
平成2年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各100名)
平成3年4月	埼玉工業大学学長に理学博士鈴木周一就任
平成4年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を設置 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各160名)
平成7年7月	埼玉工業大学学長に理学博士竹内正幸就任
平成10年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科修士課程開設 (入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成11年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を埼玉工業大学先端科学研究所に改組し、ハイテク・リサーチ・センターを設置
平成11年4月	埼玉工業大学工学部環境工学科を応用化学科に名称変更
平成11年10月	埼玉工業大学学長に工学博士秋山 守 就任
平成12年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を開設し、同時に同修士課程を博士前期課程に変更 (博士後期課程入学定員 システム工学専攻2名 物質科学工学専攻2名) (博士前期課程入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成12年4月	埼玉工業大学工学部学生定員変更 (入学定員 機械工学科120名 応用化学科120名 電子工学科120名)
平成12年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各152名)

平成12年12月 学校法人智香寺学園と学校法人祥苑学園が合併
 平成13年3月 埼玉工業大学専門学校閉校
 平成13年4月 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更
 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各144名)
 平成14年4月 埼玉工業大学工学部情報工学科を開設(入学定員 80名)
 平成14年4月 埼玉工業大学人間社会学部を開設
 (情報社会学科 入学定員120名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次)20名)
 (心理学科 入学定員 80名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次)10名)
 平成14年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更
 (機械工学科80名 応用化学科80名 電子工学科80名)
 平成14年4月 埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更
 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各 96名)
 平成15年4月 埼玉工業大学学長に工学博士永野三郎就任
 平成15年4月 埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更
 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各88名)
 平成15年4月 埼玉工業大学深谷高等学校を正智深谷高等学校に改称
 平成16年5月 埼玉工業大学臨床心理センターを設置
 平成18年4月 埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士課程を開設
 (入学定員 情報社会専攻10名 心理学専攻15名)
 平成19年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程を改組
 (入学定員 システム工学専攻6名 電子工学専攻7名 応用化学専攻7名)
 埼玉工業大学工学部を改組
 (入学定員 機械工学科60名 生命環境化学科80名 情報システム学科120名
 ヒューマン・ロボット学科60名)
 平成20年4月 埼玉工業大学人間社会学部学生定員変更
 (入学定員 情報社会学科120名 心理学科80名)
 平成21年4月 埼玉工業大学学生定員変更
 (入学定員 工学部 情報システム学科 110名)
 (入学定員 人間社会学部 情報社会学科 110名)
 平成22年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を改組
 (入学定員 システム工学専攻2名 電子工学専攻2名 応用化学専攻2名)
 平成23年4月 埼玉工業大学学長に工学博士内山俊一就任
 平成23年4月 埼玉工業大学工学部を改組
 (入学定員 機械工学科110名 生命環境化学科80名 情報システム学科120名)
 平成24年4月 埼玉工業大学に学習支援センター、キャリア支援センター及び留学生支援センターを設置
 平成25年4月 埼玉工業大学学生定員変更
 (入学定員 工学部 機械工学科110名 生命環境化学科100名 情報システム学科130名)
 (入学定員 人間社会学部 情報社会学科100名 心理学科60名)
 埼玉工業大学にもつくり支援センターを設置
 平成27年4月 埼玉工業大学学生定員変更
 (入学定員 工学部 機械工学科115名 生命環境化学科110名 情報システム学科135名)
 (入学定員 人間社会学部 情報社会学科90名 心理学科50名)
 平成28年4月 埼玉工業大学にもつくり研究センターを設置
 埼玉工業大学に教職センターを設置
 平成30年4月 埼玉工業大学にA I 研究センターを設置
 平成30年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科 博士前期課程及び博士後期課程を改組
 前期課程(入学定員 機械工学専攻6名 情報システム専攻7名 生命環境化学専攻7名)
 後期課程(入学定員 機械工学専攻2名 情報システム専攻2名 生命環境化学専攻2名)
 平成31年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更
 (入学定員 工学部 機械工学科120名 生命環境化学科90名 情報システム学科150名)
 埼玉工業大学に自動運転技術開発センターを設置
 令和6年4月 埼玉工業大学にクリーンエネルギー技術開発センター、地域連携センターを設置
 令和7年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更
 (入学定員 工学部 機械工学科100名 生命環境化学科60名 情報システム学科200名)

1. 3 大学の構成

埼玉工業大学 (Saitama Institute of Technology)

1) 大学院工学研究科 (Graduate School of Engineering)

【博士前期課程】

機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)

生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)

情報システム専攻 (Department of Information Systems)

【博士後期課程】

機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)

生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)

情報システム専攻 (Department of Information Systems)

2) 大学院人間社会研究科 (Graduate School of Human and Social Studies)

【修士課程】

情報社会専攻 (Department of Informational Society Studies)

心理学専攻 (Department of Psychology)

3) 工学部 (Faculty of Engineering)

総合工学系 (Interdisciplinary Engineering Programs)

機械工学科 (Department of Mechanical Engineering)

生命環境化学科 (Department of Life Science and Green Chemistry)

情報システム学科 (Department of Information Systems)

4) 人間社会学部 (Faculty of Human and Social Studies)

情報社会学科 (Department of Informational Society Studies)

心理学科 (Department of Psychology)

5) 基礎教育センター (Foundation Study Center)

6) 先端科学研究所 (Advanced Science Research Laboratory)

臨床心理センター (Training and Research Center of Clinical Psychology)

産学官交流センター (Collaboration Center for Industry、Academia and Government)

7) 図書館 (Library)

8) 情報基盤センター (Information Technology Center)

9) 学習支援センター (Learning Support Center)

10) キャリア支援センター (Career Support Center)

11) 留学生支援センター (International Students' Support Center)

12) 自動運転技術開発センター (Autonomous Driving Technology Development Center)

13) クリーンエネルギー技術開発センター (Clean Energy Technology Department Center)

14) 地域連携センター (Regional Cooperation Center)

15) 教職センター (Center for Teaching Profession)

教職課程 (Course for Teaching Profession)

16) 学生相談室 (Student Counseling Office)

17) 学生ハラスメント相談室 (Harassment Counseling Office)

18) 事務局 (Administration Office)

学長管轄	(IR 室)
法人本部	(内部監査室、法人総務課 管財課 会計課)
教学部	(学生課 教務課 入試課 就職課 教育研究支援課 学術情報課)

1. 4 事務局の主な取扱事項

事務局窓口の取扱時間

月曜日～金曜日 9:00～17:30

事務局の主な取扱事項

① 法人本部

法人総務課 (26 号館 8・9F)

- ・法人運営の企画・立案・調査に関すること
- ・寄附行為、諸規程の制定・改廃並びに整備に関すること
- ・教職員の人事・服務・福利厚生に関すること

管財課 (26 号館 8F)

- ・施設・設備の管理
- ・構内の整備・清掃
- ・スクール・バスの運行

会計課 (26 号館 8F)

- ・学費振込票の交付
- ・学費の収納・督促
- ・学生会・後援会等諸会費の受託収納
- ・証明書等手数料収納

② 教学部

学生課 (26 号館 1F)

- ・学生(留学生、障害を持つ学生等を含む)の相談と健康管理に関すること
- ・学生証/学生割引証/在学証明/通学証明/卒業証明/卒業見込証明/健康診断書の発行
- ・日本学生支援機構奨学金及び各種奨学金に関すること
- ・学費の延納申請等に関すること
- ・入学式・学位記授与式等の行事に関すること
- ・学生の車両通学に関すること
- ・学生食堂及び学内売店に関すること
- ・遺失物・拾得物に関すること
- ・学生傷害保険に関する事務取扱
- ・国家試験及び資格の情報提供
- ・アルバイト及び下宿・アパート等の情報提供
- ・厚生施設・運動施設の利用事務取扱
- ・後援会に関すること

教務課 (26 号館 1F・30 号館 1F)

- ・授業日程・時間割・試験に関すること
- ・履修登録に関すること
- ・成績及び進級・卒業に関すること
- ・教職課程及び教員免許状に関すること
- ・科目等履修生・研究生に関すること
- ・休学・退学・除籍等の学籍に関すること
- ・成績証明書の発行

入試課 (26 号館 4F)

- ・大学院及び大学の学生募集の企画及び立案に関すること
- ・大学院及び大学の入学試験の企画及び立案に関すること
- ・大学の広報活動・広告案内に関すること

就職課 (26 号館 1F)

- ・就職指導及び相談
- ・就職の紹介・斡旋

教育研究支援課(23号館1F・29号館1F)

○23号館1F

- ・情報基盤センターに関すること
- ・パソコン実習室(23号館)の管理に関すること
- ・メールアドレス及びユーザーアカウントの管理に関すること

○29号館1F

- ・先端科学研究所に関すること

学術情報課(21号館1F)

- ・図書館に関すること

1. 5 学生の書類提出先

① 次の書類は、学生課へ提出してください。

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
誓約書	入学時	
身上申告書	入学時	様式1
欠席届	当該日の後1週間以内	様式2
住所変更届(学生・保証人)	速やかに	様式3
保証人変更届	速やかに	様式4
改姓届(学生・保証人)	速やかに、改姓を証明できる書類を添付	様式5
合宿届	1週間前まで、名簿・計画表を添付	様式6
学外活動届(大会・行事・練習・練習試合)	1週間前まで、名簿を添付	様式7
施設・設備使用許可願	3日前まで(平日、時間外、休日)	様式8
学内物品使用許可願	1週間前まで	様式9
学外研修届	1週間前まで、名簿・計画表を添付	様式10
学生団体結成願	速やかに、規約・名簿・年度活動表を添付	様式11
学生団体解散届	解散後1週間以内	様式12
学内集会届	3日前まで	様式13
学生団体規約変更届	1週間前まで、新旧団体規約を添付	様式14
学外団体加盟許可願	1週間前まで、加盟団体規約を添付	様式15
掲示許可願	前日まで、掲示物を添付	様式16
出版・印刷物配布許可願	前日まで、出版・印刷物を添付	様式17
車両通学許可願	速やかに、保険契約書(写)を添付	様式18
学生納付金延納願	学費納入期限前	様式19
紛失・盗難・捨得物届	速やかに	様式20
事故(ケガ)報告書	事故(ケガ)発生から1週間以内	様式21

- ② 次の書類は、教務課へ提出してください。（※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です）

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
履修登録票	履修登録期限内に提出	
欠席届	1週間以上欠席、診断書及び理由書を添付	
休学願	2か月以上欠席、診断書及び理由書を添付	
復学願		
退学願	学生証の返却	

1. 6 証明書類の申込先

学生の各種証明書類は、学生課または教務課へ申込んでください。

証 明 書 類		手数料	申込先	発行日
学生証(再発行の場合)		2,000円	学生課	即日発行
在学証明書		300円	自動発行機	即日発行
修了見込証明書		300円	自動発行機	即日発行
成績証明書(日本語版)		500円	自動発行機	即日発行
成績証明書(英語版)		1,000円	学生課	1週間後
学位取得証明書(日本語版)		300円	学生課	翌日発行
学位取得証明書(英語版)		500円	学生課	1週間後
健康診断書		300円	自動発行機	即日発行
保険加入証明書		300円	学生課	翌日発行
研究生在学証明書		300円	学生課	翌日発行
学生旅客運賃割引証(学割)		無料	自動発行機	即日発行
通学証明書		無料	学生課	即日発行
仮学生証		無料	自動発行機	即日発行
入国理由書		300円	学生課	翌日発行
車両通学許可証		無料	学生課	即日発行
教育職員免許状 関係の証明書	学力に関する証明書	無料	教務課	1週間後
	教員免許状取得見込証明書			翌日発行
就職活動等に関する 証明書	修了見込証明書	100円	自動発行機	即日発行
	成績証明書	100円	自動発行機	即日発行
	健康診断書	100円	自動発行機	即日発行

※ 26号館1Fに設置されている証明書自動発行機を利用する場合は、学生証が必要です。

2. 学 籍

学籍は、本学の在学者としての身分をもっていることを意味しています。

学籍を登録するための要件としては、①入試合格、②入学手続の完了、③入学式への出席等があります。

入学手続は、定められた期間内に、①学費の納入、②誓約書、身上申告書、大学の卒業証明書及び大学院の修了証明書等必要書類の提出を行います。

2. 1 学生証

学生証は、本学の学籍取得を証明する証書(身分証明書)であり、学籍番号、所属する研究科・専攻、氏名、生年月日、発行日が記載され、学生の写真を貼付しています。

学生は、毎年度始めに在籍確認を行います。

学生証を紛失、汚損の場合は学生課にて再交付を受け、常に携帯してください。

退学等により学籍を失ったとき、また、修了により有効期限を経過したときは、ただちに学生課に返還してください。

2. 2 学籍番号

学籍番号は、本学の学生として身分を取得したものに付けられた学籍照合の番号であり、学生証に7桁の数字で記載されます。

修学上の手続及び証明書類の申込みの際は必ず記入する必要があります。

学籍番号のしくみはつぎの通りです。

【2025年度以降の入学者に適用する学籍番号】

	① 入学年度（西暦下2桁 2025年度入学）
	② 研究科コード 6＝人間社会研究科 修士課程
25 0 0 001	③ 専攻コード 1＝情報社会専攻 2＝心理学専攻
① ② ③ ④	④ 所属専攻内の個人番号

2. 3 学籍の異動

入学、退学、休学、除籍、修了など、在学関係に変更が生ずることを学籍の異動といいます。

学籍異動に関する相談及び手続きは、教務課で受け付けます。

【入 学】

入学の種類には、修士入学及び博士入学の他、再入学などがあります。

【修 了】

修士課程の学生の修了要件は、原則として、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することです。修士（情報社会）または修士（心理学）の学位が授与されます。

【休 学】

病気その他やむを得ない理由で引き続き2か月以上修学しないことをいいます。

休学できる期間は、2年以内です。
休学した期間は、修業年限及び在学年限の期間に参入しません。
休学者については休学期間等に応じ在籍料を授業料に代えて納入しなければなりません。

【復 学】

休学期間の満了または休学の解除・中断によって再び修学することをいいます。
復学の手続きは、9月上旬または3月上旬までに教務課へ申し出てください。
復学する学年は、原則として、休学した時点の学年となります。

【退 学】

願い出による退学、命令による退学、懲戒処分による退学があります。
病気その他本人の都合により退学を願い出るときは、退学願(学生証添付)を教務課に提出し、学長の許可を得てください。なお、退学者は、修了前に大学を退くのですからすべて中途退学(中退)となります。

【除 籍】

除籍は、一定事由の発生により、自動的に学生の学籍を抹消する処置をいいます。
次のいずれかに該当する者は、在学契約上の義務不履行者として除籍となります。
①正当の事由なく所定の授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき
②学則第14条に定める在学年数に達したとき
③死亡の届出のあったとき

3 授業料

授業料の費目としては、入学金の他、授業料があります。
費目やその金額については、学則別表2にて確認してください。

3. 1 授業料の納入方法

授業料は、本学指定の授業料振込用紙により、金融機関から振込んでください。

授業料振込用紙は、毎年4月上旬に会計課から保証人(父母)宛に、①年額記載の振込用紙と、②分納前期額記載の振込用紙の2枚を郵送します。

新入生を含め2回払い(分納)の学生については、③分納後期額記載の振込用紙を8月下旬に郵送します。

保証人の住所・氏名等は、入学手続きの際提出した書類に基づき記載していますので、その後変更があった場合は、必ず変更届を学生課に提出してください。

なお、授業料振込用紙が届かないとき、紛失してしまったときは、会計課または学生課に連絡してください。

3. 2 授業料の納入期限

授業料の納入期限は、次の通りです。

納入方法	使用振込用紙	授業料	納入期限
年額一括納入	①	1年分	4月末日
年2回払い	②	分納前期分	4月末日
	③	分納後期分	9月末日

3. 3 授業料の延納願

特別な理由により、授業料が期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限(4月末日、9月末日)前に、本学所定の「学生納付金延納願」を学生課に提出してください。

延納を許可される期間は、前期・後期とも正規の納入期限から起算して3か月以内です。

3. 4 授業料未納者の除籍

授業料が所定の手続きを経ないで未納の場合は、学則により、除籍処分となります。

4 学生への連絡及び通知

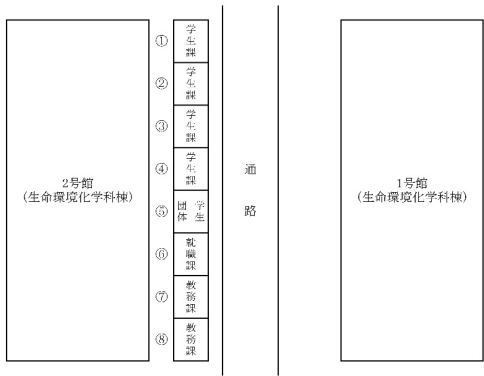
大学院学生への連絡及び通知は、ネットの「LiveCampus」、紙による「掲示板」を通じておこないます。学生の呼び出し、休講情報や教室変更などを案内します。登校前や登校後には必ず各種案内を確認してください。

案内を見落としたために生じる不都合は、すべて諸君自身に帰することになりますので注意してください。学生からの電話による問い合わせには応じられませんので、必要に応じて事務局(教務課・学生課)の窓口に来てください。

緊急かつ止むを得ない場合は、下記の連絡先を利用してください。

学生課(直通) 048-585-6812 / 教務課(直通) 048-585-6813

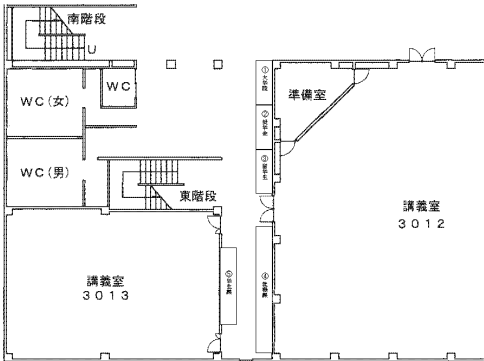
学生と直接関係のある学生課、教務課及び就職課の掲示場所(概略図)は、以下のとおりです。



【主な掲示物】

- ①～④ 学生課 [奨学金情報・行事日程等]
- ⑤ 学生団体 [学生団体行事等]
- ⑥ 就職課 [就職情報・ガイダンス、セミナー]
- ⑦～⑧ 教務課 [試験日程・授業の休講・時間割変更]

26 号館(正智塔)出入り口



【主な掲示物】

- ① 大学院生
- ②③⑤ 学生課[奨学金情報・行事日程等]
- ④ 就職課 [就職情報・ガイダンス、セミナー]

30 号館

令和7年度(2025) 人間社会研究科学事予定表(4月～8月)

月	火	水	木	金	土	日	
4月		1	2	3	4	5 6	4/1 入学式、新入生入学手続き 【新入生】4/4 健康診断
	7	8	9	10	11	12 13	4/7 ネットワーク利用免許講習会 4/8 教務ガイダンス
	14	15	16	17	18	19 20	4/10 履修ガイダンス・履修登録
	21	22	23	24	25	26 27	【在学生】4/9 前期ガイダンス 4/11 前期授業開始
	28	29	30				4/9～17 履修登録期間、4/18～24 履修訂正期間 4/29 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
5月	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ ⑪	5/7～9 全学休講日
	12	13	14	15	16	17 18	
	19	20	21	22	23	24 25	
	26	27	28	29	30	31	
6月	2	3	4	5	6	7 8	6/7・14・21・28 前期補講日(集中講義日)
	9	10	11	12	13	14 15	
	16	17	18	19	20	21 22	
	23	24	25	26	27	28 29	
	30						
7月		1	2	3	4	5 6	7/5・12・19・25～31 前期補講日(集中講義日)
	7	8	9	10	11	12 13	
	14	15	16	17	18	19 20	
	21	22	23	24	25	26 27	7/21 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
	28	29	30	31			
8月					1	2 3	8/1～8/7 前期末定期試験期間
	4	5	6	7	8	9 10	8/8～9/10 インターンシップ・短期留学推奨期間
	⑪	12	13	14	15	16 17	8/8～9/10 夏期休業期間
	18	19	20	21	22	23 24	8/21・22 前期末成績発表、成績質問受付
	25	26	27	28	29	30 31	8/26～29 前期追試

- 国民の祝日
- 大学行事等に伴う休講日
- 祝日授業日

令和7年度(2025) 人間社会研究科学事予定表 (9月～3月)

	月	火	水	木	金	土	日	
9月	◇	2	3	4	5	6	7	9/1 大学院1期
	8	9	10	11	12	13	14	9/10 前期授業終了、9/11 後期がイタンス
	15	16	17	18	19	20	21	9/12 後期授業開始、9/12～26 履修訂正期間
	22	23	24	25	26	27	28	9/15 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
	29	30						9/23 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、火曜日授業を行います。
10月			1	2	3	4	5	10/10～13 学園祭期間(授業休講) 【10/11・12学園祭】
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			
11月						1	2	11/1・8・29 後期補講日(集中講義日)
	3	4	5	6	7	8	9	11/3 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	11/24 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
12月	1	2	3	4	5	6	7	12/6・20 後期補講日(集中講義日)
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	12/22 授業終了、12/23～1/4 冬期休業期間
	29	30	31					
1月			1	2	3	4		1/5 授業再開、1/10 大学創立記念日
	5	6	7	8	9	10	11	1/5～9 後期補講日(集中講義日)
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	1/19～23 学年末定期試験期間
	26	27	28	29	30	31		
2月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	2/4・5 学年末成績発表、成績質問受付
	9	10	11	12	13	14	15	2/9～10・12～13 後期追試期間
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	◇	27	28	2/27 大学院2期
3月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	3/3 判定会議
	9	10	11	12	13	14	15	3/6 進級・修了判定発表
	16	17	18	19	20	21	22	3/16 後期授業終了、3/17 学位記授与式
	23	24	25	26	27	28	29	3/25～27 在学生健康診断、3/18～31 春期休業期間
	30	31						

●

国民の祝日

○

大学行事等に伴う休講日

□

祝日授業日

2025年度 大学院ガイダンス日程表

日程	時間	行事	対象者・場所									
			機械工学		生命環境化学		情報システム		情報社会		心理学	
4月1日(火)	集合9:50 開式10:00	入学式	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1	大東殿	M1	大東殿
	入学式終了後	新入生入学手続き	M1・D1	2623	M1・D1	2623	M1・D1	2623	M1	2623	M1	2623
		昼休み										
	13:20-13:40	各専攻学説明会	留学生以外のM1・D1	大東殿	留学生以外のM1・D1	大東殿	留学生以外のM1・D1	大東殿	留学生以外のM1	大東殿	留学生以外のM1	大東殿
		留学生ガイダンス	留学生のM1・D1	3037	留学生のM1・D1	3037	留学生のM1・D1	3037	留学生のM1・D1	3037	留学生のM1・D1	3037
	13:50-15:00	交通安全講習会	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1・D1	大東殿	M1	大東殿	M1	大東殿
4月2日(水)												
4月3日(木)												
4月4日(金)	AM	健康診断(女性) ※日程詳細は学生課より別途案内	女性M1・M3～D1・D4～	大東殿	女性M1・M3～D1・D4～	大東殿	女性M1・M3～D1・D4～	大東殿	女性M1・M3～	大東殿	女性M1・M3～	大東殿
	PM	健康診断(男性) ※日程詳細は学生課より別途案内	男性M1・M3～D1・D4～	大東殿	男性M1・M3～D1・D4～	大東殿	男性M1・M3～D1・D4～	大東殿	男性M1・M3～	大東殿	男性M1・M3～	大東殿
4月5日(土)												
4月6日(日)		AM 昼休み										
4月7日(月)	13:00-14:00	ネットワーク利用講習会	M1・D1	2321	M1・D1	2321	M1・D1	2321	M1	2321	M1	2321
	14:10-15:40	SciFinder利用講習会	希望者	2321	全学年	2321	希望者	2321				
4月8日(火)	10:40	教務ガイダンス	全学年	2632	全学年	2632	全学年	2632	全学年	2632	全学年	2632
	11:00-12:00	専攻別教務ガイダンス	全学年	2631	全学年	2633	全学年	2632	全学年	3047	全学年	3047
	教務ガイダンス後	教員免許状取得者説明	教員免許状取得希望のM1	26号館1階教務課	教員免許状取得希望のM1	26号館1階教務課	教員免許状取得希望のM1	26号館1階教務課	教員免許状取得希望のM1	26号館1階教務課	教員免許状取得希望のM1	26号館1階教務課
		昼休み										
	13:00	技術士試験制度説明会	希望者	2632	希望者	2632	希望者	2632	希望者	2632		
	14:00	TA研修会	TA候補者	2632	TA候補者	2632	TA候補者	2632	TA候補者	2632	TA候補者	2632
	14:30	専攻別TAガイダンス・調整会	TA候補者	2631	TA候補者	2633	TA候補者	2632				
	15:30-16:30	情報基盤センターTAガイダンス	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321	学内PC使用講義のTA候補者	2321
4月9日(水)												
4月10日(木)	9:10-9:50	就職ガイダンス	M1・D1	3012	M1・D1	3012	M1・D1	3012	M1	3011	M1	3011
		昼休み PM										
4月11日(金)		前期授業開始(通常授業)										

人間社会研究科の案内・指導内容

1. 人間社会研究科案内
2. 人間社会研究科指導内容

履修概要

1. 人間社会研究科修士課程授業科目表（情報社会専攻）
2. 大学院修士課程情報社会専攻における履修モデルについて
 - 2.1 情報社会専攻「情報社会システム教育研究分野」の履修科目
 - 2.1.1 履修モデルA
 - 2.1.2 履修モデルB
 - 2.1.3 履修モデルC
 - 2.2 情報社会専攻「メディアデザイン教育研究分野」の履修科目
 - 2.2.1 履修モデルA
 - 2.2.2 履修モデルB
3. 人間社会研究科修士課程授業科目表（心理学専攻）
4. 大学院修士課程心理学専攻における履修モデルについて
 - 4.1 心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の履修科目
 - 4.1.1 履修モデルA
 - 4.1.2 履修モデルB
 - 4.2 心理学専攻「臨床心理学教育研究分野」の履修科目
 - 4.2.1 履修モデルA
 - 4.2.2 履修モデルB

教職課程

1. 本学で取得できる専修免許状の種類と免許教科
2. 教職課程の登録方法
3. 専修免許状取得に必要な単位の修得方法
4. 専修免許状の申請
5. 教員採用試験
6. 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ
7. 教職センター利用（相談・支援）

人間社会研究科では、情報技術と、行政・経営、映像・音響など他分野との融合領域を網羅した情報社会専攻、心理学の高度でより専門的な知識と技能を持った研究技術者や公認心理師(国家資格)、臨床心理士の養成を目的とした心理学専攻の2専攻を設置しております。また本研究科では、最新の研究設備を備えるとともに、学内外で幅広く先導的に活躍する優れた教授陣が指導にあたります。社会で即戦力として活躍できるプロフェッショナルを養成すると同時に、地域の研究拠点としても活動しています。

情報社会専攻

本専攻には、情報社会学科における教育内容と連動して、情報社会システム教育研究分野とメディアデザイン教育研究分野の2分野があります。各分野では、情報技術力、法律や経済などの社会知識、映像・音響の創造的表現力など幅広い要素を核に、高度な知識と確かな技術を身につけた人材の養成を目指しています。

◆情報社会システム教育研究分野◆

行政知識と経営知識、および、情報技術の習得を知識基盤とした行政情報システムやビジネス情報システムの創成を担う人材を養成します。修了後は、ITプロジェクト・マネージャーやITコンサルタント、企業経営とIT戦略の双方に責任をもつCIO(情報統括責任者)など高度な専門的職業人や研究者として活躍することが期待されます。

◆メディアデザイン教育研究分野◆

デジタル技術を活用した各種コンテンツ制作に必要な専門知識と情報化社会に求められる幅広い教養を兼ね備えた人材を養成します。修了後の進路は、CG映像制作者やWebデザイナー、メディア・デザイナー、次世代サービス開発における専門的職業人および研究技術者、行政や企業の広報部門といった幅広い分野での活躍が期待されます。

心理学専攻

本専攻では、実験心理学に関連する最先端の研究施設や臨床心理センターを活用して、基礎心理学と臨床心理学の両面から、少人数による徹底した教育・研究を行っています。人間の行動を科学的に解明し、高度な専門知識と技能を持った研究技術者や公認心理師(国家資格)、臨床心理士を養成することに主眼を置いています。

◆実験心理学教育研究分野◆

認知科学について深く学び、最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成します。修了者の進路としては、大学、企業の研究機関において活躍できる研究者・研究技術者や心理職公務員などが想定されています。

◆臨床心理学教育研究分野◆

臨床心理学についての専門的な知識と、心理臨床にかかわる場合の姿勢を学び、高度な専門性を求められる職業人としての公認心理師(国家資格)や臨床心理士(第1種指定校)を養成します。また、臨床心理学教育研究分野の大学院生の臨床実習施設として「埼玉工業大学臨床心理センター」が設置されています。

2. 人間社会研究科指導内容

情報社会専攻

情報社会システム

教育研究分野

高度の行政知識・経営知識と情報技術を駆使しうる能力の育成を基盤として、知識基盤社会で求められている豊かな創造力と構想力を備えたITプロジェクト・マネージャーやITコンサルタント、さらには、企業経営とIT戦略の双方に責任を持つCIO（Chief Information Officer、情報統括責任者）などの分野で活躍が期待できる人材を養成します。

村山 要司 教授 博士(工学) (日本大学)

◆研究テーマ例

デジタルマーケティング
最適化、シミュレーション
ビジネスプロセスの効率化

◆研究指導内容概略

経営における諸問題に対してコンピュータサイエンスを用いて解決を図る。マーケティング戦略、生産・流通マネジメントやビジネスプロセス等の広範囲な実問題に対し、モデリング及び最適化や、その解法としてのAI(機械学習)、遺伝的アルゴリズム、群知能等の応用をテーマとして、研究指導を行う。

◆略歴・学会活動等

東芝情報システム株式会社、その後ITベンチャー代表取締役社長、
日本大学生産工学部非常勤講師等を経て令和3年本学教授就任。
日本情報ディレクトリ学会、日本ロジスティクスシステム学会会員

高橋 広治 教授 博士(理学) (京都大学)

◆研究テーマ例

星団の進化
コンピュータ・シミュレーション
データ解析

◆研究指導内容概略

高度情報社会である現代においては、膨大な量のデータが刻々と生み出されている。そのようなデータを、人間にとって有用な真に生きた情報として活用するためには、各々の問題に合った適切なデータ処理を高速に行うことができる情報システムが必要不可欠である。そのようなシステムの構築を目指して、コンピュータを使った検索、分類、統計解析、データマイニングなどの様々なデータ処理の手法の開発や、それらの手法を応用した社会現象の分析などをテーマとした研究指導を行う。

◆略歴・学会活動等

日本学術振興会特別研究員、東京大学大学院リサーチ・アソシエイト等を経て、平成14年本学助教授就任。平成25年現職。
日本天文学会、国際天文学連合(IAU)、情報処理学会会員

本吉 裕之 教授 経営管理修士 (早稲田大学)

◆研究テーマ例

経営企画/新規ビジネス企画構築
ツーリズム/ホスピタリティ/地方創生

◆研究指導内容概略

「人の心を掴み、感動を与える」ビジネスやサービスを研究。様々な事例や失敗例、時間軸発想・社会心理などがもたらす消費行動からアイデアを生み出す「目的展開」をベースに研究指導を行う。地域連携活動において、自走する収益モデルの構築を実践。

◆略歴・学会活動等

JTB、株式会社一休(一休.com)、
東北芸術工科大学デザイン工学部企画構想学科 准教授を経て、令和3年本学准教授就任。令和7年より現職。
失敗学会、日本マーケティング学会会員
福島県只見町観光公社取締役、深谷商店街連合会顧問
本学地域連携センター長

林 信義 教授 修士(経営学) (横浜国立大学)

◆研究テーマ例

ビジネスモデル
経営管理/コーポレート・ガバナンス

◆研究指導内容概略

企業が持続的に成長していくためには顧客に対して他社よりも優れた価値を提供することが必要である。企業はこのような優位性を獲得することを目指して、開発、生産、物流、販売などの活動を行っている。実際の企業活動を調査分析し、優れたビジネスモデルについて研究指導を行う。

◆略歴・学会活動等

株式会社日本総合研究所を経て、平成27年本学教授就任。
日本ビジネスモデル学会

茂木 勇	教授	博士(工学) (東京工業大学)
◆研究テーマ例 地域マネジメントと事業評価 地域マネジメントにおけるICT技術の活用 地域づくり人材の育成 など ◆研究指導内容概略 人口減少期に突入した我が国では、持続可能な地域社会が求められており、都市計画や福祉、教育、観光等の諸分野で、地域マネジメント手法が導入されている。一方、地域の実情としては、地域資源が縮小した結果、各活動主体の負担が課題となっており、持続可能な地域マネジメントのあり方が問われている。研究指導にあたっては、実際の地域活動事例を調査・分析し、望ましい地域マネジメントについて考究することとしたい。 ◆略歴・学会活動等 住友信託銀行㈱、前橋市役所を経て、令和7年本学教授就任。 日本都市計画学会、日本地域政策学会会員		

李 艶 紅	准教授	博士(法学) (早稲田大学)
◆研究テーマ例 株式会社法制における種類株式制度 株式の所有構造と会社支配権のあり方 証券市場における上場規制など ◆研究指導内容概略 株式会社は、経済社会の担い手であり、また重要な構成要素でもある。経済社会が国際情勢、環境問題など様々な問題に直面している今日において、株式会社に關する法制度のあり方はますます重要な研究分野となってきた。研究指導内容は会社法分野のテーマを中心に、行いが、学生の関心のあるテーマに沿って、幅広く調査・研究し、法制度のあり方を深掘りしていく。 ◆略歴・学会活動等 早稲田大学法学術院比較法研究所・助手、日本証券業協会・招聘研究員、税務大学校、立教大学経済学部および清和大学法学部・非常勤講師などを経て、平成30年本学講師就任。令和4年より現職。 日本私法学会会員 東京商事法研究会会員		

メディア・デザイン

教育研究分野

現代の文化状況及び情報科学の研究状況を踏まえ、コンピューター・グラフィックス、コンピューター・ミュージック、マルチメディアなどに関する最先端のスキルの学修を基礎に、映像と音響というコンテンツ作製における主要な2領域において少人数の徹底した指導を行うことにより、単に個としての表現者にとどまらず、行政や企業の広報部門、マスコミなど、変化し発展する現代社会の多くの新しい領域で活躍ができる人材を養成します。

山路 康文 教授	修士(美術学) (東京藝術大学)
◆研究テーマ例 プロダクトデザイン、UX/UIデザイン、CMFデザイン、商品企画開発、STEAM教育、地域格差的課題解決、医療機器開発(秋田大学連携研究)	
◆研究指導内容概略 様々な領域の製品開発にかかるプロダクト・グラフィック・UX/UI・色彩戦略デザインを担当してきた経験から、ハード・ソフト・サービスまで融合した製品開発の進め方や表現手法を指導します。実際の製品デザインの開発工程に基づいた学習・研究を通じて、製品開発に必要な「問題発見力」「企画立案力」「表現力(可視化力・プレゼンテーション力)」などを高めます。 学生の指向や方針によって「3Dデリング&プリント技術習得」「デザイン思考(問題発見&企画力)習得」その他関連技術や思考習得など、出来るだけ個別に対応します。	
◆略歴・学会活動等 SONY株式会社にてTV・オーディオ・カメラ・色彩戦略などのデザインを担当後、株式会社ガイナズにて生活雑貨全般のデザインを担当。2015年神輿のIT企業にてCIO事業開発を担当しつつ東京藝術大学非常勤講師を18年間担当。2017年秋田公立美術大学准教授、2019年横浜美術大学プロダクトデザインコース准教授、東京家政大学、日本生産工学部非常勤講師を経て、2025年より本学教授就任。2016年より総合的なデザイン業務を行う個人事業主として様々なクライアントのデザイン業務を担当。	

森 沢 幸博 教授	修士 (メディアデザイン学) (慶應義塾大学)
◆研究テーマ例 コンピューター・グラフィックス、ヒューマンコンピュータインタラクション、インタラクティブメディア	
◆研究指導内容概略 人間の感覚を拡張するデジタル技術の発展によって、アート表現やコミュニケーション手法は大きく変化する可能性を持っている。物質的な世界とデータをつなぐメディアウムの融合によって生み出されるインスタレーションやCG映像、XR(extended reality)アート、グラフィックデザイン等の制作を通じて、次世代の情報化社会に求められる専門知識や創造性に関する研究指導を行う。	
◆略歴・学会活動等 埼玉女子短期大学大学准教授、玉川大学リベラルアーツ学部非常勤講師を経て、平成27年本学准教授就任。 情報処理学会、ヒューマンインタフェース学会所属 財団法人画像情報教育振興協会認定CG講師	

平田 文子 准教授	博士(文学) (神戸大学)
◆研究テーマ例 社会学, 社会思想	
◆研究指導内容概略 フランス社会学の祖といわれるエミール・デュルケームは、社会の統合と個人のエゴイズムの関係から自殺における3つの社会的風潮を説きました。 個人と社会は切り離し不可能な関係にあります。両者の相互作用によって起こる現象について考察し、社会思想の系譜を研究します。	
◆略歴・学会活動等 早稲田大学、東海大学などで教職課程科目の非常勤講師を経て2020年度から本学に就任。	

岡本 陸 講師	修士(工学) (千葉工業大学)
◆研究テーマ例 デザイン学, 情報デザイン, コミュニケーションデザイン, 創造的自己信念	
◆研究指導内容概略 情報デザインは、デジタル空間において「情報を適切に伝達し、人間の行動を支援する」役割がある。しかし近年は、現実空間における人間同士、あるいは生成AIとのインタラクションのカチナすらも情報デザインの対象となってきた。 グラフィックデザイン、UI設計等の制作を通じて、制作物そのものだけではなく、制作プロセスのあり方を含めた情報のカチのあり方を探究する。	
◆略歴・学会活動等 千葉工業大学大学院工学研究科工学専攻博士課程所属、神田外語学院でデザイン科目の非常勤講師を経て、2025年度から本学に就任。 日本デザイン学会所属	

◆ 情報社会専攻授業科目 ◆

専攻共通科目

情報セキュリティ特論
知識情報特論
知識情報特別演習
教育文化研究特論

情報社会特別演習Ⅰ
情報社会特別演習Ⅱ

情報社会システム教育研究分野

システム開発方法特論
シミュレーション特論
ネットワーク・システム特論
地域情報化特論
経営情報システム特論
経営判断システム特論
企業法特論Ⅰ
企業法特論Ⅱ
企業戦略特論

<特別研究（修士論文）>
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ
情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ

メディアデザイン教育研究分野

ヒューマン・インターフェース特論
知覚心理学特論
イメージ創造特論
マルチ・メディア情報処理特論
映像情報特論
デザイン・アート表現特論

<特別研究（修士論文）>
情報表現特別演習Ⅰ
情報表現特別演習Ⅱ
情報表現特別演習Ⅲ
情報表現特別演習Ⅳ

心理学専攻

実験心理学

教育研究分野

実験心理学教育研究分野では、知覚や思考などの情報処理プロセスを研究する認知科学を軸に、心を生み出す脳の仕組みや働きを研究する脳科学、人間行動の基本原理を研究する行動科学などの専門的なカリキュラムが構成されています。これにより、最先端の実験心理学研究に寄与する研究技術者の養成を図るとともに、心理学関連の専門職(心理職公務員等)への就職あるいは大学院博士課程に進学し、研究者となることが可能な人材を教育することを目指しています。

河原 哲雄 教授	教育学修士(東京大学)
◆研究テーマ例 文章理解と知識獲得／言語獲得過程の計算モデル／ アナロジーによる問題解決／メタファ理解過程の実験的研究／ 意思決定過程の強化学習モデル	
◆研究指導内容概略 人間が経験からの帰納によって知識や技能、言語能力などを獲得する オンライン認知過程を、心理学実験やコンピュータ・シミュレーション、 理論的検討などの手法を用いて研究する。 また、獲得された知識や技能、能力の現実場面における使用過程や、 それらが現実場面において有効に機能するための条件といった教育的 含意についても研究する。これらの研究領域における最先端の研究を 遂行するために必要な、研究計画法やデータ解析法、シミュレーション 技法や、各種の実験機器の使用法などについても研究・指導する。	
◆略歴・学会活動等 東京大学大学院助手を経て、平成15年度本学助教就任、 平成24年度より現職。 日本心理学会、日本認知科学会、日本認知心理学会、 日本教育心理学会、日本基礎心理学会、人工知能学会、 日本犯罪心理学会、日本願学会	

大塚 聡子 教授	博士(心理学)(東京大学)
◆研究テーマ例 奥行き知覚の時空間特性 観察者の運動と視対象認知 視覚の注意	
◆研究指導内容概略 奥行き(3次元的な空間構造)を知覚する機構の解明に関する教育指導 を行う。人間の視覚系は、奥行きを知覚するために、両眼視差(2つの 目の間の網膜像のずれ)や運動視差(観察者の運動により生じる網膜像 の動きなど複数の手がかりによる情報を統合していると考えられている。 本研究室では、心理学的手法により、これらの手がかり情報を処理し 統合する機構を明らかにする研究を行う。また、観察者の探索的な身体 運動や眼球運動が奥行き知覚や視対象認知に及ぼす影響について も扱う。	
◆略歴・学会活動等 東京大学IML研究機関研究員等を経て、平成14年度本学講師就任、 平成17年度准教授、平成26年度より現職。 日本心理学会、日本基礎心理学会、日本視覚学会、日本認知心 理学会、アメリカ心理学会等	

泉 水 清 志 教授	修士(心理学)(青山学院大学)
◆研究テーマ例 倫理的消費とクチコミ・SNS・コミュニケーションスキルの関連性 クチコミ・SNSの共感が消費者行動に及ぼす影響 異文化共生社会における友人関係	
◆研究指導内容概略 現代の人や社会の特徴を社会心理学的視点から研究を行う。 ビジネス場面や日常生活における興味や関心に基づき、消費者行動、産業・ 組織心理、ソーシャル・メディア(SNS)、コミュニケーション、対人関係など、様々 な心理や行動をデータに基づいて研究する。倫理的(エシカル)消費、SDGs、 サステナブル、eスポーツ、地域貢献など、これらに社会に役立つ内容を幅 広く扱う。	
◆略歴・学会活動等 洗足学園大学非常勤講師、青山学院大学非常勤講師、東京都杉並区「心 の教室相談員」、育英短期大学専任講師、准教授、教授を経て令和7年度 より本学教授就任。 この他、医療系専門学校講師、企業や自治体との産学・地域連携活動、肢 体不自由児教育研究会講師、上毛新聞オピニオン委員など社会貢献活動 を行ってきた。 日本心理学会、日本社会心理学会、日本感情心理学会、日本広告学会	

臨床心理学

教育研究分野

「公認心理師」と「臨床心理士」養成カリキュラム

この教育分野は、平成29年9月に施行された「公認心理師法」により、国家資格である公認心理師カリキュラムに則した授業科目を用意しており、当該科目を履修し、修士課程を修了することで、公認心理師の受験資格が得られます。また、臨床心理士資格認定協会の規定する第1種臨床心理養成課程の指定も受けています。大学付属の臨床心理センターに心理相談室を設けて、一般の外来相談を受けて、教員及びカウンセラーの指導のもとに、大学院生の心理臨床の実習を行います。*学部ですべての公認心理師指定科目の単位を取得している（もしくは特例措置を受ける）必要があります。

伊藤 淳子 教授	修士(人間科学) (東洋英和女学院大学) 臨床心理士・公認心理師
◆研究テーマ例	イメージ/表現されたものを用いたこころの理解 心理療過程について/心理療法における関係性
◆研究指導内容概略	心理療法における対象者との関係性について、及びイメージや表現されたもの(描画、夢、箱庭など)を通じたこころの理解について研究指導を行う。 また、学校領域を対象とする研究についても扱ふ。
◆略歴・学会活動等	総合商社にて経理・広報業務に従事した後、心理職に就く 教育相談、スクールカウンセラー、学生相談、山王教育研究所カウンセラー 杏林大学准教授を経て令和4年度本学准教授着任。 令和6年度より現職。 日本心理臨床学会、日本箱庭療法学会、日本学生相談学会、 日本精神分析学会、日本エング心理学会

村中 昌紀 准教授	博士(心理学) (日本大学) 臨床心理士・公認心理師
◆研究テーマ例	産業労働領域におけるメンタルヘルスの問題 パーソナリティと対人関係、抑うつに及ぼす影響について
◆研究指導内容概略	パーソナリティなどの要因が対人関係やストレスや抑うつなど心の健康との関連などについて臨床心理学、社会心理学の観点から検討を行う。 特に産業労働分野で問題となりやすいメンタルヘルスの問題やキャリア発達とメンタルヘルスとの関連について関心を持っている。 研究の方法としてはデータに基づく実証的研究を重視している。
◆略歴・学会活動等	医療法人育生会脳病病院、日新電機株式会社前橋製作所、 群馬労働局嘱託、群馬県警察嘱託、相模女子大学非常勤講師、 静岡福祉大学専任講師を経て、令和3年度より本学講師就任。 令和5年度より現職。 日本心理学会、日本心理臨床学会、日本パーソナリティ学会

滝澤 毅矢 准教授	博士(医学) (北里大学) 臨床心理士・公認心理師
◆研究テーマ例	認知症のある方と家族及び介護等専門職への心理的支援に関する研究 心理検査を用いた心理状態及び精神症状に関する研究 精神疾患並びに自殺関連行動及び自殺予防に関する研究
◆研究指導内容概略	子どもから老年期まで幅広い年代を対象とする心の健康について、臨床心理学の観点から調査を展開していく。また、投映法を中心とした各種心理検査を用いて、パーソナリティ、知的活動全般及び心の健康に関する理解を深めていく。その他、当事者に限らず様々な専門職の支援等、地域における心理臨床的支援方法に関する実践的研究も一つのテーマとしている。
◆略歴・学会活動等	北里大学医学部寄附講座地域児童精神科医療学特任助教、北里大学東病院、明星大学心理学部非常勤講師、北里大学医学部精神科学助教、東芝林間病院、北里大学大学院医療系研究科医療心理学専任講師〔嘱託〕を経て、令和5年度より本学講師就任。令和7年度より現職。 日本心理臨床学会、日本心理学会、日本老年精神医学会、 日本児童青年精神医学会

田中 崇恵 講師	博士(教育学) (京都大学) 臨床心理士・公認心理師
◆研究テーマ例	現代における意識・心のありように関する研究 心理臨床過程における「実存」について、「異」なるものと心理臨床 青年期の心理臨床的課題や学生相談に関する研究
◆研究指導内容概略	現代という時代における人の意識や心のありようの特徴について研究を行う。 特に、サイバー空間から無意識にわたる現実の多層性について関心がある。 現在はオンラインカウンセリングを1つのトピックとしている。 その他、心理臨床の過程に関する研究や青年期における心理臨床的課題についても研究テーマとしている。
◆略歴・学会活動等	フェリス女学院大学学生相談員、東京大学学生相談ネットワーク本部助教、筑波大学人間系・学生相談室助教を経て、令和5年度より本学講師就任。この他、ウエノ診療所、熊谷神経クリニックなど医療機関での臨床実践も行ってきた。日本心理臨床学会、日本箱庭療法学会、日本エング心理学会、日本学生相談学会

◆研究テーマ例

インクルーシブな保育、教育の実現に資するコミュニティ支援
福祉制度にとらわれないインフォーマルな社会資源の活用の有効性
公認心理師の方向性である専門職連携 (IPW) の推進

◆研究指導内容概略

コミュニティ心理学の視点から、地域ニーズを拾い上げ、調査を行っていく。
また、アクションリサーチの手法で質的研究や実践研究を中心とし、保育所・
学校・障害者支援等の現場に出向き、支援方法の検討とコンサルテーション
を行う中で支援の有効性を明らかにしていく。当事者の方との信頼関係を
ベースにしながら、福祉臨床にふさわしい方法論を取っていく。

◆略歴・学会活動等

深谷市教育委員会 教育研究所、埼玉県立特別支援学校非常勤講師、
埼玉県スクールカウンセラー、社会福祉法人 昂 (常勤心理師)、埼玉工業
大学非常勤講師を経て令和6年度より本学講師就任。
日本心理臨床学会、コミュニティ心理学会、日本福祉心理学会

◆ 心理学専攻授業科目 ◆

実験心理学教育研究分野

実験心理学特別輪講Ⅰ
実験心理学特別輪講Ⅱ
認知心理学特論
知覚心理学特論
学習心理学特論
心理学研究法特論
社会心理学特論
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
福祉分野に関する理論と支援の展開

保健医療分野に関する理論と支援の展開
産業・労働分野に関する理論と支援の展開
心の健康教育に関する理論と実践
認知心理学特別演習
知覚心理学特別演習
社会心理学特別演習

実験心理学特別実験Ⅰ
実験心理学特別実験Ⅱ
＜特別研究（修士論文）＞

臨床心理学教育研究分野

※臨床心理学特論Ⅰ
※臨床心理学特論Ⅱ
※臨床心理面接特論Ⅰ
（心理支援に関する理論と実践）
※臨床心理面接特論Ⅱ
心理学研究法特論
臨床心理学研究法特別輪講

学習心理学特論
認知心理学特論
社会心理学特論
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
福祉分野に関する理論と支援の展開
保健医療分野に関する理論と支援の展開
教育分野に関する理論と支援の展開
家族関係・集団・地域社会における心理
支援に関する理論と実践
心理療法特論
産業・労働分野に関する理論と支援の展開
心の健康教育に関する理論と実践

※臨床心理査定演習Ⅰ
（心理的アセスメントに関する理論と実践）
※臨床心理査定演習Ⅱ

※臨床心理基礎実習Ⅰ
※臨床心理基礎実習Ⅱ
※臨床心理実習Ⅰ
※臨床心理実習Ⅱ

※心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
＜特別研究（修士論文）＞

※の科目は、他教育研究分野の学生は受講できません

1. 人間社会研究科修士課程授業科目表（情報社会専攻）

【2025年度以降の入学生に適用】

究教 分育 野研	授 業 科 目	単 位 数	必・選			備 考
			専攻	情報社会 システム	メディア デザイン	
専攻 共通	知識情報特論	2	選択	選択	選択	
	情報セキュリティ特論	2	選択	選択	選択	
	知識情報特別演習	2	選択	選択	選択	
	教育文化研究特論	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅰ	2	選択	選択	選択	
	情報社会特別演習Ⅱ	2	選択	選択	選択	
情報社会 システム	企業戦略特論	2	選択	選択	選択	
	経営情報システム特論	2	選択	選択	選択	
	シミュレーション特論	2	選択	選択	選択	
	システム開発方法特論	2	選択	選択	選択	
	ネットワーク・システム特論	2	選択	選択	選択	
	地域情報化特論	2	選択	選択	選択	
	企業法特論Ⅰ	2	選択	選択	選択	
	企業法特論Ⅱ	2	選択	選択	選択	
	経営判断システム特論	2	選択	選択	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2	選択	必修	選択	★1
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2	選択	必修	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	選択	必修	選択	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	選択	必修	選択	
メディア デザイン	ヒューマン・インタフェース特論	2	選択	選択	選択	
	マルチ・メディア情報処理特論	2	選択	選択	選択	
	イメージ創造特論	2	選択	選択	選択	
	映像情報特論	2	選択	選択	選択	
	知覚心理学特論	2	選択	選択	選択	
	デザイン・アート表現特論	2	選択	選択	選択	
	情報表現特別演習Ⅰ	2	選択	選択	必修	★1
	情報表現特別演習Ⅱ	2	選択	選択	必修	
	情報表現特別演習Ⅲ	2	選択	選択	必修	
	情報表現特別演習Ⅳ	2	選択	選択	必修	

★1 特別演習の番号付けと履修時期は、以下の表に従っている。

	修士1年		修士2年	
	前期	後期	前期	後期
特別演習	I	II	III	IV

2. 大学院修士課程における履修モデルについて

2.1 情報社会専攻「情報社会システム教育研究分野」の履修科目

教育研究分野	授 業 科 目	配当	単 位 数	
		年次	必修	選択
専攻共通科目	知識情報特論	1・2		2
	情報セキュリティ特論	1・2		2
	知識情報特別演習	1・2		2
	教育文化研究特論	1・2		2
	情報社会特別演習Ⅰ	1・2		2
情報社会システム	企業戦略特論	1・2		2
	経営情報システム特論	1・2		2
	シミュレーション特論	1・2		2
	ネットワーク・システム特論	1・2		2
	システム開発方法特論	1・2		2
	地域情報化特論	1・2		2
	経営判断システム特論	1・2		2
	企業法特論Ⅰ	1・2		2
	企業法特論Ⅱ	1・2		2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習	1	2	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習	1	2	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習	2	2	
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習	2	2	
	情報社会特別研究	1・2		

注1) 必修4科目8単位に加えて、選択科目の中から

22単位以上修得が修了の要件

2. 1. 1 情報社会専攻＜情報社会システム教育研究分野＞／履修モデルA (法律)

＜主な進路＞ 行政公務員，行政管理等に携わるシステム・エンジニア，プランナー，研究者等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1 ・ 2	＜専攻共通科目＞		
	知識情報特論	選択	2
	情報セキュリティ特論	選択	2
	知識情報特別演習	選択	2
	情報社会特別演習Ⅱ	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の講義科目＞		
	経営情報システム特論	選択	2
	地域情報化特論	選択	2
	シミュレーション特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	経営判断システム特論	選択	2
	システム開発方法特論	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	企業法特論Ⅰ	選択	2
	企業法特論Ⅱ	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の演習科目＞		
1	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	必修	2
1 ・ 2	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	必修	2
総 計			34

2. 1. 2 情報社会専攻＜情報社会システム教育研究分野＞／履修モデルB（経営）

＜主な進路＞ 経営管理等に携わる企画・開発・管理部門，システム・エンジニア，研究者等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
＜専攻共通科目＞			
1 ・ 2	知識情報特論	選択	2
	知識情報特別演習	選択	2
	情報セキュリティ特論	選択	2
	情報社会特別演習Ⅰ	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の講義科目＞		
	システム開発方法特論	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	経営情報システム特論	選択	2
	企業戦略特論	選択	2
	地域情報化特論	選択	2
	シミュレーション特論	選択	2
	経営判断システム特論	選択	2
	企業法特論Ⅰ	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の演習科目＞		
1	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	必修	2
1 ・ 2	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	必修	2
総 計			32

2. 1. 3 情報社会専攻＜情報社会システム教育研究分野＞／履修モデルC（情報）

＜主な進路＞ 経営管理等に携わるシステム・エンジニア、プランナー、研究者等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1 ・ 2	＜専攻共通科目＞		
	知識情報特論	選択	2
	知識情報特別演習	選択	2
	情報セキュリティ特論	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の講義科目＞		
	システム開発方法特論	選択	2
	ネットワーク・システム特論	選択	2
	シミュレーション特論	選択	2
	経営情報システム特論	選択	2
	経営判断システム特論	選択	2
	地域情報化特論	選択	2
	企業法特論 I	選択	2
	＜情報社会システム教育研究分野の演習科目＞		
1	情報社会システム創造プロジェクト特別演習I	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習II	必修	2
1 ・ 2	情報社会システム創造プロジェクト特別演習III	必修	2
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習IV	必修	2
総 計			28

2. 2 情報社会専攻「メディアデザイン教育研究分野」の履修科目

教育研究分野	授 業 科 目	配当 年次	単 位 数	
			必修	選択
専攻共通科目	知識情報特論	1・2		2
	情報セキュリティ特論	1・2		2
	知識情報特別演習	1・2		2
	教育文化研究特論	1・2		2
	情報社会特別演習Ⅰ	1・2		2
メディアデザイン	ヒューマン・インタフェース特論	1・2		2
	マルチ・メディア情報処理特論	1・2		2
	イメージ創造特論	1・2		2
	映像情報特論	1・2		2
	知覚心理学特論	1・2		2
	デザイン・アート表現特論	1・2		2
	情報表現特別演習Ⅰ	1	2	
	情報表現特別演習Ⅱ	1	2	
	情報表現特別演習Ⅲ	2	2	
	情報表現特別演習Ⅳ	2	2	
特別研究	情報社会特別研究	1・2		

注1) 必修4科目8単位に加えて、選択科目の中から
22単位以上修得が修了の要件

2. 2. 1 情報社会専攻＜メディアデザイン教育研究分野＞／履修モデルA(映像・メディア)

＜主な進路＞ 映像の研究技術者、映像・メディア関連のクリエイター等

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
	＜専攻共通の講義科目＞		
	教育文化研究特論	選択	2
	知識情報特論	選択	2
	情報セキュリティ特論	選択	2
	知識情報特別演習	選択	2
	＜メディアデザイン教育研究分野の講義科目＞		
	知覚心理学特論	選択	2
	イメージ創造特論	選択	2
	マルチ・メディア情報処理特論	選択	2
	映像情報特論	選択	2
	ヒューマン・インタフェース特論	選択	2
	デザイン・アート表現特論	選択	2
	＜メディアデザイン教育研究分野の演習科目＞		
	情報表現特別演習I	必修	2
	情報表現特別演習II	必修	2
1 ・ 2	情報表現特別演習III	必修	2
	情報表現特別演習IV	必修	2
総 計			28

3. 人間社会研究科修士課程授業科目表（心理学専攻）

【2025年度以降の入学者に適用】

教育分野 研究	授 業 科 目	単 位 数	実験心理学 必修	臨床心理学 必修	公認 心理師 指定 科目
実験 心理 学	実験心理学特別輪講Ⅰ	2	◎		
	実験心理学特別輪講Ⅱ	2	◎		
	認知心理学特論	2	○	1科目 選択 必修	
	知覚心理学特論	2	○		
	学習心理学特論	2	○		
	心理学研究法特論	2	○		
	社会心理学特論	2	○		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	○	1科目 選択 必修	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	○		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	○		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	○		
	心の健康教育に関する理論と実践	2	○		
	認知心理学特別演習	2	○	1科目 選択 必修	
	知覚心理学特別演習	2	○		
	社会心理学特別演習	2	○		
	実験心理学特別実験Ⅰ	1	◎		
	実験心理学特別実験Ⅱ	1	◎		
臨床 心理 学	臨床心理学特論Ⅰ	2		◎	
	臨床心理学特論Ⅱ	2		◎	
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2		◎	●
	臨床心理面接特論Ⅱ	2		◎	
	心理学研究法特論	2		○	1科目 選択 必修
	臨床心理学研究法特別輪講	2		○	
	学習心理学特論	2		○	1科目 選択 必修
	認知心理学特論	2		○	1科目 選択 必修
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2		○	●
	社会心理学特論	2		○	1科目 選択 必修
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2		○	1科目 選択 必修
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2		○	●
	教育分野に関する理論と支援の展開	2		○	●
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2		○	1科目 選択 必修
	心理療法特論	2		○	注 参照
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2			●
	心の健康教育に関する理論と実践	2			●
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2		◎	●
	臨床心理査定演習Ⅱ	2		◎	
	臨床心理基礎実習Ⅰ	2		◎	
	臨床心理基礎実習Ⅱ	2		◎	
	臨床心理実習Ⅰ	2		◎	
	臨床心理実習Ⅱ	2		◎	
	心理実践実習Ⅰ	2			●
	心理実践実習Ⅱ	2			●
	心理実践実習Ⅲ	3			●
	心理実践実習Ⅳ	3			●

◎：必修科目 ○選択必修科目 無印：選択科目

●：公認心理師指定科目

*1：「教育分野に関する理論と支援の展開」と「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」の2科目を公認心理師指定科目として履修する場合は、「心理療法特論」も必ず履修すること。

4.大学院修士課程における履修モデルについて

4.1 心理学専攻「実験心理学教育研究分野」の履修科目（履修モデル）

教育研究分野	授 業 科 目	配当 年次	単 位 数			心理 専門職	博士課程への 進学
			必修	選択必修	選択		
実験心理学教育研究分野	実験心理学特別輪講Ⅰ	1	2			●	●
	実験心理学特別輪講Ⅱ	1	2			●	●
	認知心理学特論	1・2		2		●	●
	知覚心理学特論	1・2		2		●	●
	学習心理学特論	1・2		2		●	●
	心理学研究法特論	1・2		2		●	●
	社会心理学特論	1・2		2		●	●
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1・2		2		●	●
	福祉分野に関する理論と支援の展開	1・2		2		●	●
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	1・2		2		●	●
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1・2		2		●	●
	心の健康教育に関する理論と実践	1・2		2		●	
演習科目	実験心理学教育研究分野						
	認知心理学特別演習	1・2		2		●	●
	知覚心理学特別演習	1・2		2		●	●
	社会心理学特別演習	1・2		2		●	●
実験科目	実験心理学教育研究分野						
	実験心理学特別実験Ⅰ	1	1			●	●
	実験心理学特別実験Ⅱ	1	1			●	●
特別研究	実験心理学特別研究	1・2				●	●

4. 1. 1 心理学専攻＜実験心理学教育研究分野＞／履修モデルA

＜主な進路＞ 心理専門職(心理職公務員等)

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞			
1	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
1・2	認知心理学特論	選択必修	2
	知覚心理学特論	選択必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
	社会心理学特論	選択必修	2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	心の健康と教育に関する理論と実践	選択必修	2
＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞			
1・2	認知心理学特別演習	選択必修	2
1・2	知覚心理学特別演習	選択必修	2
1・2	社会心理学特別演習	選択必修	2
＜実験心理学教育研究分野の実験科目＞			
1	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	1
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	1
＜特別研究＞			
1・2	実験心理学特別研究	必修	—
総 計			32

4. 1. 2 心理学専攻＜実験心理学教育研究分野＞／履修モデルB

＜主な進路＞ 博士課程への進学

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
＜実験心理学教育研究分野の講義科目＞			
1	実験心理学特別輪講Ⅰ	必修	2
	実験心理学特別輪講Ⅱ	必修	2
1・2	認知心理学特論	選択必修	2
	知覚心理学特論	選択必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	心理学研究法特論	選択必修	2
	社会心理学特論	選択必修	2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
＜実験心理学教育研究分野の演習科目＞			
1・2	認知心理学特別演習	選択必修	2
	知覚心理学特別演習	選択必修	2
	社会心理学特別演習	選択必修	2
＜実験心理学教育研究分野の実験科目＞			
1	実験心理学特別実験Ⅰ	必修	1
	実験心理学特別実験Ⅱ	必修	1
＜特別研究＞			
1・2	実験心理学特別研究	必修	—
総 計			30

4.2 心理学専攻「臨床心理学教育研究分野」の履修科目（履修モデル）

教育研究分野		授 業 科 目	配当 年次	単 位 数	修士課程修了後の受験資格	
					公認心理師 & 臨床心理士	臨床心理士のみ
臨床心理学 教育研究分野	臨床心理学 教育研究分野	臨床心理学特論Ⅰ	1	2	●	●
		臨床心理学特論Ⅱ	1	2	●	●
		臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	1	2	●	●
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	2	●	●
		心理学研究法特論	1・2	2		
		臨床心理学研究法特別輪講	1・2	2	●	●
		学習心理学特論	1・2	2	●	●
		認知心理学特論	1・2	2		
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1・2	2	●	●
		福祉分野に関する理論と支援の展開	1・2	2	●	●
		保健医療分野に関する理論と支援の展開	1・2	2	●	●
		教育分野に関する理論と支援の展開	1・2	2	●	●
		家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践	1・2	2	●	●
		心理療法特論	2	2	●	●
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1・2	2	●	●
		心の健康教育に関する理論と実践	1・2	2	●	
演習科目	臨床心理学 教育研究分野	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	1	2	●	●
		臨床心理査定演習Ⅱ	1	2	●	●
実習科目	臨床心理学 教育研究分野	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	2	●	●
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1	2	●	●
		臨床心理実習Ⅰ	2	2	●	●
		臨床心理実習Ⅱ	2	2	●	●
		心理実践実習Ⅰ	1	2	●	
		心理実践実習Ⅱ	1	2	●	
		心理実践実習Ⅲ	2	3	●	
		心理実践実習Ⅳ	2	3	●	
特別研究	臨床心理学特別研究	1・2	—	●	●	

4. 2. 1 心理学専攻＜臨床心理学教育研究分野＞／履修モデルA

＜主な進路＞ 公認心理師と臨床心理士両方の受験資格を取得

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞		
	臨床心理学特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理学特論Ⅱ	必修	2
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	必修	2
	臨床心理学研究法特別輪講	選択必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	(必修)	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開	(必修)	2
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	(必修)	2
	教育分野に関する理論と支援の展開	(必修)	2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	(必修)	2
	心理療法特論	(必修)	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	(必修)	2
	心の健康教育に関する理論と実践	(必修)	2
	＜臨床心理学教育研究分野の演習科目＞		
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	必修	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	必修	2
	臨床心理基礎実習Ⅱ	必修	2
	心理実践実習Ⅰ	(必修)	2
	心理実践実習Ⅱ	(必修)	2
	＜特別研究＞		
	臨床心理学特別研究	必修	—
学年計			38
2	＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞		
	臨床心理面接特論Ⅱ	必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理実習Ⅰ	必修	2
	臨床心理実習Ⅱ	必修	2
	心理実践実習Ⅲ	(必修)	3
	心理実践実習Ⅳ	(必修)	3
	＜特別研究＞		
	臨床心理学特別研究	必修	—
学年計			12
総計			50

(必修):公認心理師の受験資格を取得するためには必修

4. 2. 2 心理学専攻＜臨床心理学教育研究分野＞／履修モデルB

＜主な進路＞ 臨床心理士受験資格のみ取得

年次	授業科目	必修・ 選択の別	単位数
1	＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞		
	臨床心理学特論Ⅰ	必修	2
	臨床心理学特論Ⅱ	必修	2
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	必修	2
	臨床心理学研究法特別輪講	選択必修	2
	学習心理学特論	選択必修	2
	社会心理学特論	選択必修	2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	教育分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	選択必修	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の演習科目＞		
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	必修	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	必修	2
	臨床心理基礎実習Ⅱ	必修	2
	臨床心理学特別研究	必修	—
学年計			32
2	＜臨床心理学教育研究分野の講義科目＞		
	臨床心理面接特論Ⅱ	必修	2
	心理療法特論	選択必修	2
	＜臨床心理学教育研究分野の実習科目＞		
	臨床心理実習Ⅰ	必修	2
	臨床心理実習Ⅱ	必修	2
	臨床心理学特別研究	必修	—
学年計			8
総 計			40

教職課程（大学院）

1 本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科

本学で専修取得できる免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりです。免許状の種類は、高等学校教諭専修免許状が取得できます。免許教科は「情報」「公民」が取得できます。専攻ごとに取得できる免許状が決まっていますので、所属する専攻の免許状を取得してください。

専修免許状の取得を希望する学生は、事前に教務課教職課程で確認してください。

1. 1 大学院 人間社会研究科

研 究 科	専 攻	教育研究分野	免許状の種類・免許教科
人間社会研究科	情報社会専攻	情報社会システム教育研究分野 メディアデザイン教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 （情報）
	心理学専攻	実験心理学教育研究分野 臨床心理学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 （公民）

2 教職課程の登録方法

専修免許状取得を取得するためには、本学の教職課程に登録しなければなりません。

教職課程の登録は、1年次に行ってください。

(1) 教職ガイダンスの出席(必須)

1年次の前期（4月）に「教職ガイダンス」を実施します。専修免許状の取得を希望する者は、必ず出席してください。

やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に教務課教職課程まで連絡してください。

(2) 教職課程の登録方法

教職課程に登録する時は、提出書類の1)・2)を履修期間内に教務課教職課程へ提出しなければなりません。

《提出書類》

1)「教職課程履修者登録票」

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」に必要な事項を全て記入し、写真1枚を貼付して提出してください。

2)「中学校または高等学校教諭1種免許状」の写し

学部で「中学校又は高等学校教諭1種免許状」を取得した者は、免許状の写しを提出してください。

(3) 教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は、「LiveCampusU」を通じて行います。

3 専修免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で高等学校教諭専修免許状を取得するためには、前項の教職課程の登録手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し、高等学校教諭1種免許状を基礎にして、各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の単位を24単位修得する必要があります。入学した専攻で取得できる専修免許状の種類・免許教科と、学部で取得した1種免許状の種類・免許教科が異なる場合は、専修免許状を取得することはできません。また、1種免許状を取得していない場合も専修免許状を取得することはできませんので、専修免許状を取得する場合は、1種免許状を取得する必要があります。

3. 1 専修免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳

免許状の種類	基礎資格	最低修得 単位数	最低修得単位数の内訳			
			大学が独自に 設定する科目	教科又は教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	免許法施行規則第66条の6に定める科目
高等学校教諭 専修免許状 (各教科)	修士の学位を 有すること	91単位	24単位	高等学校教諭1種免許状取得		

3. 2 専修免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細

(1) 基礎資格

「基礎資格（修士の学位を有すること）」は、本学の大学院人間社会研究科修士課程を修了することで充足されます。

(2) 大学が独自に設定する科目（中学校24単位・高等学校24単位修得）

「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、人間社会研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」から、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状は24単位修得しなければなりません。

4 専修免許状の申請

教員免許状の授与申請には、一括申請と個人申請があります。

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教育職員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与願の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

本学では、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に申請を行います。詳細については教員免許状一括申請説明会で説明いたします。また、卒業式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

5 教員採用試験

教員採用試験は3月中旬から願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせ、願書を入手してください。

教育実習先が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

6 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ

模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップを実施する場合は、教職ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

7 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。設置場所は26号館7階「教職センター室」・利用時間は月曜日～金曜日 11:00～16:10（担当が授業等でない場合があります。）

学生生活(Ⅰ)

【これだけは知っておきたい】

1. 学籍の確認
 1. 1 学生証(身分証明書)
 1. 2 学生証の交付と更新
 1. 3 学生証の再発行
 1. 4 学生証の返還
 1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正
2. 傷害保険・損害賠償保険について
 2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険
(財団法人日本国際教育支援協会)
 2. 2 傷病見舞金制度
 2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入した学生のみ対象)
3. 緊急災害対応について

【学生生活を送るうえでの注意】

1. ガイダンス
2. 大学からの連絡
3. 通学定期乗車券
4. 学割証(学生旅客運賃割引証)
 4. 1 学割証の発行条件
 4. 2 学割証の発行
 4. 3 学割証利用の有効期間
5. 通学の方法
 5. 1 スクールバスの利用
 5. 2 自動車・オートバイによる車両通学
 5. 3 車両登録の方法等について
 5. 4 学生駐車場
 5. 5 交通事故が起こったときの対応等について
6. 学生食堂
7. セブン・イレブン埼玉工業大学店
8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について
9. 学生活動に関する願出・届出の提出について
10. 遺失物・拾得物について

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証(身分証明書)

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を呈示しなければなりません、忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続時」に交付します。

在学生は、毎年4月初めのオリエンテーション期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再発行

学生証を紛失または破損してしまった場合は、直ちに再発行の手続き(再発行料:2,000円)をしてください。なお、再発行後に古い学生証が見つかった場合は、学生課に必ず返却してください。

1. 4 学生証の返却

卒業の場合は、学位記授与式後に返却してください。

退学、除籍の場合は、直ちに学生課に返却してください。

1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は、保証人・学生への通知や連絡及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類ですので、学生本人またはその保証人の身上に変更(保証人の変更・住所変更・改姓)などが生じた場合は、速やかに学生課にて手続きを行ってください。

大学からの文書による通知等は、届け出た住所宛に送付しますので、変更があった場合には速やかに手続きを行ってください。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険(全員加入)

本学では、学生全員が公益財団法人 日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、速やかに学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。なお、入院・通院の領収書を必ず保管しておいてください。

保険の詳細については、「加入者のしおり」を参照してください。

その他、質問等があれば学生課まで問い合わせてください。

1. 保険の対象となる活動範囲と保険金額

【学生教育研究災害傷害保険】

<保険の対象となる活動範囲>

- (1) 正課中(講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間)の傷害事故
- (2) 学校行事中(入学式、オリエンテーション、学園祭等、大学が主催する学校行事中)の傷害事故
- (3) 学校施設内にいる間の傷害事故

- (4) 課外活動を行っている間の傷害事故
 (5) 通学中(合理的な経路および方法)、学校施設等相互間の移動中の傷害事故
 (6) 教育実習中、インターンシップ中の傷害事故

<保険金額>

事故発生時の活動の種別	保険金額	
正課中・学校行事中	死 亡	2,000 万円
	後遺傷害	120 万円～3,000 万円
	医 療	3,000 円～30 万円 [通院 1 日目から補償]
課外活動中(クラブ活動中) 上記以外で学校施設内にいる間	死 亡	1,000 万円
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円
	医 療	3 万円～30 万円 [通院 14 日目以降から補償]
通学中 学校施設等相互間の移動中	死 亡	1,000 万円
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円
	医 療	6,000 円～30 万円 [通院 4 日目以降から補償]

※ 入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関わらず、入院 1 日目から支払われます。
 入院 1 日につき 4,000 円

【学研災付帯賠償責任保険】

<保険の対象となる活動範囲>

インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動およびその往復中、他人にけがを負わせた、他人の財物を損壊した場合

<保険金額(支払い限度額)>

対人賠償と対物賠償合わせて 1 事故につき 1 億円 (免責金額 0 円)

2. 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病(急性アルコール中毒を含む)、地震、噴火、津波、無資格・酒気帯び運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等、これらに類する危険度の高い課外活動

2. 2 傷病見舞金制度

課外活動中の事故により、学生が医師の診療を受け、「学生教育研究災害傷害保険」では保険金が支払われない通院日数が 4 日から 13 日までの場合、以下のとおり見舞金を贈ります。

通院日数 4 日から 7 日まで 5,000 円

通院日数 8 日から 13 日まで 10,000 円

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入)

「学生教育研究災害傷害保険」加入者が(本学は全員加入)、任意で加入できる保険です。

学生生活を 24 時間 365 日補償し、けが・病気の治療費実費や個人賠償責任の補償等、学生生活全般をサポートします。通常料金の 30%の割引があります。

本学では、「学研災付帯学生生活総合保険」への加入を推奨しています。

※ 加入プランによって補償内容・保険料が違いますので、パンフレットをご確認ください。

※ 入学後に加入する場合、保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

1. 補償内容

- (1) 個人賠償責任(示談交渉サービス付)：学生本人が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたとき等、法律上の賠償責任を負った場合。自転車の事故も補償
- (2) 治療費用：学生本人が、けがや病気で入院または通院した場合(1日より補償)
- (3) 学生本人の死亡・後遺障害
- (4) 救済者費用等：学生本人が入院し、保護者が駆けつけた場合等
- (5) 育英・学資費用：扶養者が死亡したり、重度後遺症を被った場合
- (6) 生活用動産(下宿限定)：学生本人が所有する家財が火災や盗難にあった場合
- (7) 借家人賠償責任(下宿限定)：家主に対して法律上の賠償責任を負った場合

2. 保険料(令和7年3月現在)

- ・ 自宅から通学する学生用(4年間) 42,970円～
- ・ 下宿の学生用(4年間) 48,960円～

【問い合わせ先】 保険やさん 24 ℡0495-34-3737 Fax0495-34-3838

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 ℡048-521-4519 fax048-521-45

3. 緊急災害対応について

1. 地震発生時の対応

(1) 授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら、すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら、非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し、中に閉じ込められるおそれがあるので、使用しないでください。

避難時には、建物からの落下物に注意し立ち止まらず、カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

(2) 在宅中や通学途中の場合

自宅では、第一に安全な場所に隠れましょう。また、まくらやクッション等で頭を守ってください。バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら、急停車に備え、手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また、停車しても勝手に非常コックを開けて車外に出たり、窓から飛び降りたりしてはいけません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても、あわて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまいます。揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し、車道の左側か空き地に停車してください。車から離れる時はキーをつけたまま下車し、ドアはロックしないでください。

2. 火災発生時の対応

(1) 普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。

(2) 火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に努めてください。

(3) 非常時の場合は、構内放送にしたがって行動してください。なお、放送のない場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

警戒宣言が発令された場合

警戒宣言とは

「2～3 日(または数時間)以内にマグニチュード 8 程度の大地震が発生することが予想される」場合に、大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発表するもので、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

- ・宣言が発令された時点で全時限休講とします。
- ・構内放送により警戒宣言が発令されたことをお知らせします。
- ・地震の発生が数時間以内に予想される場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)へ避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。
- ・テレビやラジオ等で情報を収集し、安全な場所を確保するよう努めてください。
- ・警戒宣言が解除された場合は、通常授業を実施します。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するもの、奨学金に関するものなどがあります。いずれも重要なものですので、掲示やLiveCampusUによる期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は、掲示板、ホームページ及びLiveCampusUで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

**原則として、電話による問い合わせには応じられません。
必要のある時は、直接、学生課窓口に来てください。**

万が一、緊急で連絡する場合は、以下の電話番号を使用してください。

学生課(26号館1階)	TEL 048-585-6812	FAX 048-585-5939
工学研究科教務課(26号館1階)	TEL 048-585-6813	FAX 048-585-5939
人間社会研究科教務課(30号館1階)	TEL 048-585-6301	FAX 048-585-6302

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を開いてください。

3. 通学定期乗車券

通学定期券を購入する際は、「学生証(通学証明書に相当)」を使用して購入してください。なお、学生証を使用して通学定期券を購入できない場合は、学生課へ申し出てください。

※ 以下の学生証では、通学定期券を購入できませんので、注意してください。

- ① 学生証裏面にシールが貼られていない。
- ② 学生証裏面にシールは貼られているが、当該年度のシールではない。
- ③ 学生証裏面に当該年度のシールは貼られているが、学籍番号・氏名・学年・現住所・通学区間が記入されていない。

また、学外の研究機関等で卒業研究を行う場合は、学生課に卒業研究の担当教員を通じて「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。なお、各鉄道会社に申請し承認されるまで1カ月程度かかりますので、早めに学生課に相談してください。

**通学定期券の不正購入や不正使用は絶対にしないでください。
不正購入や不正使用した場合は、重い罰則を受けることになります。**

4. 学割証(学生旅客運賃割引証)

4. 1 学割証の利用条件

正課活動、課外活動、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する際、その乗車区間が片道 100km を超える場合は、学割証(学生旅客運賃割引証)を利用することができます。

4. 2 学割証の発行

学生課前の証明書自動発行機で発行ができます。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から 3 ヶ月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを無料運行しています。運行時刻については、正門ロータリー内のスクールバス発着所に掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加等が生じた場合は、その都度ホームページで公開します。

1. 岡部駅(J R 高崎線) ⇄ 大学(約 5 分)
2. 寄居駅(J R 八高線・秩父鉄道・東武東上線) ⇄ 大学(約 25 分)
3. 森林公園駅(東武東上線) ⇄ 大学(約 50 分)
4. 伊勢崎駅(J R 両毛線・東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 50 分)
5. 新伊勢崎駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 40 分)
6. 世良田駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 30 分)
7. 太田駅(東武伊勢崎線・桐生線・小泉線) ⇄ 大学(約 50 分)

5. 2 自動車・バイクによる車両通学

自動車・バイク等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、以下の条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

1. 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
2. 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道 4km 以上であること。
3. 対人保険金額が 8,000 万円以上、対物保険金額が 1,000 万円以上、搭乗者保険金額が 1,000 万円以上或いは人身傷害の補償額が 3,000 万円以上、且つ、運転者の運転者の年齢条件が適用になっている任意自動車保険に加入していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分(懲戒)を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万が一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

5. 3 車両登録の方法等について

以下の手順で車両登録を行ってください。

1. 「車両通学許可願」を提出する

車両通学を希望する新入生については、「車両通学許可願」と「任意自動車保険契約書写し(コピー)」を、入学手続き時に提出してもらいます。なお、入学手続き翌日以降の提出については、随時、学生課にて受け付けます。

2. 「交通安全講習会」を受講する

新入生オリエンテーション期間内に実施する「交通安全講習会」を受講してください。

なお、新入生オリエンテーション期間内に「交通安全講習会」を受講できなかった車両通学希望者は、学生課に申し出てください。

※「車両通学許可願」を提出していなくても「交通安全講習会」は受講することができます。

3. 「車両通学許可証」を受け取る

LiveCampusUにて「車両通学許可証(バイク・原付はシール)」の配布時期をお知らせしますので、配布期間内に学生課で受け取ってください。

「車両通学許可証」の有効期限は、卒業までを原則とします。乗用車の場合は、車両通学許可証を外から確認できるようにダッシュボードの上に置いてください。バイク・原付の場合は、シールを車両の目につく箇所へ貼付してください。

注 意

- ・ 車両登録を行っていないと、万が一、通学途中に車両で交通事故を起こしてしまっても、保険の申請に必要な通学認定ができません。
- ・ 車両登録してある内容(車種、保険等)に変更が生じた場合は、速やかに学生課に申し出てください。

5. 4 学生駐車場・学生駐輪場

本学には、学生駐車場・学生駐輪場があります。ルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、以下の学内ルールを守ってください。

1. 学生車両は、正門からの進入を禁止します。
 2. 学内においては、徐行運転を厳守してください。
 3. 大乗殿前は緊急車両の駐車スペースのため、学生は駐車禁止です。
 4. 21号館(図書館棟)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用のため学生は駐車禁止です。
 5. バイク・原付・自転車にて通学する学生は、学生駐車場/駐輪場を利用してください。
- ※ 学生駐車場・学生駐輪場で盗難及び事故が発生した場合、大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各自が注意をしてください。

「埼玉県自転車からの安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化が規定されています。

県外から、埼玉県に移住した場合も条例の適用となります。

5. 5 交通事故が起こったときの対応等について

交通事故は、いつ何時起こるかわかりません。事故の大小にかかわらず、必ず学生課〔TEL 048-585-6812〕に連絡してください。

接触事故が発生したら、その場における当事者間の解決や口約束はせず、相手方には「今後のことについては、保険会社と相談しながら話を進めさせてください。」と伝えてください。

1. 交通事故が起こったときの対応

＜事故現場において＞

- (1) 負傷者がいる場合、負傷者を救護し、119 番へ通報する。
- (2) 事故車両を他の交通の妨げにならない場所に移動させ、2 次災害を防止する。
- (3) 警察(110 番)へ通報する。
- (4) 相手方の情報を記録(メモ/写真等)する。
 - ・氏名、住所、連絡先(免許証等で確認)
 - ・車名、車両の色、車両登録番号(車検証等で確認)
 - ・怪我の有無(相手方に確認)
 - ・相手方の保険会社がかかる場合は、保険会社名、証券番号、連絡先
- (5) 事故現場・損傷状況を記録(メモ/写真等)する。
 - ・事故日時及び場所、道路形態、信号機の有無や色、標識の有無
 - ・双方の走行速度、停止位置、接触箇所、損傷状況
 - ・目撃者がいる場合は、目撃者の氏名、連絡先

＜事故現場での対応が落ち着いたら速やかに＞

- (6) 加入している任意保険会社へ連絡する。
- (7) 学生課へ連絡し、事故報告書を提出する。

2. 事故を起こさない安全走行のポイント

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) 飲酒運転は絶対にしない
- (3) 運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用しない
- (4) 十分な車間距離をとる
- (5) カーブの手前では十分速度を落とす
- (6) 交差点では必ず安全を確かめる
- (7) 横断歩道手前では減速、歩行者がいる場合は停止する
- (8) 薄暗くなったら早めにライトを点灯する
- (9) 睡眠不足など、体調がすぐれないときは運転しない
- (10) 長距離を運転するときは、定期的な休憩をとる
- (11) 自分の運転技術を過信しない

6. 学生食堂

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

6. 1 大食堂

[営業時間 10:30～14:00]

大食堂は、22号館1階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが一般価格より安く提供されています。

6. 2 カフェ・ロータス

[営業時間 8:30～16:00]

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。朝定食(100円～※数量限定)をはじめ各種定食やカレー等が食べられます。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。2階は女性専用のフロアーになっています。28席のほかパウダーコーナー等が設けられています。

なお、合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンパを計画する場合は、前もって連絡をしておくことと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学生課窓口「施設設備使用許可願」を提出してください。

7. セブン-イレブン埼玉工業大学店

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

[営業時間 8:00～19:00]

セブン-イレブンは、22号館(情報システム学科棟)1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM、コピー機等、学生生活を応援する設備が整っています。

8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について(遵守事項)

1. 学内では喫煙をしないこと。
2. 学内では飲酒をしないこと。
3. 構内は清潔に保つよう心掛けること。

9. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学生課へお問い合わせください。

9. 1 団体

1. 学生が、学内で団体を設立する場合は、「学生団体結成願」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
2. 許可された団体は、毎年度5月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
3. 上記団体が学内外において活動を行う場合は、一週間前までに「大会・行事・練習・練習試合参加届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 2 集会

1. 学生が、学内において集会を行う場合は、3日前までに「学内集会届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。

9. 3 掲示

1. 学生が学内外においてビラ、ポスター、パンフレット、新聞などを掲示、または配布する場合は、前日までに「掲示許可願」もしくは「出版・印刷物配布許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

9. 4 大学の施設・設備等を使用する場合

1. 本学の施設・設備または物品等を使用する場合は、3日前までに「施設・設備使用許可願」もしくは、1週間前までに「学内物品使用許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 使用した物は、必ず期限までに返却してください。
3. 使用する際は、その保全に十分留意し、万が一、紛失した場合または破損させた場合は、速やかに学生課へ届け出て、その責任を負うことになる場合があります。

9. 5 学生活動の注意事項

1. [学内放送] いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。放送しようとする場合は、学生課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
2. [金銭を伴う行為] 学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
3. [学生の政治活動、暴力行為等] 学生または学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為は許しません。

10. 紛失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、関数電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の鍵や自転車の鍵、自動車の鍵などが多くなっています。また、スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って紛失してしまった場合、また、拾得物があった場合には、直ちに学生課へ届け出てください。紛失物は、学生課で保管しています。貴重品以外は、26号館学生課入り口及び30号館教務課前に棚を用意して陳列しています。

※ 学生課での紛失物保管期限は、以下のとおりです。なお、保管期間が過ぎた物は処分します。

保管期間	品 物	処 分
直ちに本人へ連絡	身分証明書	
開封して本人確認後連絡	財布	
本人確認後連絡 または3ヵ月保管	USB メモリー ペンケース ノート 教科書	
6ヵ月	現金	赤十字などへ寄付
	自転車	廃棄
3ヵ月	鍵 スマートフォン 関数電卓 電子辞書 携帯音楽プレイヤー 時計 ゲーム機 衣類・靴等 メガネ・イヤホン等 その他個人が特定できないもの	廃棄
	傘	再利用
1日	飲み物(ペットボトル)お菓子等 弁当箱・水筒	廃棄

学生生活(Ⅱ)

【学生生活充実のために】

1. 悩みごとなどの相談
 1. 1 学生相談室
 1. 2 学生委員について (学生相談)
 1. 3 ハラスメントの防止と相談について
 1. 4 「配慮願」の申請について
2. 学習支援センター
 2. 1 学習支援センターとは
 2. 2 利用できるもの
 2. 3 担当教員
 2. 4 開館時間
3. 健康相談
 3. 1 保健室の利用
 3. 2 定期健康診断
 3. 3 健康診断証明書の発行
 3. 4 健康診断結果報告書の発行
 3. 5 保険証の携帯
 3. 6 飲酒の恐ろしさ
 3. 7 エイズに関する基礎知識
 3. 8 禁煙運動について
 3. 9 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について
 3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて
 3. 11 大学周辺の主な医療機関
4. 奨学金制度
 4. 1 大学院特別奨励金制度
 4. 2 大学院奨学支援金制度
 4. 3 日本学生支援機構奨学金 (貸与奨学金)
 4. 4 留学生関係の奨学金制度
 4. 5 その他の奨学金制度
 4. 6 教育ローン
 4. 7 提携教育ローン
5. 生活相談
 5. 1 アパートの紹介
 5. 2 アルバイトの紹介
 5. 3 国民年金の加入
 5. 4 悪徳商法
6. 厚生施設
 6. 1 温水プール施設「パティオ」について

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

1. 1 学生相談室

1. 学生相談室とは

学生相談室は、学生のみなさんが充実した学生生活を送れるように支援するための場所です。専門の相談員(臨床心理士等)が個別相談に応じています。

相談内容は、学生生活全般、勉強、部活やサークル、人間関係、将来の進路、家庭の問題など、どんなことでもかまいません。なにか心配なことや不安なこと、悩んでいることがありましたら、ひとりで悩まずに学生相談室を訪れてください。

相談内容と相談する人のプライバシーは守られます。安心して来室してください。

学生のみなさんのカウンセリングのほか、教職員や学生のご家族の方からの学生に関する相談もお受けしています。

※ 学生相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生相談室規程を参照してください。

2. 学生相談室の利用方法

相談室は原則予約制です。相談員との個別面談形式でお話を聞かせていただきます。

予約方法

(1) 大学ホームページ予約フォームからの予約

(2) メール予約

(3) 電話予約

申し込みの際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。予約フォーム、メール予約の場合は学生相談室から折り返し連絡が来たら予約完了となります。

相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。

なお、面談中は電話に出られないこともありますので、その際は電話をおかけ直しいただくか、メールにてご用件をお知らせください。

● 場 所 : 26号館6階 2662室・2666室(面談用のお部屋が2つあります)

● 開設時間 : 9:30～11:30 / 12:30～16:00(土日・祝日は閉室)

● 電話番号 : 048-585-6879(学生相談室直通)

● e-mail : soudanshitsu@sit.ac.jp

学生相談室のページには以下のQRコードからアクセスできます。

学生相談室のページ(大学ホームページ)



学生相談室 予約フォーム



1. 2 学生委員について(学生相談)

校内には研究科・専攻ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等も随時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

相談をする場合は、研究室に出向くか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。学生課を通じての相談も可能です。

●工学研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	TEL	メールアドレス / ()は研究室
機械工学専攻	皆川 佳祐	048-585-6833	mina@sit.ac.jp (6 号館 2F)
生命環境化学専攻	本郷 照久	048-585-6837	hongo@sit.ac.jp (2 号館 1F)
情報システム専攻	曹 建庭	048-585-6854	cao@sit.ac.jp (19 号館 2F)

●人間社会研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	TEL	メールアドレス / ()は研究室
情報社会専攻	高橋 広治	048-585-6303	tkoji@sit.ac.jp (30 号館 3F)
心理学専攻	金子まどか	048-585-6319	kaneko@sit.ac.jp (30 号館 7F)

1. 3 ハラスメントの防止と相談について

ハラスメントとは、目的はどうかであれ、他の人に不快感や屈辱感などの精神的苦痛、身体的苦痛、不利益を与える人権侵害行為を指します。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントはハラスメントの代表的なものであり、教育研究機関の場におけるハラスメントは、アカデミックハラスメントといわれています。ハラスメントを厳密な意味で区分することは難しく、複数の要素が重なってより深刻なハラスメントになってしまう可能性もあります。

本学では、ある言動がハラスメントに該当するかは言動を行った者の意図にかかわらず、原則として受け手の主観的判断を基準とします。

※ ハラスメント相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程を参照してください。

ハラスメントにあった時やハラスメントではないかと感じた時には、ひとりで悩みを抱え込まずに学生ハラスメント相談室に相談してください。ハラスメント被害を受けた本人からだけでなく、第三者からの相談も受け付けています。

学生ハラスメント相談室について(原則予約制)

- 場 所： 26 号館 6 階 2662 室・2666 室
- 開設時間： 9：30～11：30 / 12：30～16：00 (土日・祝日は閉室)
- e-mail： harasou@sit.ac.jp

予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

予約フォーム、メール予約の場合は学生ハラスメント相談室から折り返しの連絡が来てから予約完了となります。

- ・ 予約の際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。
- ・ 相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。
- ・ ハラスメント相談室では、相談に際しハラスメントの被害を受けた相談者のプライバシーを最大限保護し、秘密を厳守します。
- ・ ハラスメント相談員は、相談者の事情を聞き、相談者の立場に立って迅速に対応します。安心してお越しください。
- ・ ハラスメントに関する相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをされることはありません。



1. 4 合理的配慮の申請について

短期間に回復しない心身の障害などにより授業や学生生活に何らかの困難がある学生が、大学生を送るうえで必要な配慮を大学に申し出ることができます。

大学との協議を経て、合理的配慮を受けることができます。

1. 申請期間

随時受け付けます。ただし申請手続きに時間を要するため、授業開始後2週間までが望ましいです。新たに病気・障害等が発生した場合、あるいは病気・障害等の状態が変わった場合などはその都度申し出を受け付けます。

2. 申請の流れ

- (1) 本人もしくは保証人が学生課に申し出る。
- (2) 本人（及び保証人）、学生相談室相談員（以下、相談員）で面談を実施し、手続き等の説明を行う。
- (3) 必要に応じて以下の書類を本人もしくは保証人が学生課へ提出する。
 - ・ 配慮申請書（面談の際に書式を渡す）
 - ・ 障害者手帳、医師の診断書など、病気・疾患・障害等を客観的に証明できるもの
- (4) 本人（及び保証人）、学生課長、相談員で面談を実施し、病気・障害等の詳細や必要な配慮の内容について話し合う。
- (5) 必要に応じて教務課等と協議しながら、面談の内容をもとに相談員が配慮依頼書を作成する。
- (6) 本人（及び保証人）が配慮依頼書の内容を確認したのち、学生課長、相談員が配慮依頼書を学科長に提出し、説明する。
- (7) 配慮依頼書に基づき学科において対応を協議する。
- (8) 学科長との共有内容を、相談員から本人（及び保証人）へ伝える。
- (9) 配慮・サポートの内容を、別途、記入していただいた情報共有の同意書に基づき、相談員・学生課・教務課から講義担当者、必要部署へ通知する。

2. 学習支援センター

2. 1 学習支援センターとは

学習支援センターは、みなさんの学習活動を支援するため、21号館（図書館棟）内に設けられた施設であり、学習相談や支援セミナー、ワークショップなどを実施しています。学習相談では、語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター（教員）とティーチングアシスタント（大学院生のTA）が、みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは、主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり、スケジュールに従って単元ごとの解説をしています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。

ワークショップでは、学ぶことの楽しさを知ってもらうために、さまざまなテーマで体験型の授業を行っています。気軽に受講でき、普段の講義では得られない体験をすることができます。

勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき、レポートを書いていて聞きたいことがあるとき、

空いた時間に自習したいとき、どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから、自習にも最適です。

2. 2 利用できるもの

学習支援センターには、勉強に必要なさまざまなもの、たとえば、授業に使う教科書や、辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので、自習するには便利でしょう。さらに、ネットワークに接続されたパーソナル・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

2. 3 担当教員

学習支援センターには、チューター及びティーチングアシスタントが在室しており、学習のことについて質問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学・哲学まで幅広く、さまざまな相談に対応することができます。語学のこと、数学、物理、化学、情報、教職など、知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても、基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。

勉強のことで質問したいときは、担当曜日・時間を確認して訪ねてみましょう。もちろん、そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また、支援センターから各科目の先生に連絡を取り、相談することも可能です。

2. 4 開館時間

原則として、月～金曜日は10時30分から18時30分まで開館しています。

開講科目、担当教員、開講時間などの詳細は、埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。

3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。病に倒れてしまつては何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

3. 1 保健室の利用

授業中や課外活動中など学内での体調不良や、思わぬケガをしたときは、すぐに保健室(21 号館[図書館]1 階)または学生課へ申し出てください。

3. 2 定期健康診断

毎年、全学生を対象とした、定期健康診断を実施しています。

新入生は、4月のオリエンテーション期間内と3月下旬に、在学生(M2・D3 除く)は、3月下旬に行っています。

定期健康診断は、学生の皆さんの健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので、必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は、以下の通りです。

X線間接撮影、尿検査、血圧、視力、色覚、内科検診、身体計測(身長、体重)、血液検査

定期健康診断の実施日は、LiveCampusUにてお知らせいたします。

健康診断に無関心でいると、取り返しのつかない事態になります。就職の斡旋などができないことがありますので十分注意してください。

3. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生は、健康診断書を発行することができます。就職活動を行う際には、必要な書類となります。

健康診断書の発行は、26号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。

手数料は1通300円です。なお、最終学年の学生が就職活動に使用する場合は1通100円です。

3. 4 健康診断結果報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には、LiveCampusU(マイ info の学生情報内)で健康診断情報を公開します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。なお、「総合判定」、「今回の総合コメント」にて、検査を要するとの判定の場合は、医師の再検査を至急受け、再検査の結果を学生課に報告してください。

3. 5 飲酒の恐ろしさ

1. 「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。肝臓での代謝が追いつかず、アルコールの血中濃度が急速に高まって、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺(マヒ)してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。時には脳の麻痺が進み、意識が混濁、呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』、そんな意図がなくても、相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』、一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち、そのまま放置したら『保護責任者遺棄』、さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』等、法的な処分が科せられます。この問題は他人ごとではありません。

お酒は適量飲めばストレスが発散され、場の雰囲気も盛り上がり、時には楽しいものです。しかし、誤った飲み方をした場合には、どんな人でも死に至る恐ろしいものでもあります。大学生だからといって無理をしても平気だろうと自負している学生は、考えや認識を改める必要があります。

2. 飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない
- (2) 飲めない人にはすすめない
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

3. 「20歳未満の者の飲酒」の禁止

日本では「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」によって、20歳未満の飲酒が禁じられていますが、その目的は未成年者をアルコールの害から守ることにあります。

人間の成長期は心身ともに未発達です。アルコール分解能力も大人に比べて未熟なため、脳細胞への悪影響、性ホルモンを作り出す臓器の機能が抑制されるなど、未成年者の飲酒は健全な発育を阻害することになります。

4. 「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが、お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく、視野は狭くなってしまいます。末梢神経の反射運動能力が損なわれ、集中力が落ち、スピードの出しすぎ、ブレーキの踏み遅れやハンドル、アクセルの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転、酒酔い運転は、一歩間違えば本人だけでなく、関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」と言っているのは、こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない、運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

- 詳細は、以下の「(公社)アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。

<http://www.arukenkyo.or.jp/>

3. 6 エイズに関する基礎知識

エイズ(AIDS)は、Acquired Immune Deficiency Syndromeの頭文字をとったもので、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)といい、一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

エイズは、外から感染したエイズ・ウイルスによって、からだの免疫機能が破壊され、さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し、延命できる人も増えてきましたが、まだ治すことが難しい病気です。また、だれでもかかりうる病気です。感染経路は性行為・血液・母子感染の3つです。急増しているのは性行為感染です。正しい予防をしなければ、だれでもHIVに感染する危険性があります。日常生活(握手・入浴・食べ物を分け合う・プール)では感染しません。HIVに汚染された血液・精液・膣分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで十分に予防できます。現在のところ、性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

自分が感染したかもしれないと思われる場合は、ためらわずに検査を受けてください。一応の目安として、最後の心当たりから、12週間たってから後の検査をお勧めします。

- 詳細は、以下の「(公財)エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<https://www.jfap.or.jp/>

専門の相談員が直接お答えします。

フリーダイヤル 0120-177-812 (携帯電話からは 03-5259-1815)

機関ではプライバシーが守られるように、きちんと配慮がされています。

全国の保健所でも匿名で相談または検査が受けられます。費用は原則無料です。

3. 7 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか(百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消費されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙(本人が吸ったタバコの煙)よりも副流煙(間接喫煙:他人が吸ったタバコの煙)のほうが強いので、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから本学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進しています。

3. 8 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について たった一度の使用が人生を台無しに！

昨今、報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」ならびに「危険ドラッグの服用によって引き起こされた事故・事件」が大きな社会問題になっています。大麻を始めとする違法薬物や危険ドラッグは、その使用ばかりでなく、所持・栽培・製造・売買等も、法律で厳しく罰せられます。

違法な薬物の使用は、自身の健康と精神を破壊し、悲惨な学生生活につながってしまいます。

学生の皆さんは、違法薬物や危険ドラッグの所持、使用の危険性を十分認識し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/

3. 9 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは20歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス(HPV: Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており、HPVは性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約8割が50歳までに感染を経験すると言われています。検診により、HPV感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がん研究センターがん対策研究所

<https://www.ncc.go.jp/jp/cis/>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会

<https://love49.org/>

子宮頸がん予防情報サイト

<https://www.shikyukeigan-yobo.jp/>

3. 10 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【深谷地区】

佐々木病院	(内、外、整、形成、脳外、循、皮、リハ)	深谷市西島 2-16-1 048-571-0242
桜ヶ丘病院	(内、消、婦、循、小)	深谷市国済寺 408-5 048-571-1171
益岡医院	(内、外、整、消、循)	深谷市岡部 1249-10 048-585-5657
上柴クリニック	(内、外、消、循、放)	深谷市上野台 2321-2 048-574-7770
はしもとクリニック	(内、外、消、血内)	深谷市西島町 2-2-2 048-551-8410
ふかやクリニック	(内、整、リハ、リウ、心内、精、消、小)	深谷市宿根 245-1 048-574-0022
あだち医院	(内、消、外、リハ)	深谷市上柴町東 5-15-14 048-551-0222
清水内科クリニック	(内、消、循、リハ)	深谷市人見 445-1 048-573-1197
白倉医院	(内、消、小)	深谷市稲荷町 3-3-1 048-571-0169
四元医院	(内、外)	深谷市上柴町西 1-4-1 048-573-5200
今井医院	(内)	深谷市寿町 52 048-572-7728
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048-571-2301
石川医院	(耳)	深谷市西島 3-17-65 048-571-0038
正田眼科	(眼)	深谷市稲荷町 1-2-15 048-571-1198
ふかや眼科	(眼)	深谷市西島町 3-14-8 048-572-3910

【深谷地区】

高橋眼科医院	(眼)	深谷市栄町 1-47 048-571-0318
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048-585-1101
新井歯科医院	(歯)	深谷市上柴町東 5-14-12 0120-860-441
大濱歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048-573-8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048-573-7800

【本庄地区】

本庄総合病院	(内、小、外、整、脳外、眼、耳、皮、泌)	本庄市北堀 1780 0495-22-6111
本庄駅前病院	(内、外、整、形、消、肛、リハ、皮)	本庄市駅南 1-2-32 0495-22-2163
田所医院	(内、外、循、放、呼、消、整)	本庄市けや木 1-8-2 0495-22-3445
岡病院	(内、消、循、泌)	本庄市北堀 810 0495-24-8821
上武病院	(内、精、歯)	本庄市小島 5-6-1 0495-21-0111
松本産婦人科医院	(婦、産、女性内科)	本庄市千代田 1-1-26 0495-24-3377
服部クリニック	(眼、耳)	本庄市東台 4-1-22 0495-24-4671
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495-21-2160
中央歯科医院	(歯、矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495-21-1807

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内、外、胃、産、耳、小、眼、整、皮、泌、脳、リハ、放)	熊谷市中西 4-5-1 048-521-0065
藤間病院	(内、外、消、循、整、泌、産、整)	熊谷市末広 2-137 048-522-0600
ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科内科・女性の心と身体の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 5F 048-527-1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048-533-1177

4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与または給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべて LiveCampusU にて案内しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

4. 1 大学院特別奨励金制度

1. 目的 研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため
2. 資格 学会誌、学術誌等において、掲載を認められた研究を行った者
3. 授与額 研究業績に位置づけられる学会誌、学術誌等に、
査読付きの論文が筆頭著者または単著で掲載された場合 10 万円
査読付きの論文が第二著者で掲載された場合 5 万円
4. 採用方法 学長が推薦し、学内理事会の審査を経て、毎年 3 月 10 日までに決定する
※ 授与対象者及び授与金額は、学内理事会の議により、変更する場合がある。

4. 2 大学院奨学支援金制度

1. 目的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援するため
2. 資格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者
3. 貸与額 授業料及び施設設備費の額の範囲
4. 採用方法 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する
5. 返済時期 原則として修学年限までとする

4. 3 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。貸与奨学金には、「第一種奨学金」（無利子）と、「第二種奨学金」（有利子）があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

1. 貸与月額

奨学金の種類	修士課程・博士前期課程	博士後期課程
第一種奨学金	50,000 円 88,000 円	80,000 円 122,000 円
第二種奨学金	50,000 円 80,000 円 100,000 円	130,000 円 150,000 円

2. 入学時特別増額貸与奨学金

- (1) 入学時特別増額貸与の対象者は、4 月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望するものです。
- (2) 申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く）、または申込時の家計基準における認定所得が 0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。
- (3) 貸与額は、10・20・30・40・50 万円から選択できます。
- (4) 奨学金の第 1 回目の振込時に全額が上乗せされます。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

3. 募集時期

- 4 月中旬頃に募集を行います。状況により追加募集や二次募集を行うこともあります。

募集・継続の手続については、すべてLiveCampusUにて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

家計支持者の失職・急死または火災や災害(台風・地震)等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用(応急・緊急)があります。
学生課に相談してください。

- 詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。
<https://www.jasso.go.jp>

4. 4 留学生関係の奨学金制度

1. 留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)
2. 公益財団法人ロータリー米山記念奨学金
3. 公益財団法人平和中島財団奨学金

等実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度LiveCampusUにて案内します。

不明な点については、学生課に問い合わせてください。

4. 5 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示及びLiveCampusUにて案内します。

4. 6 提携教育ローン

1. オリエントコーポレーション学費サポートプラン(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間中における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

- ① 申込先 (株)オリエントコーポレーション
資料請求先: 学費サポートデスク
電話番号: 0120-517-325 (平日 9:30~17:30)
※ 大学のホームページより申込みが可能です。
- ② 利用対象者 本学に入学または在学する学生の保証人
※ 審査結果により、このプランの利用ができない場合があることを了承ください。
- ③ 対象費用 入学金・授業料・諸会費等の学校納付金
- ④ 利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500万円まで)
利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- ⑤ 返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。
利率は、固定金利 年率 3.8%(令和 6 年 12 月 1 日現在)
- ⑥ 利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は埼玉工業大学より奨学金として、保証人の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率 5% となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- ⑦ 問合せ先 埼玉工業大学会計課
電話番号: 048-585-6810 (平日 9:00~17:30)

2. 群馬銀行教育ローン

本学と提携する(株)群馬銀行の教育ローンで、金利の優遇があります。詳しくは、(株)群馬銀行のホームページ(<https://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/>)で学校コード(ID):92910 を入力

するか、学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし、この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

4. 7 教育ローン

「国の教育ローン」は、ご家庭の教育費の負担を軽減し、お子さまの進学・在学を応援するために設けられています。

今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。授業料のほか、自宅外通学の場合の住居費用などにも使うことができます。

- 詳細は、以下の「日本政策金融公庫(国の教育ローン)」のホームページを確認してください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

5. 生活相談

学生生活を送るうえでの相談を、学生課にて対応しています。

5. 1 アパートの紹介

自宅から通学できない学生のためにアパートを紹介しています。最新の情報は、学生課にて確認してください。

1. 住まいを借りるときの心構え

- (1) トラブルを避けるために契約内容(敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等)をよく確認してから契約してください。
また、近隣の生活環境等を確認し、必ず物件の下見をしてください。
下見をする場合、家主さんや不動産会社に日程を連絡してから訪ねてください。
- (2) 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と2種類あります。
「家主さんとの直接契約の物件」は、大学近隣の家主さんからの物件で、大学から安価な家賃の設定を依頼しています。「不動産会社の物件」は、近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれぞれ異なるので、十分注意してください。
- (3) 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
- (4) 契約後に不都合が生じた場合は、学生課に相談してください。
- (5) 入居後、騒音などには十分な配慮をしてください。
- (6) 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん、不動産会社から情報を集め、近隣に迷惑をかけないように心掛けてください。
- (7) あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学生課に相談してください。

部屋が決まり、引っ越しを終えたら、いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかり管理しなければなりません。予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にして退学する学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

26号館1階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあった場合は、直接求人先に連絡してください。また、アルバイトを始める前に労働条件などをよく確認し契約してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学生課に相談してください。

5. 3 国民年金の加入

満20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。これまでに、国民年金に加入していなかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になっても、障害基礎年金が受けられなかつ

たという事例もあります。20 歳になったら必ず国民年金に加入してください。

1. 国民年金は、こんなリスクに対応

(1) 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負った場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

(2) 老齢基礎年金

原則として 65 歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間及びカラ期間(合算対象期間)と、厚生年金に加入していた期間を合算し、10 年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった 60 歳以上 65 歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に、18 歳未満の子をもつ妻や、両親のいない 18 歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の 3 分の 2 以上あること。

2. 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な 20 歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は、学生課です。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

5. 4 悪徳商法【こんな手口が君を狙っている】

1. 訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ、ここ数年、訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦勞している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について、代表的な事例を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないよう、くれぐれも注意することが必要です。

＜悪徳商法の事例＞

(1) 資格取得商法

特定の民間団体が、さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや、大学が承認している資格と称して、通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に、実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売っているもの。

(2) キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け、長時間執拗に説得されたのち、化粧品や健康食品、エステなどの高額なクレジット契約をさせるもの。

(3) アポイント商法

突然、下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇賞品が当選しました」などといって誘い出し、実益のない特典をたくみに説明し、パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

(4) マルチ(まがい)商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせる方法で、次から次へと会員を増やしながら会員数(集金組織)を拡大していくことにより利益を上げるもの。

(例) 自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等

(5) かたり商法

消防署、保健所などの公的機関から来たとかたり(思わせ)、消火器等の商品を売りつけるもの。

(6) ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ、代金を請求してくる図々しい方法です。代金を支払う義務も送り返す義務也没有。ただし、送られてきたものは14日間保管する必要があります。(業者に引き取り請求した場合は7日間)

その後の処分は自由です。自分が注文していないものは受け取りを拒否しましょう。

(7) インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して、料金を支払ったにも関わらず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所在地や担当者名、電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

2. クーリング・オフ(Cooling off)

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき、一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込みまたは締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。

クーリング・オフの期間は、契約した日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に、書面で、「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。その際は、電話でなく、必ず書面(出来れば「内容証明書郵便」が望ましい)にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。

クレジット払いのときは、念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。なお、郵便・電話・FAXなどで申込む通信販売は、クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

3. 困ったときの相談先は？

(1) トラブルに巻き込まれたら、直ちに学生課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

(2) (一財)日本消費者協会消費者相談室 TEL 03-5282-5319

<https://jca-home.jp/sodan/>

(3) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048-524-0999

<http://www.kokusen.go.jp/map/11/center0039.html>

(4) 最寄りの消費生活センター

4. 悪徳商法から身を守る7ヶ条

(1) 勇気を持ってきっぱり断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。

(2) 「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。

(3) 知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。

(4) 商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い質す。

(5) 契約書は、その場でしっかりと読む。契約は慎重に。

(6) クレジット1回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。

(7) 1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

6. 厚生施設

6. 1 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市榎合 763、TEL：048-574-5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生証を提示し、利用料金800円(市民割引額)の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

● 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。

<https://patio.or.jp/>

就 職

1. 就職指導

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内にキャリア支援センター・就職課、就職委員会が設けられています。

キャリア支援センター・就職課では、就職を希望する学生に対して、就職ガイダンス、就職活動準備講座（筆記試験対策・各種業界研究・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等）、合同企業研究セミナー等を行い、個別相談にも応じています。また、学生は、希望の企業に応募することはもちろん、本人の学力・能力・性格・学ぶ姿勢により『学校推薦』や教授名で推薦を受ける『教授推薦』制度も利用できます。

また、1年次から本学に寄せられる多くの求人情報データの閲覧が可能です。学籍番号・パスワードを用いて、本学ホームページから「SAIKOナビ」にアクセスすることで、学内はもとより自宅のパソコンやスマートフォン等からも簡単に求人情報を検索できます。同ナビ上で、個別面談や各種講座、セミナー等の予約申込みも可能です。

尚、学生の就職関連の手続き及びキャリア支援センター・就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われます。

就職活動においてわからないことがあれば、キャリア支援センター・就職課にご相談ください。

2. 就職斡旋細則

1. 埼玉工業大学就職委員会規程第7条の2及び職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋に関する取扱いを定める。

卒業生についても、本細則を準用する。

2. 全ての学生はSAIKOナビ（インターネットサイト）から進路希望登録をしなければならない。

3. 求人先に対する推薦書は、2社以上並行して提出することはできない。

4. 推薦を受けた希望者は求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨を就職課及び求人先に届けなければならない。なお、選考試験結果、採否（内定）結果などは、直ちにキャリア就職課に申し出なければならない。

5. 推薦書を提出した企業から内定を得た場合は、辞退することはできない。したがって、他に選考中のところがあればその応募を辞退し、その後は就職の斡旋は行わない。

6. 就職に関する連絡・情報提供は、学内掲示板SAIKOナビにて行う。

7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましくない行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。

8. 卒業後の進路が決定した者は、SAIKOナビから最終進路報告をしなければならない。

図 書 館

1. 1 開館・閉館の日時
1. 2 館内閲覧
1. 3 館外貸出
1. 4 コピーサービス
1. 5 館内規律
1. 6 弁償
1. 7 罰則

情報基盤センター

1. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

先端科学研究所

1. 先端科学研究所

大学院生研究室・演習室・実験実習室 ・臨床心理センター

1. 1 大学院生研究室
1. 2 演習室・実験実習室
1. 3 臨床心理センター

1. 図 書 館

1. 1 開館・休館日

開館日は、月曜日から金曜日まで、9:00～20:00までとする。ただし、春期・夏期・冬期休業期間中は、開館時間が変更される。

次の日は、休館とする。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）
- ③ 創立記念日（1月10日）
- ④ 夏期休業期間の一定期間
- ⑤ 冬期休業期間の一定期間
- ⑥ 全学休講日
- ⑦ 当該年度最終日

その他、臨時に変更をする場合は、掲示やホームページなどで周知する。

1. 2 館内閲覧

図書・資料は、所定の場所で閲覧し、館外の持ち出しを禁止する。

1. 3 館外貸出

- ① 図書・資料の貸出は、学生証を提示すること。

- ② 次の図書・資料は、貸出を許可しない。

- (1) 禁帯出の図書・資料
- (2) 新聞
- (3) 雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他、特に指定した図書・資料

- ③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学の学部1～3年生	貸出冊数	和・洋書	計5冊以内
	貸出期間	和書 洋書	2週間 30日間
(2) 本学の学部4年生	貸出冊数	和・洋書	計7冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間
(3) 本学の大学院生	貸出冊数	和・洋書	計10冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間

- (4) 長期休業期間中の貸出について、冊数・貸出期間が変更される場合は掲示する。

- ④ 図書・資料の貸出は、借り受けた図書・資料に学生証を添えて係員に提示しなければならない。

- ⑤ 借り受けた図書・資料は、本人が責任を持って保管し、他人への転貸は禁止する。

- ⑥ 借り受けた図書・資料の貸出期間延長ができる場合は、以下のとおりとする。

- (1) 延滞図書・資料がない
- (2) 他の利用者の予約がない
- (3) 長期貸出期間外に貸出手続きをしている

貸出期間中にカウンターまたは図書館利用状況確認ページにて手続きをした場合のみ、1回だけ延長を許可する。

- ⑦ 図書・資料を借り受けた学生は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに返却しなければならない。
- (1) 本学の学生としての身分を失ったとき。
 - (2) 館務上の理由により、返却を求められたとき。

1. 4 コピーサービス

- ① 館内の図書・資料は、著作権31条に定められた範囲内を複写することができる。その範囲は次のとおりである。
- (1) 公表された著作物の1部分（半分を超えない程度）であること。
 - (2) 定期刊行物に掲載された各論文やその他の記事については、すべて複写することができる。但し、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月）を経過した著作物に限ること。
 - (3) コピー部数は、1人につき1部であること。
 - (4) 調査研究のためであること。
 - (5) 再複写や頒布は、有償・無償を問わず禁止する。
- ② 複写をする場合は、所定の申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

1. 5 館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 館内では常に静粛を保ち、雑談・食事等を禁止する。ただし、2階ラーニングコモンズ室では会話をしての学習ができる。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱い、切取り、書込み、汚損などの行為を禁止する。
- (3) 座席の独占、スマートフォンや携帯電話での通話・撮影等、他の入館者の迷惑になる行為を禁止する。
- (4) 館内において、館長の許可なく掲示や印刷物を配布するなどの行為を禁止する。
- (5) その他、館内では係員の指示に従うこと。

1. 6 弁償

図書・資料を汚損、紛失した場合は、同一の図書・資料または相当金額を弁償すること。

1. 7 罰則

借り受けた図書・資料を期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生は、借り受けた図書・資料を返却するまで、新たな貸出は禁止する。

2. 情報基盤センター

情報基盤センター（23号館）は、教育・研究のための共同利用を目的とした施設です。情報基盤センターの窓口では、学内ネットワークや各種技術相談等を受け付けています。窓口取扱い時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9：00～17：00までです。

1. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

以下の教室は、情報基盤センターが管理しています。

情報基盤センター実習室（23号館）	2312／2321／2322
CAD室（6号館）	633
PC LL教室（30号館）	3036／3038
情報システム学科棟実習室（22号館）	2223／2224／2225／2231

22号館を除く各教室の利用可能時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9：00～17：00までです。なお、教室で講義が行われている時は一切利用できません。現在、22号館の学生のみ利用は、行っておりません。

情報基盤センター管理の教室やその他教室のネットワーク設備・機器を利用するにあたり、次の利用マナーを厳守してください。

ネットワーク利用については、情報基盤センターが行う適正利用のための指導やルールを厳守して下さい。

- ① 機器を大切に扱ってください。
- ② プリント出力は必要最低限にとどめてください。なお、上記教室では、卒業論文および発表資料、部活動、学生プロジェクト、学園祭等の印刷はできません。資料の印刷は可能な限り両面印刷やページ集約機能を使用して印刷枚数を削減してください。
- ③ コンピュータ資源、ネットワーク資源を不当に占有又は浪費しないでください。
- ④ コンピュータにインストールされているOS及びアプリケーションの設定変更や、無断でのソフトウェアインストールは行わないでください。
- ⑤ SSDにインストールされているソフトウェアを複製しないでください。
- ⑥ コンピュータウィルス等のシステム障害や破壊を及ぼすようなプログラムや、他人のプライバシーを検索・盗用するようなプログラムは、例えば研究のためであっても一切使用を認めません。
- ⑦ 個人のIDを第三者に使用させたり、譲渡はしないでください。
- ⑧ パスワードを紛失・盗用された場合は、不正使用される恐れがあるので、パスワードの管理には十分注意してください。また、パスワードを紛失・盗用された場合には速やかに、30号館事務局窓口または情報基盤センターに届出を行ってください。
- ⑨ 学内ネットワークからインターネットを利用する場合は、営利目的の利用や他人もしくは大学に被害を及ぼすような行為は決して行わないでください。
- ⑩ 利用者は自らの責任でファイルのバックアップを行い、ファイルの破壊・損失等の保護を行ってください。如何なる理由によっても、本学はその一切の責任を負いません。
- ⑪ 実習室への飲食物持ち込みは禁止します。学内での飲食や喫煙は、定められた場所で行ってください。

これらの注意事項、埼玉工業大学ネットワーク利用規程ならびに各規程、担当教員及び職員の指示に従わない場合は、利用資格を剥奪し、実習室への入室、学内PCの利用及びネットワーク利用を禁止いたします。

その他情報基盤センター利用の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

情報基盤センターURL <https://center.sit.ac.jp>

1. 1 先端科学研究所

先端科学研究所は、平成 11 年に科学技術のイノベーション発展を促進するために設立されました。主にナノテクノロジーなどの先端科学技術分野を加え、これまで培ってきた産学官連携の経験を活かし、地域における技術支援と国際交流にも取り組んで参りました。

設立と共に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され、高度な研究を推進できる研究設備が整い、①高信頼性環境制御知能システム、②超機能先端材料の創製、③先端的計算システムの三つの研究プロジェクトが 5 年間に亘り行われ、多くの研究成果を得て終了しました。

この研究の中から、新しい研究が芽生え、それをベースに「環境に調和する新機能・高信頼性材料の創製」を再び申請し、新たなハイテク・リサーチ・センター・プロジェクト（平成 16 年度から 5 ヶ年間）が実施されました。その後、平成 19 年度には、オープン・リサーチ・センター・プロジェクト「循環型社会を支持する環境・エネルギーのイノベーション創出に関する研究」が認可されました。さらに、平成 23 年度に「機能的ナノ材料による新規な表面・バイオセンシング技術の創出」プロジェクトが文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に認定され、21 世紀に期待されるバイオ分野とセンシング分野の融合を採り入れた独創的研究が実施されました。

上記の様々な研究プロジェクトは、基本的に本学の得意な研究分野を生かして、自然エネルギーの利用、破壊された環境の保全、修復、改善、浄化等に関する要素技術及びエネルギー危機に対応するイノベーション技術を開発する立場から、循環型社会に支援する「基礎研究」、「応用研究」を実施しました。

先端科学研究所の設立から 20 年の間には、文科省の研究事業を実施するほかに、学内共同研究プロジェクト、クリーンエネルギープロジェクト、産学連携プロジェクト研究や国際会議など様々なテーマの研究会を企画・実施するほか、大型研究設備・実験設備を共同利用として学内外に公開し、学内外の研究や地元企業及び研究機関の研究をサポートしています。

この他、地元企業を会員とする「協力会」という組織があり情報交換や企業見学会、講演会の開催、共同研究・受託研究の受入れなど積極的に産学連携を推進し、産学交流を通じて地域企業との共同研究実施などにも発展しています。

大学院生研究室・演習室・実験実習室・臨床心理センターの利用方法

1. 1 大学院生研究室

大学院生は、30 号館の所定の大学院研究室を使用できます。大学院生研究室は、研究活動や自習に利用できます。利用時には諸注意を守り、貴重品等は各自で管理して下さい。土日休日及び時間外利用は事前に申請が必要です。申請については教員に相談してください。

1. 2 演習室・実験実習室

<情報社会専攻>

【演習室】

情報社会専攻の演習室として、コンピュータ・ネットワーク、コンピュータ・ミュージックおよびデジタル映像に関する教育・研究のための教室があります。これらの演習室の使用にあたっては、指導教員の許可を得た上で、30 号館教務課で所定の手続きをして鍵を借りて下さい。なお、土日休日及び時間外に利用する場合は事前に申請が必要ですので、指導教員に相談して下さい。

室番	教室名称	設備
3042	コンピュータ・ネットワーク演習室	演習用ノートPC 5 台 大型モニタ 1 台 レーザープリンタ 1 台
3043	コンピュータ・ミュージック演習室	音楽制作用 PC (Mac) + ProTools HDシステム1台（音楽用ソフトLogic, Max） 音楽制作用 PC (Mac) +ProTools システム 10 台（音楽用ソフトLogic, Max） シンセサイザー 計 5 台 ミキサー(アナログ, デジタル) 各 1 台 , モニター・スピーカー 2 個 マルチチャンネルスピーカーシステム（アンプ 1台、スピーカー8個） マイク（コンデンサー, ダイナミック）計7 個、 マイクスタンド 5本 ヘッドフォン 12個 レーザープリンタ 1台

3048	デジタル映像演習室	●ハードウェア CG映像制作用ワークステーション 13台 演習用ワークステーション 10台 カラープリンタ 1台 スキャナー 1台 プロジェクター 1台 ●ソフトウェア Adobe Creative Cloud フルライセンス Autodesk Maya、MotionBuilder、Mudbox SolidWorks Education Blender Unity Processing 他
------	-----------	--

<心理学専攻>

【実験実習室】

心理学専攻の実験実習室として、3055（心理学実験室1）、3065（心理学実験室2）、3074（心理学実験室3）、3039F（心理学実習室1）、3049F（心理学実習室2）が使用できます。実験実習室の使用にあたっては、指導教員の許可を得た上で、30号館教務課で所定の手続きをして鍵を借りること。教務課の開室時間内にカギを返却できなかった場合は、正門脇の守衛室に返却し、鍵を持ち帰らないように注意して下さい。また、土日休日及び時間外に利用する場合は事前に申請が必要なので、指導教員に相談して下さい。

1. 3 臨床心理センター<心理学専攻>

臨床心理センターには面接室、各種ブレイルーム、研修室、図書資料室、心理検査室などがあります。これらは心理学専攻の大学院生が研究や心理臨床実践（実習を含む）を行うために使用できます。ただし、心理相談やセミナーなどでの使用を優先します。大学院や学部の授業で使うこともあるので、使用できる時間をよく確認すること。

使用する場合はあらかじめ臨床心理センター事務室に申し込みをして下さい。

学則・諸規程

1. 埼玉工業大学大学院学則
- 1-1. 学長裁定
2. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程
3. 埼玉工業大学大学院学位規程
4. 埼玉工業大学大学院再入学規程
5. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程
6. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院奨学支援金規程
7. 埼玉工業大学大学院研究生規程
8. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科科目等履修生規程
9. 休学者の在籍料に関する細則
10. 埼玉工業大学技術補助員取扱要項
11. 埼玉工業大学技術補助員手当支給要項
12. 埼玉工業大学大学院生の学会発表にかかる旅費の取扱要項
13. 埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」
返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ
14. 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」
返還免除候補者の業績評価細目について
15. 埼玉工業大学留学生支援センター規程
16. 埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程
17. 埼玉工業大学大学院生の懲戒に関する規程

埼玉工業大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成するとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に各研究科規程で定め、公表するものとする。

(研究科)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- 一 工学研究科
- 二 人間社会研究科

(課程)

第3条 工学研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の2 人間社会研究科に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻)

第4条 工学研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

博士後期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

第4条の2 人間社会研究科に、次の専攻を置く。

- 一 情報社会専攻
- 二 心理学専攻

(収容定員)

第5条 工学研究科及び人間社会研究科（以下それぞれ「研究科」という。）の専攻別収容定員は、別表1のとおりとする。

(研究科及びその長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、博士後期課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。ただし、人間社会研究科の研究科長は、修士課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。
- 3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 4 研究科長は、研究科教授会を招集し、議長となる。
- 5 研究科長に事故あるときは、前任の専攻主任が研究科長の事務を代行する。ただし、専攻主任の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 6 専攻主任については、埼玉工業大学大学院工学研究科規程又は埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程（以下それぞれ「研究科規程」という。）において定める。

（研究科教授会）

第7条 研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 研究科長
 - 二 研究科担当の専任教員
- 3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決するものとする。ただし、この学則及び他の規定で別段の定めをするときは、この限りでない。
- 6 研究科教授会は、第2項に定める以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

第2章 学年及び学期等

（学年）

第8条 学年は、4月初日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「4月」を「10月」に、「3月」を「9月」に、それぞれ読み替えるものとする。

（学期）

第9条 学期は、次の2期に分ける。

前期 4月初日から9月末日まで

後期 10月初日から翌年の3月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「前期」を「後期」に、「後期」を「前期」に、それぞれ読み替えるものとする。

（授業期間）

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第11条（削除）

（休業日）

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- 三 創立記念日 1月10日

- 四 春期休業
- 五 夏期休業
- 六 冬期休業

- 2 前項第4号から第6号までの休業期間は、研究科長が別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第14条 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年とし、博士後期課程の在学年限は、6年とする。

- 2 前項の年限に達したときは、学生の身分を失う。

第4章 教育課程の編成及び教育方法等

(教育課程)

第15条 研究科の各専攻の授業科目、単位及び研究指導の内容並びに履修方法については、この学則に定めるもののほか、各研究科の定めるところによる。授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

- 2 工学研究科の授業科目の単位数は、講義については15時間から30時間までの範囲で、演習及び輪講については30時間から45時間までの範囲で、実験、実習、研究、又は講究については45時間から60時間までの範囲で、工学研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 人間社会研究科の授業科目の単位数は、講義、輪講及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、人間社会研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(教育課程の編成方法)

第16条 工学研究科の教育課程は、各授業科目を選択科目とする。

第16条の2 人間社会研究科の教育課程は、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(授業及び研究指導)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(研究指導教員)

第18条 研究指導教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する研究指導担当適格者とする。

- 2 学生は、前条に定める研究指導を受けるに当たり、その属する専攻の教員を研究指導教員とし、当該教員に授業科目の履修指導及び研究指導を受けなければならない。ただし、その研究指導教員の許可を得て、同一研究科の他の教員に、併せて研究指導を受けることができる。

(履修方法)

第19条 学生は、研究指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第20条 博士前期課程又は修士課程の学生は、第27条に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士前期課程又は修士課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち10単位を超えない範囲で、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に含めることができる。ただし、研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第20条の2 博士後期課程の学生は、第27条の2に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、8単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士後期課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち4単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位数に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第20条の3 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、他の大学の大学院における授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程又は修士課程にあつては15単位を超えない範囲で、博士後期課程にあつては2単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。

3 学生が外国の大学院に留学する場合は、学則第40条から第42条までの規定を適用する。

(特別聴講)

第21条 (削除)

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第22条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、他の大学の大学院又は研究所等において、課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける場合に準用する。

3 第1項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可は、研究科規程の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、入学する前に本学大学院及び他の大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位(科目等履修生の規定により修得した単位を含む。)を、当該研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、博士前期課程又は修士課程にあつては合わせて15単位を、博士後期課程にあつては合わせて2単位を超えないものとする。ただし、本学大学院で合わせて15単位を超えない範囲とする。

3 前項の規定により、本学大学院において履修により修得したものとみなすことができる単位数は、第20条の3第2項及び第3項による履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第24条 研究科長は、教育上特別の必要があると認めるときは、研究科の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第5章 成績の評価及び課程修了の認定

(単位の授与)

第25条 研究科は、一の授業科目を履修した学生に対して、試験の上、単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第26条 授業科目、学位論文審査及び最終試験の優、良、可又は不可の評点並びに合格又は不合格の判定は、次のとおりとする。

一 授業科目

- | | |
|--------|-----|
| (1) 優 | 合 格 |
| (2) 良 | 合 格 |
| (3) 可 | 合 格 |
| (4) 不可 | 不合格 |

二 学位論文

- | | |
|-----------------|-----------|
| イ. 博士前期課程又は修士課程 | ロ. 博士後期課程 |
| (1) 優 | 合 格 |
| (2) 良 | 合 格 |
| (3) 可 | 合 格 |
| (4) 不可 | 不合格 |

三 最終試験

- | |
|---------|
| (1) 合 格 |
| (2) 不合格 |

2 学生が、他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

3 次条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第1項の規定を準用する。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件等)

第27条 博士前期課程又は修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、当該博士前期課程の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3 博士前期課程又は修士課程の修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。

4 学位論文の審査及び最終試験については、埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

(博士後期課程の修了要件等)

第27条の2 博士後期課程の修了の要件は、次項に該当する場合を除き、以下に掲げる各号を満たすこととする。

- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。

- 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 2 本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、以下に掲げる各号を満たすこととする。
 - 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程における2年未満の在学期間を含めて大学院に3年間在学すれば足りるものとする。
 - 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
 - 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 3 (削除)
- 4 博士後期課程修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。
- 5 学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによる。

第6章 学位

(学位の授与)

- 第28条 学長は、博士前期課程又は修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。
- 2 学長は、博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。
 - 3 前項で規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
 - 4 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
 - 5 学位に付記する専攻分野の名称は、工学研究科については工学又は学術とし、人間社会研究科については情報社会又は心理学とする。
 - 6 その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、留学、休学及び退学

(入学資格)

- 第29条 博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 専修学校の専門課程（就業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学大学

院において認めた者

九 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院に入学した者であつて、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると、本学大学院において認めたもの

十 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院において認めた者で、22歳に達したもの

第29条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

四 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

五 個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると、本学大学院において認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願）

第30条 入学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第31条 学長は、入学志願者について、入学試験を行い、合格者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、本学の卒業者については、研究科の定めるところに従い、各専攻別受入予定人員の半数以内に限り、別途選考を行い、入学させることができる。

3 選考の方法は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定める。

第32条 前条第1項の入学試験は、筆記試験又は口述試験のいずれか又はこれらを併せ行うこととし、研究科が必要と認めたときは、論文審査を加え、その他大学の成績証明書及び健康診断の結果を考慮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社会人又は外国人留学生の選考については、それぞれの志願者の状況に応じて適切と認められる方法により、入学試験を行うことができる。

（再入学、修士入学及び博士入学）

第33条 学長は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者を入学させることがある。

一 中途退学者で再入学を志願する者

二 修士入学を志願する者

三 博士入学を志願する者

（転入学）

第34条 他の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、新たに入学を志願する者の例による。ただし、学長が、当該大学の大学院における単位の修得状況及び成績等を総合的に判断して適当であると認めるときは、入学させることができる。

第35条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間及び履修単位は、研究科長が定める。

（入学時期）

第36条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の初めに入学させることができる。

（入学手続）

第37条 入学試験の合格者は、入学手続要項に定める書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学許可）

第38条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

（所属専攻の変更）

第39条 研究科長は、本学大学院の一つの専攻の学生が、他の専攻に所属の変更を志願する場合において、特別の事情があると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、所属専攻の変更を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく、外国の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 前項の規定により、外国の大学の大学院において修学する期間は、おおむね1年を限度とする。

第41条 研究科長は、学生が留学の期間において、履修した授業科目について修得した単位を、第20条の3第2項の規定を準用し、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第42条 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 留学及び修得した単位の認定等については、各研究科規程の定めるところによる。

(休学)

第43条 学生が、病気のため、引き続き2か月以上修学することができない場合において、休学を希望するときは、所定の申請書を学長に提出し、許可をうけなければならない。

2 学長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めたときは、休学を許可する。

3 学長は、学生が病気等のため、修学することが適当でないと認めたときは、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 博士前期課程又は修士課程においては、休学の期間は、2年を超えることはできない。

2 博士後期課程においては、休学の期間は、3年を超えることはできない。

3 休学した期間は、本則第13条に定める修業年限としての期間及び第14条に定める在学年限の期間に算入しない。

(復学)

第45条 休学の期間内に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 前項の場合において、病気により休学した者については、医師の診断書等に基づき、修学に差し支えないと認めた場合に限り、復学を許可するものとする。

(願い出による退学)

第46条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならない。

2 他の大学の大学院に転学する場合も、前項と同様とする。

第8章 特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生

(特別聴講学生)

第48条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として、授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとする場合に準用する。

3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。

4 特別聴講学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

第49条 研究科長は、本学大学院学生以外の者が、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、科目等履修生として、当該授業科目の履修を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条及び第26条の規定を準用する。

3 科目等履修生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院又はその研究科との協定に基づき、当該学生を特別研究学生として、研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとする場合に準用する。

3 特別研究学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(大学院研究生)

第51条 研究科長は、大学院学生以外の者が、本学大学院において、特定の事項の研究指導を受けようとするときは、大学院研究生として、入学させることができる。

2 大学院研究生の入学、研究その他の事項については、別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 日本国籍以外の国籍を有する者で、教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）は、入学定員内として入学させるものとする。

第53条 外国人留学生の入学資格は、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものとする。

第54条 学長が、外国人留学生の入学を許可する時期は、学年又は学期の始めとする。

第55条 (削除)

第56条 外国に居住する外国人が入学を志願するときは、提出書類により予備選考を行い、合格、不合格を決定し、合格者に対しては、次条に定める特別の入学試験を受験させる旨通知する。

第57条 外国人留学生に対しては、研究科規程の定めるところにより、特別の入学試験を行い、入学させるものとする。ただし、学長が、特別の事情があると認めるときは、前条に定める予備選考をもって、入学させることができる。

2 外国において、高等学校及び大学の課程を卒業した日本国籍を有する者に対しては第52条の規定にかかわらず、その実情に応じて、前項に準じた方法により、入学試験を行うことができる。

第10章 社会人学生

(社会人学生)

第58条 社会人として既に職業等に就いている者（以下「社会人」という。）で、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものは、入学定員内として入学させるものとする。

第59条 学長は、社会人が入学を志願したときは、特別の入学試験を行い、社会人学生として入学させるものとする。

2 社会人学生に対しては、授業時間等について、特別の配慮を行うものとする。

第11章 検定料、入学金、授業料

(検定料、入学金、授業料)

第60条 検定料、入学金、授業料の額は、別表2に定める額とする。

- 2 再入学又は編入学をした者にかかる授業料の額は、当該入学者の属する学年の在生学生にかかる額と同額とする。

(検定料の納付)

第61条 大学院学生として入学を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

- 2 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。
- 3 既納の検定料は、いかなる事由があっても返還しない。
- 4 再入学生、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる検定料は、徴収しない。

(入学金の納付)

第62条 第38条に定める入学試験の合格者は、指定の期日までに、入学金を納付しなければならない。ただし、博士前期課程の合格者のうち、本学の学部を卒業した者、卒業見込の者及び本学の学部 に在学し、かつ、学則第29条第6号に該当する者が入学を許可されたとき、若しくは、博士後期課程の合格者のうち、本学の博士前期課程を修了した者及び修了見込の者が入学を許可されたときは、入学金を免除する。

- 2 再入学を認められた者は、認められた日から7日以内に、入学金を納付しなければならない。
- 3 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を認められた者は、学期の始まる前までに、入学金を納付しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び本学大学院を修了した者が、大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修するときは、入学金を免除する。
- 4 既納の入学金は、いかなる事由があっても返還しない。
- 5 特別聴講学生及び特別研究学生にかかる入学金は、徴収しない。

(授業料の納付)

第63条 授業料は、年額とする。ただし、年度を前期及び後期に分けて、それぞれ所定の期日までに、年額を2分の1に分けて納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期の授業料については、指定の期日までに、納付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生及び大学院研究生の授業料は、月額とし、各学期の始まる前までに、月額の6か月分の授業料を納付しなければならない。
- 4 特別聴講学生及び科目履修生の授業料は、各学期の履修登録期間終了までに、履修しようとする単位数に応じて、6か月分を納付しなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる協議に基づいて、別段の定めがあるときは、当該協議の定めるところによる。
- 6 既に納付した授業料は、返還しない。ただし、第1項又は第2項の授業料を納付した者が、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により、納付した授業料の額を限度として、授業料相当額を返還する。
 - 一 前期又は後期の授業料を納付した者が、前期又は後期の初日の前日までに休学、退学又は転学したとき。
 - 二 授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退したとき。ただし、10月初日に入学する者については、9月末日（以下、本章において同じ。）までとする。

(休学者の学費)

第64条 本則43条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を授業料に代えて納入しなければならない。

- 2 休学期間中に休学を中断して復学した場合は、復学した期における所定の授業料を納入するもの

とし、その期の既納在籍料は返還する。

- 3 休学者の在籍料に関する詳細については、休学者の在籍料に関する細則により別に定める。
(所定の期日及び指定の期日)

第65条 本章に定める所定の期日とは、前期については、4月末日、後期については、9月末日とする。

- 2 この学則に定める指定の期日とは、入学試験要項又は入学手続要項に定める期間とする。
(授業料の延納)

第66条 特別の理由により、授業料を所定の期日までに納付できない場合において、願い出て、許可されたときは、所定の期日から起算して3か月間、所定の期日を延長する。

(指定の期日までに入学金、授業料を納付しなかった場合の効果)

第67条 本章に定める入学金、授業料を指定の期日までに納付しなかったときは、その指定の期日の満了をもって、入学資格が消滅する。ただし、入学金、授業料の一部又は全部を免除若しくは不徴収とされた者については、この限りでない。

第12章 賞罰

(表彰)

第68条 学長は、学生が、次の各号の一に該当すると認めたときは、これを表彰する。

- 一 人物、学業ともに優秀で、他の学生の模範とするに足るとき。
- 二 善行が特に顕著なとき。
- 三 本学の名声を高める行為を行ったとき。

(懲戒)

第69条 学長は、学生が本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科教授会の審議を経て、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
 - 三 正当の理由がなくて出席常でないとき。
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。
- 4 第2項に定める停学及び訓告は、前項の退学との比較均衡を考慮するとともに、教育上必要な配慮により、行うものとする。

(除籍)

第70条 学長は、学生が、次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の審議を経て、これを除籍する。

- 一 正当の事由なく所定の授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。
- 二 第14条に定める在学年数に達したとき。
- 三 死亡又は行方不明の届出のあったとき。
- 四 正当の事由なく履修届を提出しないとき。

第13章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第71条 学生が、埼玉工業大学学則に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法及び同法

施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許法に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を取得するために必要な前項の教科の単位は、本学大学院の修了要件としての単位に含めることはできない。
(教育職員専修免許状)

第72条 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める中学校教諭専修免許状(理科)又は(技術)授与の所要資格を取得しようとするときは、中学校教諭1種免許状(理科)又は中学校教諭1種免許状(技術)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

- 2 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状(理科)又は(情報)又は(工業)授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状(理科)又は高等学校教諭1種免許状(情報)又は高等学校教諭1種免許状(工業)授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

- 3 人間社会研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状(公民)又は(情報)授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状(公民)又は高等学校教諭1種免許状(情報)授与の所要資格を有し、かつ、大学院人間社会研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。

- 4 免許状の種類については、別表3に掲げるとおりとする。

第14章 学則の変更

(学則の変更)

第73条 この学則の変更は、研究科教授会の審議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成12年1月22日から施行する。

附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 第72条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2. 第44条および第64条については、平成30年3月31日在籍者から適用する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、
博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の学則第4条の規程にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）
収容定員

研究科名	専 攻	博士前期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	機械工学専攻	6人	12人
	情報システム専攻	7人	14人
	生命環境化学専攻	7人	14人
	計	20人	40人

研究科名	専 攻	博士後期課程	
		入学定員	収容定員
工学研究科	機械工学専攻	2人	6人
	情報システム専攻	2人	6人
	生命環境化学専攻	2人	6人
	計	6人	18人

研究科名	専 攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人間社会研究科	情報社会専攻	10人	20人
	心理学専攻	15人	30人
	計	25人	50人

別表 2（第60条関係）
検定料、入学金、授業料
〔博士前期課程及び修士課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成17年度以降の入学者に適用する。	20, 000円	250, 000円	900, 000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20, 000円	250, 000円	800, 000円

上記の授業料は、年額とする。

〔博士後期課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成18年度以降の入学者に適用する。	20, 000円	250, 000円	600, 000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20, 000円	250, 000円	500, 000円
令和 5 年度以降の入学者に適用する。	20, 000円	250, 000円	300, 000円

上記の授業料は、年額とする。

特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生の検定料，
入学金及び授業料

	検定料	入学金	授 業 料
特別聴講学生			15,000円（1単位）
科目等履修生	10,000円	30,000円	20,000円（1単位）
特別研究学生			30,000円（月 額）
大学院研究生	10,000円	30,000円	180,000円（半 期）

ただし、本学の学部を卒業した者及び本学の大学院を修了した者は、科目等履修生の1単位あたり半額の10,000円とし、大学院研究生授業料は、半期120,000円とする。

別表 3 （第72条関係）

研 究 科	専 攻	免 許 状 の 種 類	
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	生命環境化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	情報システム専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	情報
		高等学校教諭専修免許状	工業

研 究 科	専 攻	免 許 状 の 種 類	
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

学長裁定

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

(平成27年3月17日学長裁定)

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

- 一 学生の身分取扱いに関する事項
- 二 学生の成績評価に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

2. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学大学院人間社会研究科（以下「研究科」という。）において定めると規定されている事項及び研究科において必要と認める事項について定める。

2 研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第1条の2 修士課程においては、次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

一 情報社会専攻の情報社会システム教育研究分野では、経営知識および情報技術を知識基盤とした経営システムの創生を担う人材養成を目的とし、メディアデザイン教育研究分野では、デジタル技術を活用した表現に求められる専門知識、専門性の高いコンテンツ制作能力を有する人材養成を目的とする。

二 心理学専攻の実験心理学教育研究分野では、認知科学について深く学び、最新の研究技法を駆使して自ら研究を進めていくことができる研究技術者を養成することを目的とし、臨床心理学教育研究分野では、臨床心理学についての専門的な知識と心理臨床にかかわる場合の姿勢を学び、高度な専門性を求められる職業人としての公認心理師および臨床心理士を養成することを目的とする。

(教育研究分野)

第2条 研究科の専攻に次の教育研究分野を置く。

修士課程

情報社会専攻

情報社会システム教育研究分野

メディアデザイン教育研究分野

心理学専攻

実験心理学教育研究分野

臨床心理学教育研究分野

(専攻主任)

第3条 各専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任は、研究科長が学長と協議のうえ、候補者を選出する。

3 専攻主任は、専攻会議を招集し、議長となる。

4 専攻主任の任期は、2年間とする。ただし、専攻主任が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。

5 専攻主任に事故あるときは、当該専攻に属する先任の研究指導教員がその職務を代行する。ただし、研究指導教員の就任時期が同一のときは、年長者とする。

(教育研究分野主任)

第4条 各教育研究分野に教育研究分野主任を置く。

2 教育研究分野主任は、各専攻会議において定める。

(研究科長補佐)

第5条 研究科長を補佐するため、専攻主任をもって研究科長補佐に充てる。

2 研究科長補佐にかかる必要な事項は、研究科長が定める。

(研究指導教員)

第6条 学則第18条第1項に定める研究指導教員は、修士研究指導教員をもって充てる。

(研究科運営委員会)

第7条 研究科の教育研究にかかわる事項を審議し、研究科の運営を行うため、研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会の委員は、各専攻の教育研究分野を代表し、専攻主任と教育研究分野主任で構成する。

3 運営委員会の議長は、研究科長とする。

4 研究科長は、運営委員会の議題により、随時、関連する委員会の委員長の出席を求めることができる。

(特別委員会)

第8条 研究科長のもとに、次の特別委員会を置く。

一 人事委員会

二 自己点検・評価委員会

三 FD委員会

2 特別委員会は、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 研究科長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、研究科長は、委員の中から、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。

4 研究科長は、前各号のほか、常置又は臨時の特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、研究科長が定める。

(各種委員会)

第9条 研究科教授会のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 就職委員会

六 情報委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の事務を行うとともに、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 研究科長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び埼玉工業大学工学部規程又は人間社会学部規程に定める委員会と提携して、又は研究科の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の事務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、研究科長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各専攻に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。

7 研究科長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。

8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、研究科長が定める。

(学年及び学期等)

第10条 学則第8条第2項に定める学年及び同第9条第2項に定める学期について、外国人留学生に適用するとき、その他特に必要と認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

(授業期間及び休業日の特例)

第11条 学則第11条に定める特定の期間における授業及び同第12条第3項に定める臨時の休業又は休業日の授業については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、大学院学生便覧に明示する。

(教育課程)

第12条 各専攻の授業科目及びその単位については、別表1の定めるところによる。ただし、研究指導の内容及び履修方法については、研究科教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(履修方法)

第13条 学生は、毎年、指定する期間内に、履修しようとする授業科目及び単位数を研究指導教員の許可を得て、研究科長に届け出なければならない。

2 学則第21条第3項に定める特別聴講の許可は、当該学生の研究指導教員の願い出に基づき、研究科長が行う。

3 学則第22条第3項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可及び同第42条第2項に定める留学の許可は、前項と同様とする。

(教育方法の特例)

第14条 学則第24条に定める教育方法の特例については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第15条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は研究報告書により成績の評価を行う。

2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。

3 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、研究科長が指名する教員が行う。

(追試験)

第16条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、当該授業科目担当教員に追試験を願い出ることができる。

2 追試験を願い出ようとする者は、当該科目の試験が行われた日から7日以内に、追試験受験願を教務課へ提出しなければならない。

3 追試験に合格した者には、大学が、所定の単位を与える。

(修得単位の認定)

第17条 学生が、研究指導教員の許可のもとに、次の各号の授業科目を併せて履修し、単位を修得した場合においては、研究科教授会の審議を経て、15単位以内を修了に必要な単位として認定することができる。

一 学則第20条第2項に定める他の専攻の授業科目(同第48条に定める特別聴講学生としての授業科目又は同第49条に定める科目等履修生としての他専攻の授業科目を含む。)を履修し、修得した単位

二 学則第21条に定める特別聴講による授業科目(科目等履修生としての所属専攻の授業科目を含む。)を履修し、修得した単位

三 学則第23条に定める入学前に大学院において履修し、修得した単位、ただし、次項に掲げるものを除く。

四 学則第41条に定める留学の期間において修得した単位

五 人間社会学部規程第11条に定める授業科目を履修し、修得した単位

2 学則第33条第1号に定める再入学及び同条第2号に定める修士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位について、課程修了に必要な単位としての認定は、学則第35条の定めるところによる。

(学位論文)

第18条 学生は、研究指導教員の許可を得て、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の指定の期間については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(最終試験)

第19条 最終試験は、所要の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(課程の修了の要件等)

第20条 修士課程の修了の要件は、学則第27条に定めるところによる。

2 学則第27条第1項ただし書き及び第2項に定める優れた業績を上げた者について、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代える場合にあつては、当該大学院学生の研究成果が、博士課程に進学しても、十分に研究を遂行できると判断される者、すなわち、既設の大学院博士課程にいわゆる「飛び級」で合格した者等、学力に秀で、かつ、独創性のある研究成果であると認められる者で、同人の取得単位、留学経験等、研究の量的、質的評価を総合的に審査するものとする。

(学位の授与)

第21条 学長は、学則第27条第1項に定める修了要件を満たした者のうち、情報社会専攻修了者には、修士(情報社会)、心理学専攻修了者には、修士(心理学)の学位を授与する。

(入学志願)

第22条 入学志願者は、指定する期間内に、所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条第五号から第八号に掲げる者については、それぞれの学歴に応じて、学長が別に定める。

- 一 出身大学の学業成績等を記載した証明書
- 二 卒業証明書又は卒業見込証明書
- 2 大学院の修士課程に在学したことのある者又は在学している者については、次の書類を提出しなければならない。
 - 一 大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 大学院の修了証明書、修了見込証明書又は在学期間の証明書
- 3 大学院の博士課程に在学したことのある者又は在学している者については、前項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。
 - 一 大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 大学院の学位取得証明書、学位取得見込証明書又は在学期間の証明書
- 4 外国人留学生として入学を志願する者は、前各項に定めるもののほか、大学院において修得しようとする研究課題を提出しなければならない。
- 5 社会人学生として入学を志願する者は、所定の入学願書及び各専攻が定める書類を提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第23条 入学志願者の選考は、学則第31条の定めるところにより、学長が行う。

- 2 学則第29条第6号に定める入学志願者の選考は、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとし、学長が行う。
- 3 学則第32条第1項に定める口述試験は、当該志願者の大学における卒業研究の内容及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 4 博士前期課程又は修士課程を修了し、又は修了見込の者の口述試験は、当該志願者の大学院における学位論文又はこれに代わるもの及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 5 学則第56条に定める入学志願者の予備選考は、前条に定める書類により行う。
- 6 学則第57条に定める特別の入学試験は、前条に定める書類に基づき、日本語の学力及び第3項又は第4項に定める口述試験により行うものとする。
- 7 学則第59条第1項に定める入学志望者の選考は、当該志願者の研究成果に関する書類等に基づき、口述試験又は筆記試験、あるいはその両方行う。

(入学手続)

第24条 試験に合格した者は、入学手続要項に定める誓約書その他の書類を指定された期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第25条 前条に定める誓約書には、保証人の連署を必要とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、保証人に関する事項については、大学学則を準用する。

(再入学)

第26条 学長は、願い出により退学をした者及び行方不明の届け出があつて除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。

- 2 再入学者は、退学又は除籍前に所属した専攻に所属するものとする。
- 3 再入学を許可された者は、退学又は除籍前に在籍していた学年に再入学するものとする。

る。ただし、年度末に退学し又は除籍されたときは、この限りでない。

4 再入学者の在学期間は、大学院において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

5 再入学の手続きについては、第24条及び第25条の定めるところによる。

6 その他再入学に関する事項は「埼玉工業大学大学院再入学規程」により定める。

(修士入学)

第27条 大学院において修士の学位を得た者で、さらに、修士課程に入学を志願する者の選抜については、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学した者の在学期間については、1年とすることができる。

(転入学)

第28条 転入学者の在学期間については、第26条第4項を準用する。

(留学)

第29条 学則第40条の規定にかかわらず、研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し修得した単位を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数の上限については、学則第41条を適用する。

(休学)

第30条 病気を理由として、休学するとき、医師の診断書を添えなければならない。

(特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生)

第31条 学則第48条及び同第49条に定める聴講の許可若しくは同第50条に定める研究指導の許可又は同第51条に定める入学の許可は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

第32条 学則第48条第4項及び同第49条第3項に定める授業科目の履修の取消し又は同第50条第3項に定める研究指導の許可の取消しは、学則第47条、同第69条又は同第70条の各号の一に該当するときに限り、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

(教職課程授業科目)

第33条 高等学校教諭専修免許取得に必要な授業科目は、別表2に定めるところによる。

(公認心理師指定科目)

第34条 公認心理師指定科目及び単位については、別表3に定めるところによる。

(研究科規程の変更)

第35条 この規程の変更は、研究科教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
附則 この規程は、令和5年11月1日から施行する。
附則 この規程は、令和7年4月1日から適用する。

別表1(第12条関係)

人間社会研究科修士課程授業科目表 (情報社会専攻)

研究分野	授業科目	単位数	必・選		
			専攻	情報社会システム	メディアデザイン
専攻共通科目	知識情報特論	2	選択	選択	選択
	情報セキュリティ特論	2	選択	選択	選択
	知識情報特別演習	2	選択	選択	選択
	教育文化研究特論	2	選択	選択	選択
	情報社会特別演習Ⅰ	2	選択	選択	選択
	情報社会特別演習Ⅱ	2	選択	選択	選択
情報社会システム	企業戦略特論	2	選択	選択	選択
	経営情報システム特論	2	選択	選択	選択
	経営判断システム特論	2	選択	選択	選択
	シミュレーション特論	2	選択	選択	選択
	システム開発方法特論	2	選択	選択	選択
	ネットワーク・システム特論	2	選択	選択	選択
	地域情報化特論	2	選択	選択	選択
	企業法特論Ⅰ	2	選択	選択	選択
	企業法特論Ⅱ	2	選択	選択	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2	選択	必修	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2	選択	必修	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2	選択	必修	選択
	情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2	選択	必修	選択
メディアデザイン	ヒューマン・インタフェース特論	2	選択	選択	選択
	マルチ・メディア情報処理特論	2	選択	選択	選択
	イメージ創造特論	2	選択	選択	選択
	映像情報特論	2	選択	選択	選択
	デザイン・アート表現特論	2	選択	選択	選択
	知覚心理学特論	2	選択	選択	選択
	情報表現特別演習Ⅰ	2	選択	選択	必修
	情報表現特別演習Ⅱ	2	選択	選択	必修
	情報表現特別演習Ⅲ	2	選択	選択	必修
	情報表現特別演習Ⅳ	2	選択	選択	必修

別表1 (第12条関係)

人間社会研究科修士課程授業科目表 (心理学専攻)

教育分野研究	授業科目	単位数	実験心理学 必選	臨床心理学 必選	公認 心理師 指定 科目
実験心理学	実験心理学特別輪講Ⅰ	2	◎	—	
	実験心理学特別輪講Ⅱ	2	◎	—	
	認知心理学特論	2	○		
	知覚心理学特論	2	○	1科目 選択 必修	
	学習心理学特論	2	○		
	心理学研究法特論	2	○		
	社会心理学特論	2	○		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	○	1科目 選択 必修	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	○		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	○		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	○		
	心の健康教育に関する理論と実践	2	○		
	認知心理学特別演習	2	○	1科目 選択 必修	
	知覚心理学特別演習	2	○		
	社会心理学特別演習	2	○		
臨床心理学	実験心理学特別実験Ⅰ	1	◎	—	
	実験心理学特別実験Ⅱ	1	◎	—	
	臨床心理学特論Ⅰ	2	—	◎	
	臨床心理学特論Ⅱ	2	—	◎	
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2	—	◎	●
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	—	◎	
	心理学研究法特論	2		○	1科目 選択 必修
	臨床心理学研究法特別輪講	2		○	
	学習心理学特論	2		○	1科目 選択 必修
	認知心理学特論	2		○	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2		○	●
	社会心理学特論	2		○	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2		○	1科目 選択 必修
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2		○	●
	教育分野に関する理論と支援の展開	2	—	○	●
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	—	○	●
	心理療法特論	2	—	○	選択 必修
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2			●
	心の健康教育に関する理論と実践	2			●
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	—	◎	●
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	—	◎	
	臨床心理基礎実習Ⅰ	2	—	◎	
	臨床心理基礎実習Ⅱ	2	—	◎	
	臨床心理実習Ⅰ	2	—	◎	
	臨床心理実習Ⅱ	2	—	◎	
	心理実践実習Ⅰ	2	—		●
	心理実践実習Ⅱ	2	—		●
	心理実践実習Ⅲ	3	—		●
	心理実践実習Ⅳ	3	—		●

◎：必修科目 ○選択必修科目 無印：選択科目 —：選択不可

●：公認心理師指定科目

* 1：「教育分野に関する理論と支援の展開」と「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」の2科目を公認心理師指定科目として履修修の場合は、「心理療法特論」も必ず履修すること。

別表 2

教職課程授業科目表【2025年度の入学者に適用】

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：人間社会研究科・情報社会専攻 高等学校教諭専修免許状（情報）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	知識情報特論	2
		情報セキュリティ特論	2
		ヒューマン・インターフェース特論	2
		知識情報特別演習	2
		システム開発方法特論	2
		シミュレーション特論	2
		ネットワーク・システム特論	2
		経営判断システム特論	2
		地域情報化特論	2
		イメージ創造特論	2
		マルチ・メディア情報処理特論	2
		映像情報特論	2
		デザイン・アート表現特論	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅰ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅱ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅲ	2
		情報社会システム創造プロジェクト特別演習Ⅳ	2
		情報表現特別演習Ⅰ	2
		情報表現特別演習Ⅱ	2
		情報表現特別演習Ⅲ	2
		情報表現特別演習Ⅳ	2

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：人間社会研究科・心理学専攻

高等学校教諭専修免許状（公民）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	認知心理学特論	2
		知覚心理学特論	2
		心理学研究法特論	2
		心理療法特論	2
		学習心理学特論	2
		社会心理学特論	2
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
		福祉分野に関する理論と支援の展開	2
		保健医療分野に関する理論と支援の展開	2
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
		心の健康教育に関する理論と実践	2
		教育分野に関する理論と支援の展開	2
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
		認知心理学特別演習	2
		臨床心理学研究法特別輪講	2
		実験心理学特別輪講Ⅰ	2
		実験心理学特別輪講Ⅱ	2
		実験心理学特別実験Ⅰ	1
		実験心理学特別実験Ⅱ	1

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

別表 3 公認心理師指定科目表【令和 2 年度（2020）以降の入学者に適用】

（公認心理師指定科目）

公認心理師 科目区分	領域	科目名	単位数
A.心理 実践科目	①	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2
	②	福祉分野に関する理論と支援の展開	2
	③	教育分野に関する理論と支援の展開	2
	④	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
	⑤	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
	⑥	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
	⑦	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
	⑧	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
	⑨	心の健康教育に関する理論と実践	2
B.実習科目	⑩	心理実践実習Ⅰ	2
	⑩	心理実践実習Ⅱ	2
	⑩	心理実践実習Ⅲ	3
	⑩	心理実践実習Ⅳ	3

（注）

1. 別表 3 に書かれている「公認心理師指定科目」を全て修得すること。
2. 心理学専攻の修了要件を満たすこと。

埼玉工業大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第4項及び第27条の2第5項の規定に基づき、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の授与)

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士又は博士の学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学大学院に博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

4 第2項の規定により授与される博士の学位を「課程博士」といい、第3項の規定により授与される博士の学位を「論文博士」という。

5 修士及び博士の学位論文審査基準について、修士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修士学位論文審査基準により定める。博士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、課程博士及び論文博士学位論文審査基準により定める。

(専攻分野の名称)

第3条 工学研究科修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、工学又は学術とする。

2 人間社会研究科情報社会専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、情報社会とする。

3 人間社会研究科心理学専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、心理学とする。

(修士の学位論文の提出等)

第4条 第2条に規定する修士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、学位論文の中間発表を修了予定時期の7か月前までに行い、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科の長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

(博士の学位論文の提出等)

第4条の2 第2条に規定する博士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科長に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

四 共著論文に関する承諾書

2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学（以下「満期退学」という。）した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときは、前項に定めるもののほか、研究業績書及び履歴書、別表1に定める論文審査手数料を添え、専攻分野の名称を指定して、論文を研究科長に提出しなければならない。

ただし、満期退学後3年以内に学位を申請するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

- 3 第2条第3項に規定する者が、学位を申請するときは、前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定により納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 5 学位論文は、1篇とし、参考として、他の論文を添付することができる。
- 6 学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出することができる。
- 7 受理した学位論文は、返還しない。

(学位論文審査委員会)

第5条 研究科長は、前条の学位論文等を受理したときは、研究科に設置する学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付きなければならない。

- 2 修士の審査委員会は、研究科の教員3名をもって組織し、主査1名及び副査2名とし、博士の審査委員会は、研究科の教員5名をもって組織し、主査1名及び副査4名とする。これらの審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)は研究科長が指名するものとする。ただし、主査は、研究指導教員でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科が、審査のため必要があると認めるときは、学外の大学院、研究所等の教員等をもって、審査委員に充てることができる。
- 4 審査委員は、申請者から金品等の供与を受けるなど、倫理に反する行為を行ってはならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び専門分野等について、口頭又は筆記の試問の方法により、最終試験を行い、学力の確認を行うものとする。
- 3 口頭の試問は、学位論文の審査を担当する審査委員会の委員が出席のもと、公開の学位論文発表会において行うものとする。

(学力の確認の例外)

第7条 前条の規定にかかわらず、研究科長が、学位の授与を申請した者の経歴及び提出論文以外の業績の審査を行い、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、当該研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の議を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

- 2 学位論文の審査又は最終試験に合格しなかった者に対して、研究科長が、特に必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て、改めて論文審査又は最終試験を行うことができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、学位を申請した者の在学期間中に、当該学位論文の審査及び最終試験を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査又は最終試験を終了したときは、次の各号に掲げる文書を研究科長に報告しなければならない。

- 一 学位論文の内容の要旨
 - 二 学位論文及び最終試験の審査結果の要旨
 - 三 学位に付記する専攻分野の名称
 - 四 学位を授与できるか否かの意見
- 2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるとき

は、最終試験を行わないことができる。この場合において、前項の報告は、最終試験の結果の要旨を添付することを要しない。

(可否の判定)

第10条 前条第1項の報告に基づき、学位を授与できるとの意見が付されたときは、研究科教授会において、学位論文及び最終試験の可否の判定を行う。

2 前項に定める研究科教授会は、その構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、研究科長が、当該構成員のうち、公務又は出張のため、出席できないことを文書で確認したときは、当該構成員を定足数に算入しない。

3 学位論文及び最終試験の合格の判定は、前2項に定める研究科教授会において、可否投票により、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の授与及び審査結果の通知)

第11条 学長は、前条の可否の判定の結果に基づいて、学位を授与すべき者に対しては、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第12条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の議を経て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学大学院は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「埼玉工業大学審査学位論文」である旨を明記し、本学大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の付記)

第14条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉工業大学」と付記しなければならない。

(学位の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により、学位を受けた事実が判明したときは、研究科教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会において、前項の決定をするときは、第11条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第16条 本学大学院が、博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付は、行わない。

(学位記の様式)

第18条 工学研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場合にあっては、別表2とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合

にあつては、別表 3 とする。

2 人間社会研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第 1 項本文に定める場合にあっては、別表 6 とし、学則第27条第 1 項ただし書き及び同第 2 項に定める場合にあっては、別表 7 とする。

3 第 2 条第 2 項に規定する博士の学位記の様式は、別表 4 とする。

4 第 2 条第 3 項に規定する博士の学位記の様式は、別表 5 とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

附 則 この規程は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年 1 月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年 5 月25日から施行し、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年 7 月22日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 7 月19日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、令和 5 年 1 月23日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 4 条の 2 関係）

論文博士に係る論文審査手数料

対象者	論文審査手数料
本学大学院を満期退学後、3 年以内の者	無料
本学大学院を満期退学後、3 年を超えた者	100,000 円
上記以外の者	200,000 円

別表 2 博士前期課程

Saitama Institute of Technology Confers upon _____(氏 名)_____ Date of Birth:_____ In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Engineering, <u>(専攻)</u>, and the passing of the dissertation review and the final examination The degree of Master of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> _____(研究科長署名)_____ Dean, Graduate School of Engineering _____(学長署名)_____ President, Saitama Institute of Technology	修 工 第 _____ 号 学 位 記 大 学 印 _____(氏 名)_____ ____年____月____日生 埼玉工業大学大学院工学研究科 _____(専攻)_____ の博士前期課程において、所定の単位を修得し、学位 論文の審査及び最終試験に合格したことを認める 埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u>(氏 名)</u> 印 上記研究科長の認定により修士 (_____) の学位 を授与する ____年____月____日 埼玉工業大学 学長 <u>(氏 名)</u> 印
--	--

別表 3 博士前期課程（特定課題）

Saitama Institute of Technology Confers upon _____(氏 名)_____ Date of Birth: _____ In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Engineering, <u> (専攻) </u>, and the passing of the review of the research results concerning a specific assignment and the final examination The degree of Master of _____ On the <u> (日) </u> Day of <u> (月) </u>, <u> (年) </u> _____(研究科長署名)_____ Dean, Graduate School of Engineering _____(学長署名)_____ President, Saitama Institute of Technology	修工 第 _____ 号 学 位 記 大 学 印 _____(氏 名)_____ ____年____月____日生 埼玉工業大学大学院工学研究科 <u> (専攻) </u> の博士前期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める 埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u> (氏 名) </u> 印 上記研究科長の認定により修士 (_____) の学位を授与する ____年____月____日 埼玉工業大学 学長 <u> (氏 名) </u> 印
---	--

別表 4 博士後期課程

Saitama Institute of Technology Confers upon _____(氏 名)_____ Date of Birth: _____ In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the doctoral program at the Graduate School of Engineering, <u> (専攻) </u>, and the passing of the dissertation review and the final examination The degree of Doctor of _____ On the <u> (日) </u> Day of <u> (月) </u>, <u> (年) </u> _____(研究科長署名)_____ Dean, Graduate School of Engineering _____(学長署名)_____ President, Saitama Institute of Technology	博甲 工 第 _____ 号 学 位 記 大 学 印 _____(氏 名)_____ ____年____月____日生 埼玉工業大学大学院工学研究科 <u> (専攻) </u> の博士後期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める 埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u> (氏 名) </u> 印 上記研究科長の認定により博士 (_____) の学位を授与する ____年____月____日 埼玉工業大学 学長 <u> (氏 名) </u> 印
---	---

別表 5 論文博士

Saitama Institute of Technology Confers upon <u> </u> (氏 名) Date of Birth: <u> </u> In recognition of the submission of the doctoral dissertation and the passing of the prescribed review and the final examination The degree of Doctor of <u> </u> On the <u> (日) </u> Day of <u> (月) </u>, <u> (年) </u> <u> </u> (研究科長署名) Dean, Graduate School of Engineering <u> </u> (学長署名) President, Saitama Institute of Technology	博 乙 工 第 <u> </u> 号 学 位 記 大 学 印 <u> </u> (氏 名) ____年__月__日生 埼玉工業大学大学院に学位論文を提出し、所定の審査及び最終試験に合格したことを認める 埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u> (氏 名) </u> 印 上記研究科長の認定により博士 (<u> </u>) の学位を授与する ____年__月__日 埼玉工業大学 学長 <u> (氏 名) </u> 印
---	---

別表 6 修士課程

Saitama Institute of Technology Confers upon <u> </u> (氏 名) Date of Birth: <u> </u> In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Human and Social Studies, <u> (専攻) </u>, and the passing of the dissertation review and the final examination The degree of Master of <u> </u> On the <u> (日) </u> Day of <u> (月) </u>, <u> (年) </u> <u> </u> (研究科長署名) Dean, Graduate School of Human and Social Studies <u> </u> (学長署名) President, Saitama Institute of Technology	修 人 第 <u> </u> 号 学 位 記 大 学 印 <u> </u> (氏 名) ____年__月__日生 埼玉工業大学大学院人間社会研究科 <u> (専攻) </u> の修士課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める 埼玉工業大学大学院人間社会研究科 研究科長 <u> (氏 名) </u> 印 上記研究科長の認定により修士 (<u> </u>) の学位を授与する ____年__月__日 埼玉工業大学 学長 <u> (氏 名) </u> 印
---	---

別表 7 修士課程（特定課題）

Saitama Institute of Technology Confers upon <u> (氏 名) </u> Date of Birth: <u> </u> In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Human and Social Studies, <u> (専攻) </u>, and the passing of the review of the research results concerning a specific assignment and the final examination The degree of Master of <u> </u> On the <u> (日) </u> Day of <u> (月) </u>, <u> (年) </u> <u> (研究科長署名) </u> Dean, Graduate School of Human and Social Studies <u> (学長署名) </u> President, Saitama Institute of Technology	修人 第 <u> </u> 号 学 位 記 大 学 印 <u> (氏 名) </u> <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日生 埼玉工業大学大学院人間社会研究科 <u> (専攻) </u> の修士課程において、所定の単位を修得し、特定の 課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格し たことを認める 埼玉工業大学大学院人間社会研究科 研究科長 <u> (氏 名) </u> 印 上記研究科長の認定により修士 (<u> </u>) の学位 を授与する <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 埼玉工業大学 学長 <u> (氏 名) </u> 印
--	--

埼玉工業大学大学院再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学大学院学則」（以下「学則」という。）第33条、「埼玉工業大学大学院工学研究科規程」第27条及び「埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程」第26条の規定に基づき、埼玉工業大学大学院再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 次に掲げる者は、出願により、以前在籍した専攻に限って再入学を許可することがある。

- 一 学則第46条によって退学した者（願い出退学者）
 - 二 学則第47条第四号に該当し退学した者（行方不明の届け出があった者）
- 2 次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。
- 一 学則第47条第一号によって退学を命ぜられた者（学生としてふさわしくない行為があった者）
 - 二 学則第47条第二号によって退学を命ぜられた者（長期にわたり欠席し、又は成業の見込みがない者）
 - 三 学則第47条第三号によって退学を命ぜられた者（履修届未提出者）
 - 四 学則第69条第3項各号によって退学を命ぜられた者（懲戒退学者）
 - 五 学則第70条第一号に該当し除籍された者（学費未納者）
 - 六 学則第70条第二号に該当し除籍された者（在学年限超過者）

(出願書類)

第3条 再入学を出願する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願
- 二 履歴書
- 三 住民票記載事項証明書
- 四 写真（2枚、4×3cm）
- 五 受入希望教員確認書
- 六 志望する研究テーマ及びその概要
- 七 その他、当該専攻が必要とする書類

2 検定料は、学則第61条第4項の規定により、徴収しない。

(出願の時期)

第4条 出願書類は、学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。

(再入学時期)

第5条 再入学の時期は、学期の初めとする。

(選考方法)

第6条 再入学を願い出た者の選考は、願い出のあった専攻において行う。

2 選考は書類審査と面接による。ただし、当該専攻が必要と認めた場合、試験等を行う。

3 面接の時期は願い出のあった専攻が指定する。

(手続き期間)

第7条 再入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の入学手続きをしなければならない。

(納付金)

第8条 再入学者の授業料の額は、当該再入学者の属する学年の在学生のにかかる額と同

額とし、入学金は、新入生にかかる額と同額とする。

(再入学許可)

第9条 再入学は、当該研究科教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(再入学の学年)

第10条 再入学を許可された者は、退学又は除籍された学年に再入学するものとする。

ただし、年度末に退学又は除籍されたときは、この限りでない。

(既得単位)

第11条 再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、当該研究科教授会において認定する。

(在学期間)

第12条 博士前期課程及び修士課程の再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して4年を超えることはできない。

2 博士後期課程の再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して6年を超えることはできない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院における研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため、特別奨励金を授与することを目的とする。

(授与対象者)

第2条 特別奨励金の授与対象者は、学会誌、学術誌等において、掲載を認められた研究を行った者とする。

(手続)

第3条 研究指導教員は、証拠書類を添えて、授与対象者を専攻主任へ推薦する。(推薦は、授与対象者1名につき1件に限る)

2 専攻主任は、証拠書類に基づき、授与対象者として認める者(授与金額を含む)を、2月末日までに研究科長に報告する。

3 研究科長は、前項の報告に基づき、授与対象者として認める者(授与金額を含む)を、学長に推薦する。

(特別奨励金授与者の決定)

第4条 学内理事会は、学長の推薦に基づき、工学研究科博士前期課程、博士後期課程及び人間社会研究科修士課程の特別奨励金授与者(授与金額を含む)を、3月10日までに決定する。

(授与金額)

第5条 特別奨励金の額は、次のいずれかとする。

一 研究業績に位置づけられる学会誌、学術誌等に、査読付きの論文が筆頭著者または単著で掲載された場合 10万円

二 研究業績に位置づけられる学会誌、学術誌等に、査読付きの論文が第二著者で掲載された場合 5万円

(例外措置)

第6条 学内理事会の議により、授与対象者及び授与金額を変更することができる。

(特別奨励金の授与)

第7条 特別奨励金の授与は、3月16日までに行うものとする。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年11月13日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

6. 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的な理由により、学費の支払いが困難な埼玉工業大学大学院学生及び大学院入学予定者（以下「学生」という。）に対して、就学を可能にするため、大学院奨学支援金（以下「奨学支援金」という。）を貸与して、経済的に支援することを目的とする。

(奨学支援金の金額)

第2条 奨学支援金の金額は、学生が学園に納付する金額のうち、授業料及び施設設備費（以下「学納金」という。）の額の範囲内とする。

(申請手続)

第3条 奨学支援金の貸与を受けようとする学生は、入学手続期間中に、所定の入学金を納入し、かつ、学生納付金延納願を提出しなければならない。

2 風水害等の災害のため、家屋等が滅失、毀損したとき、又は主たる生計維持者が、死亡したとき、その他の経済的状況の変化により、学納金を納付することが困難なときは、前項の規定を準用するものとする。

(書類提出)

第4条 学生は、学生納付金延納願を提出後、2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- 一 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金申請書
- 二 返済計画書
- 三 保証人2名の返済保証書
- 四 住居地を管轄する税務署の発行する主たる生計維持者の課税証明書又は市区町村長の発行する非課税証明書

(審査)

第5条 前2条に基づく審査は、大学院学生委員会が面接審査及び書類審査により行う。

2 大学院学生委員会委員長は、前項の審査に基づいて、学生に経済的支援をすることが必要であると認めるときは、意見を付して、奨学支援金額を研究科長に報告するものとする。

(奨学支援金の決定)

第6条 奨学支援金の額の決定は、理事会が行う。

(奨学支援金の返済)

第7条 奨学支援金の返済は、原則として、修学年限までとする。ただし、特別の事情があると認めたときは、返済計画に基づき、猶予することがある。

2 前項の奨学支援金は、無利子とする。

(順守義務)

第8条 学生は、この奨学支援金を活用し、研究勉学に専念するとともに、保証人ともども、信義に則り、返済計画を誠実に履行し、経済状態が改善したときは、奨学支援の停止を申し出るとともに、奨学支援金を返済するものとする。

(所掌部課)

第9条 この規程に定める書類の提出は、教学部学生課とする。

附 則

この規程は、平成10年4月16日から施行し、平成10年度大学院入学生から適用する。

7. 埼玉工業大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第51条に基づき、大学院研究生について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため、研究主題を定め特定の研究指導教員の指導のもとで研究を行う者をいう。

(出願資格)

第3条 本学大学院に大学院研究生として出願することができる者は、次の資格を有する者でなければならない。

(1) 修士又は博士の学位を得た者

(2) 前号と同等以上の学力があり、本学において研究能力があると認めた者

(入学時期)

第4条 入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(出願書類)

第5条 本学大学院に大学院研究生として出願するときは、所定の検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究願

(2) 研究計画書（指導計画書）

(3) 研究指導教員の推薦書

(4) 履歴書

(5) 住民票記載事項証明書

(6) 官公庁、その他の事業所に在職する者は、その所属長の同意書又は依頼書

(7) 写真 2枚（4×3 cm）

(8) 最終出身校の修了証明書、学位取得証明書、学位記の写又はこれに相当する証明書

2 日本国籍以外の国籍を有する出願者は、前項各号に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 在留資格、在留期間（直近の日本の教育機関の証明書：修了証明書又は修了見込み証明書を含む）を確認できる書類（既に日本に在住している外国人留学生のみ）

(2) 身元保証書

日本に居住する保証人（保証人が日本国籍以外の国籍である場合は、原則として、在学期間中在日することができる者）により、入学後の一切について責任を持つことを保証する書類

(入学選考)

第6条 大学院研究生の入学は、前条の提出書類に基づき選考のうえ、研究科教授会の議を経て、研究科長が入学を許可する。

(納付金)

第7条 大学院研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金及び半期（4月～9月、10月～3月）の授業料を納付し、所定の入学手続をしなければならない。

2 7日以内に手続きを完了しない者は、入学許可を取り消すことがある。

(実験実習費)

第8条 大学院研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とすることがある。

(聴講)

第9条 大学院研究生は、研究指導教員が必要と認めたときは、研究科長の承認を

得て、授業科目を聴講することができる。ただし、聴講した授業科目の単位の認定は行わない。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学期間)

第10条 大学院研究生の在学期間は1年以内とする。

2 研究科長は、大学院研究生が研究期間の延長を願い出たときは、研究科教授会の議を経て、6か月又は1年を単位として、通算3年を限度に延長を許可することができる。

(他の業務への従事)

第11条 大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

(検定料、入学金及び授業料)

第12条 大学院研究生の検定料、入学金及び授業料については、本学大学院学則に定める。

(退学及び除籍)

第13条 大学院研究生が研究期間内に退学しようとするときは、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならない。

2 大学院研究生が本学大学院の諸規則に違反し、大学院研究生として適当でない認められたときは、研究科教授会の議を経て、学長はこれを除籍することができる。

(終了届及び中止届)

第14条 大学院研究生が、研究を終了したときは、研究終了届を研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

2 研究期間の途中において、研究を中止した場合は、研究中止届を研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

(研究報告)

第15条 大学院研究生は、研究期間が終了したときは、研究科長に研究結果の報告をしなければならない。

(規定の準用)

第16条 大学院研究生に対しては、大学院学生にのみ適用される規定を除き、本学大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

8. 埼玉工業大学大学院人間社会研究科科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第49条及び人間社会研究科規程第31条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者。
- (7) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者。

(授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

- 2 授業科目は、修士論文の完成を目的とした特別演習・特別輪講・特別実験の科目を除く修士課程の授業科目のみ履修することができる。
- 3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。
- 4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 出願を希望する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 住民票記載事項証明書
- (6) 写真(2枚、4×3cm)
- 2 現に他の大学院に在学する者は、前項の書類のほか、当該学(校)長の出願許可証を添付しなければならない。
- 3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。

- 2 学期の開始日は、学則第9条に定める学期の1日目とする。

(入学許可)

第7条 出願があった時は、教務委員会の審査を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

2 前項の審査においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第8条 入学を許可された者は、14日以内に所定の手続きをとり、学則別表2の入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学則第63条の規定を準用する。

2 前項のほか、実験・演習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を授与する。

2 単位の授与は、学則第25条及び第26条の規定を準用する。

3 授与された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続履修)

第10条 履修期間終了後、継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

9. 休学者の在籍料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第47条及び埼玉工業大学大学院学則第64条に基づき、休学者の在籍料について定める。

(休学者の在籍料)

第2条 休学者の在籍料は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の在籍料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 在籍料は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附則 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学人間社会学部休学者学費免除に関する細則（平成14年4月1日）、埼玉工業大学大学院休学者学費免除に関する細則（平成10年4月1日）及び埼玉工業大学大学院休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）は廃止する。

3 この細則は、学部および大学院の休学者に適用する。

10. 埼玉工業大学技術補助員取扱要項

この要項は、埼玉工業大学における技術補助員の任用及びその手続について定めるものとする。

1. 主として実験・実習を行う科目については、担当教員1名当たり、それぞれ技術補助員1名を置くことができる。ただし常務理事会の承認があった場合はこの限りではない。
2. 前項の技術補助員は、本学の大学院学生をもって、教員の補助職として実験・実習の指導等に充てるものとする。
3. 本学の大学院学生が、当該授業科目にかかる技術補助員を希望しないときは、本学の大学院学生と同等以上の学力若しくは技術能力を有する者をもって充てることができる。ただし、大学院学生等が得られないときは、本学学部4年生に限り従事させることができる。
4. 技術補助員が、本学の大学院学生であるときは、ティーチング・アシスタント（T. A.）と称することとし、当該大学院学生の履歴に記載することができる。
5. 技術補助員は、非常勤職員として、半期又は年度を単位として任用するものとし、第1項に掲げる正規の授業において、担当教員のもとで勤務する。ただし、手当額の基礎となる実験・実習等の準備又は整理の時間については、他の時間と振り替えて勤務させることができる。
6. 授業担当教員が、技術補助員の採用を希望するときは、当該授業の属する学科・課程の教務委員に候補者の履歴書（業績書を含む。）を添えて申し出るものとする。
7. 教務委員会は、学科・課程の教務委員から当該申出を受けたときは、任用候補者等の調整を行い、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）が学長に申し出るものとする。
8. 本学大学院学生以外の者を採用するとき、又は前各号の規定によりがたいときは、理由を付して学長に申し出るものとする。
9. 学長は、前2項の申出に基づき、常務理事会に諮り、常務理事会において決定し、理事長が任命する。
10. 前各項の手続は、学年又は学期の始まる前に行うこととし、技術補助員として任用される前に実験・実習等に従事させることはできない。
11. 技術補助員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職務を停止することができる。

職務停止は教務委員会の議を経て、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）の要請に基づき、学長がこれを行う。

- （1）健康上の理由により、職務を遂行できないとき。
- （2）職務に怠慢、または指導教員の指示監督に反する行為などの事由で、改善の見込みがないと認められたとき。
- （3）職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。
- （4）学則第40条または第43条の規定による、留学もしくは休学の期間に相当

するとき。

- (5) 学則第69条または第70条の規定による、停学、退学もしくは除籍の処分を受けたとき。
- (6) 本人より採用辞退の申し出があったとき。
- (7) その他、技術補助員として職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

2. 前項の職務停止において、その任用期間内の技術補助員の新たな塗ん用については、第7項の手続きを経るものとする。

12. 学校法人智香寺学園との契約が平成25年度以降継続して5年を超えない範囲とする。

附則 この要項は、平成8年4月1日から施行する。

この要項は、平成10年11月10日から施行する。

この要項は、平成11年4月27日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

1 1 . 埼玉工業大学技術補助員手当支給要項

この要項は、埼玉工業大学技術補助員取扱要項に基づき、実習、実験等の授業科目に従事する技術補助員に対する手当等の基準を定めるものとする。

1. 学生である者の勤務時間は、試験監督補助等の臨時的勤務を除き、1週間当たり原則12時間、年間300時間を上限とする。なお、技術補助員に応募しようとする者は、指導教員の許可を得ることとする。
2. 技術補助員のうち、本学の正規の学生の1時間当たりの手当額は、次のとおりとする。

一 大学院の博士後期課程に在学している者	2,000円
二 大学院の博士前期課程又は修士課程に在学している者	1,500円
三 学部の4学年に在学している者	1,000円
3. 前項以外の者の1時間当たりの手当額は、その者を正規の職員として採用した場合の1時間単位とする。ただし、2,000円を超えることができない。
4. 本学における1コマの授業科目を2時間(120分)と計算し、そのうちの20分については、実験・実習の準備、機器の整備、試験問題の作成、答案の採点等、教員の指示に基づいて従事する時間とする。
5. 技術補助員の交通通勤費は、一般職員の例に準じて支給する。ただし、本学の学生及び本学において授業又は研究指導を受けている者に対しては支給しない。
6. 技術補助員の手当額は、毎月末日までの勤務回数(予備実験・試験等を含み、半期の1コマ当たり15回以内)に基づいて、翌月の24日に支給するものとする。
7. 埼玉工業大学技術補助員取扱要項第11項に定める職務停止期間中の手当はこれを支給しない。

附則 この要項は、平成8年4月1日から施行する。
この要項は、平成10年11月10日から施行する。
この要項は、平成11年4月27日から施行する。
この要項は、平成12年4月1日から施行する。
この要項は、平成16年4月1日から施行する。
この要項は、平成18年4月1日から施行する。
この要項は、平成20年4月1日から施行する。
この要項は、平成22年4月1日から施行する。
この要項は、平成27年4月1日から施行する。
この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
この要項は、平成28年4月1日から施行する。

12. 埼玉工業大学大学院生の学会等への参加にかかる旅費の取扱要項

- 1 本学大学院生が担当教員の了解を得て学会等へ参加する場合は、それに要する旅費について、大学院担当経費からの支出を認める。
 - 2 旅費は、大学院生1名につき年間7万円を限度額として打切る。
日当は支給しない。宿泊費は1泊につき8,000円以内とする。
 - 3 大学院生の学会等への参加にかかる旅費を申請するときは、事前に、担当教員を通じ研究科長を経由して学長の承認を得る。
申請手続きを行う際には、当該学会からの案内状等を添付する。
 - 4 旅費は、帰着後1週間以内に報告書とともに請求手続きを行うものとする。
 - 5 大学院生にかかる旅費申請事務については、教務課が担当する。
 - 6 教育・研究振興協力寄付金又は受託研究の予算から、大学院生の学会等への参加にかかる旅費を支出する場合もこれらに準ずる。
ただし、当該寄付金または受託研究において制限がある場合はこの限りではない。
- 附 則 この要項は、平成11年12月1日から施行し、平成11年10月1日に遡って適用する。
この要項は、平成14年4月1日から施行する。
この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
この要項は、令和5年4月1日から施行する。

13. 埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」 返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程第2条第3項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が実施する大学院において貸与を受けた第一種奨学金の返還免除の認定を受ける候補者（以下「候補者」という。）の選考方法及び評価方法等については、下記のとおり申合せ。

1 埼玉工業大学からの推薦

- (1) 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、各研究科に候補者の推薦を依頼する。
- (2) 学生課は、返還免除を希望する者を募り、次の書類を添付して選考委員会に提出する。
 - 一 業績優秀者返還免除申請書
 - 二 成績証明書
 - 三 推薦理由書
 - 四 その他必要な書類

2 評価方法

- (1) 選考委員会は、候補者の業績評価に当たり、次の評価項目について総合評価する。
 - 一 大学院における教育研究活動等
 - 二 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等
- (2) 選考委員会は、「業績評価の基準」（別表）等に基づき、候補者の業績評価を公平かつ適正に行う。
- (3) 選考委員会は、業績評価を行う上で、各専攻分野の教育研究の特性等に十分配慮する。

3 候補者の選考

選考委員会は、推薦のあった候補者の業績を総合評価した上で、順位を付して支援機構に推薦する最終候補者を選考する。

4 その他

この申合せに定めるもののほか、候補者の選考方法及び評価方法等に関し必要な事項は、各研究科の議を経て、学長が定める。

附則 この申合せは、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附則 この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この申合せは、平成 20 年 2 月 6 日から施行する。

附則 この申合せは、平成 23 年 10 月 25 日から施行する。

「業績評価の基準」

業績評価は、各項各号に掲げる評価項目により、各専攻等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。
業績評価の細目は、各専攻において別に定めることができる。

文部科学省令に定める業績の種類 「支援機構が定める評価基準」	本 学 が 定 め る 評 価 項 目	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文 学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
2 特定の課題についての研究の成果 大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条「特定の課題についての研究の成果」の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
3 著書、データベースその他の著作物 (前 2 号に掲げるものを除く。) 前 2 号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
4 発明 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
5 授業科目の成績 講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
6 研究又は教育に係る補助業務の実績 リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	①学内での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により学外での研究成果が高く評価された場合
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
8 スポーツの競技会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること)		①専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

1 4. 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」 返還免除候補者の業績評価の細目について

「埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申し合わせ」第2項に基づく奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の業績評価の細目は、以下の通りとする。

第1 学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては、次に掲げる学内外における業績を点数化し、総合的に評価して行うものとする。

1 学位論文その他の研究論文

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

- (a) 博士論文 合格 (20 点)、不合格 (0 点)
- (b) 修士論文 A 評価 (10 点)、B 評価 (6 点)、C 評価 (2 点)
- (c) 学位論文以外の研究論文（紀要への執筆を含む）が特に優れている。

full paper の場合

1 件につき 1st author (5 点)、2nd author (3 点)、3rd author 以下 (1 点)

abstract (2 ページ以内) の場合

1 件につき 1st author (1 点)

- (d) 民間財団等が公募している競争的資金を獲得した。(10 点)

- (e) 若手研究フォーラム論文集への掲載がある。

1 件につき 1st author (1 点) (「1 件につき 1 点」を削除)

- (f) 学内で発行する学位論文以外の研究論文（臨床心理センター年報、年報 Annual report への執筆を含む）が特に優れている。

1 件につき 1st author (2 点)、2nd author (1 点)、3rd author 以下 (0 点)

(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

- (a) 国際的又は国内の公的機関、学会からの受賞がある。

1 件につき 1st author (15 点)、2nd author (10 点)、3rd author 以下 (5 点)

- (b) 国際的又は国内の公的機関、学会からの表彰がある。

1 件につき 1st author (10 点)、2nd author (5 点)、3rd author 以下 (1 点)

- (c) 国際的又は国内の公的機関、学会で発表賞を受賞した。

ポスターまたは口頭発表（登壇者に限る）

最優秀賞 (15 点)、優秀賞 (10 点)

- (d) 国際的又は国内の学会誌、学術雑誌への論文掲載がある（査読つき）。

1 件につき 1st author (10 点)、2nd author (7 点)、3rd author 以下 (4 点)

- (e) 国際的又は国内の学会誌、学術雑誌への総説掲載、あるいは国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。

1 件につき 1st author (5 点)、2nd author (3 点)、3rd author 以下 (1 点)

(f) 国内の会議又は国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。

1 件につき 1st author (2 点)、2nd author(1 点)、3rd author 以下(0 点)

(g) 国際的又は定期的に開催される国内の学会等での講演発表、あるいは Proceedings への abstract 掲載がある。

1 件につき 1st author (1 点)

2 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果

修士論文に代わる特定の課題（埼玉工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条第 2 項の課題をいう。）についての優れた研究の成果がある。（5 点）

3 著書、データベースその他の著作物（前 2 号に掲げるものを除く。）

優れた著書、データベースその他の著作物がある。

1 件につき 1st author (10 点)、2nd author(7 点)、3rd author 以下(4 点)

4 発明

優れた発明があり特許を申請。

1 件につき 1st author (5 点)、2nd author(3 点)、3rd author 以下(1 点)

5 授業科目の成績

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

(a)
$$\{ (A \text{ 評価科目単位数} \times 6 \text{ 点}) + (B \text{ 評価科目単位数} \times 4 \text{ 点}) + (C \text{ 評価科目単位数} \times 2 \text{ 点}) \} \div \text{総取得単位数} \text{ 点}$$

(b) 大学院学則第 27 条第 1 項の規定により修業年限の短縮が認められた。（10 点）

6 研究又は教育に係る補助業務の実績

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、ノートテイカー、臨床心理センタースタッフ等による教育活動への貢献が顕著である。

（一項目につき半期 1 点、最大 6 点。但し、SPP の TA は半期 0.5 点とする）

(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。（半期 3 点、最大 6 点）

7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

専攻分野に関連した国内外における発表会等で、優れた評価を得た。

（1 件につき 最大 10 点）

8 スポーツの競技会における成績

専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等において、優れた成績を挙げた。(1件につき 最大10点)

9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

スチューデントサポーター等専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た。(一項目につき半期3点、最大6点)

第2 候補者の選考は、第1に掲げる業績評価の細目について総合評価点の高い順に行う。

附則

この業績評価の細目は、平成18年2月24日から施行する。

この業績評価の細目は、平成20年2月6日から施行する。

この業績評価の細目は、平成21年7月16日から施行する。

この業績評価の細目は、平成23年10月25日から施行する。

この業績評価の細目は、平成24年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成26年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成29年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成30年4月13日から施行する。

15. 埼玉工業大学留学生支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学留学生支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、埼玉工業大学（以下「本学」という。）（削除）に在籍する外国人留学生に対し、必要な教育、指導助言等を行うとともに、生活支援及び学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国人留学生に対する日本事情の教育及び生活上の指導・助言に関すること。
- 二 外国人留学生の修学環境の充実等に関すること。
- 三 外国人留学生の在籍確認に関すること。
- 四 外国人留学生の在留期間更新手続きに関すること。
- 五 外国人留学生交流の推進に関すること。
- 六 外国人留学生に係る各学部及び各研究科との連携・教育に関すること。
- 七 （削除）
- 八 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 工学部、人間社会学部の各学科及び基礎教育センター工学部会から選出された教員各1名
- 三 工学研究科及び人間社会研究科から選出された教員各1名
- 四 その他学長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(運営)

第6条 センターの運営に当たっては、大学院研究科並びに学部の学生委員会と緊密な連絡を図るものとする。

(委員会)

第7条 センター内にセンターの運営に関する重要事項を審議するため、留学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センター長
- 二 センターを構成する教員
- 三 教学部部長又は次長及び学生課長
- 四 その他、委員長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務等)

第9条 センターに関する事務は、教学部学生課において処理し、在籍確認、在留期間更新手続き及び修学変更等の詳細については別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第4条の規定に基づき、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室（以下「ハラスメント相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ハラスメント相談室は、埼玉工業大学の学生（外国人留学生を含む。以下「学生」という。）が当事者となり、本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）との間におけるハラスメントに関する相談に応じ、助言を行うこと及びハラスメントの防止を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において学生に対する「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上、又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

本人が意識する、しないにかかわらず、職務上の地位又は権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して相手に対して行う業務の適正な範囲を超えた就労上の不適切な言動

(4) 前3号に類する人権を侵害する不適切な言動

(業務)

第4条 ハラスメント相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定するハラスメントに関する相談

(2) 前号に関わる処理手続きに関する相談

(3) 相談のあったハラスメント解決のための各部局等への連絡・調整

(組織)

第5条 ハラスメント相談室に、次の各号に規定する職員を置く。

(1) 相談室長

(2) 相談員

(相談室長等)

第6条 第5条の職員について、次の各号に規定する。

- (1) 相談室長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。
- (2) 相談室長は、ハラスメント相談室の業務を掌握する。
- (3) 相談室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 相談員は、臨床心理士等の有資格者とし、学長が任命する。
- (5) 任期途中で第4条各号の職員が辞任を申し出たときまたは欠員となったとき、その後任者の任期は当該年度の年度末までとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談員は、相談窓口の業務を担当する。
- (2) 相談員は、相談者からの相談又は苦情などに対応し、問題解決のために協力し援助を行う。
- (3) 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- (4) 相談者からの相談に応じた相談員は、相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、相談室長に報告する。
- (5) 相談員は、任務を遂行するために、定期的にハラスメント対策及びハラスメント相談対応に必要な学外の研修等を受けるものとする。

(学生ハラスメント相談室運営会議)

第8条 ハラスメント相談室に、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員
- (3) 学生部長
- (4) 学生課長
- (5) 学生相談室長
- (6) その他、学長が指名した者

3 委員長は相談室長をもって充てる。

4 委員長は、運営会議を招集し、会務を総括する。

5 委員は、学長が任命する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、その業務を処理する。

- (1) ハラスメント相談員が受けた相談の内容等に関する情報の把握と共有及び措置。
- (2) 学長への報告・指示のもと、埼玉工業大学ハラスメント防止対策委員会への上伸・連絡・調整。
- (3) 学生を対象としたハラスメントの防止に関する啓発活動。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした本学構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第10条 前条に定める者は、職務上知り得た事項について、守秘義務を負う。

2 相談員は、当該相談に係る本学構成員、学生等関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(報告義務)

第11条 相談室長は、ハラスメント相談室の利用状況を学生委員会に年1回以上報告する。

(事務)

第12条 ハラスメント相談室に関する事務は、相談室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 4月 13日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

埼玉工業大学大学院生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）に在学する大学院生（以下「院生」という。）の懲戒については、埼玉工業大学学則第69条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。なお、大学院研究生についても同様に扱うものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 退学 院生としての身分を喪失させること。
 - 二 停学 無期停学 期間を定めず、この間の登校及び院生としての活動を原則停止すること。
有期停学 6か月未満の期間を定めて、登校を禁ずること。
 - 三 訓告 院生の行った非違行為を戒め始末書を提出させて反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう嚴重注意すること。
- 2 前項第二号の場合において、停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、1か月以下の場合には、修業年限に含めることができる。

(懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は次のとおりとして、懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例を別表1に示す。

- 一 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- 二 学内外における犯罪行為
- 三 試験等における不正ほか学問的倫理に反する行為
- 四 ハラスメント等の人権を著しく侵害する行為
- 五 学則その他本学の諸規定に違反する行為
- 六 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為

(事実関係の報告)

第4条 専攻主任は、所属する院生について、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに事実関係を把握し、研究科長に報告を行うものとする。

2 研究科長は、前項に規定する報告を受けたときは大学院学生委員会委員長と協議のうえ、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合には、速やかに学長に報告する。

3 学長は、前2項に規定する報告がない場合にあっても、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、研究科長及び専攻主任に対して、事実関係の把握及びその報告を指示することができる。

(調査等の付託)

第5条 学長は、懲戒に相当すると思われる院生の行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに当該院生が所属する研究科の長（以下「研究科長」という。）に事案について、調査及び審議を付託する。

(調査委員会)

第6条 研究科長は、前条により付託があった場合は、直ちに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。

一 研究科長

二 学生委員会委員長

三 当該院生が所属する専攻主任

四 研究科長が指名する者 若干名

3 調査委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

4 調査委員会は、事案について以下に掲げる事項の調査及び事実確認を行い、懲戒の対象行為に該当するか否かを検討する。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の別及びその度合

(3) 他の院生及び社会に与える影響

(4) 過去の非違行為の有無

(5) その他考慮すべき情状

5 前項に規定する非違行為の悪質性については、調査対象院生の主観的態様、非違行為の性質、非違行為に至る動機等により判断するものとする。また、重大性については、非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度及び非違行為が社会に及ぼした影響等により判断を行うものとする。

(調査期間中の措置)

第7条 学長は、ハラスメントの防止又はその他教育上の配慮が必要と判断したときは、懲戒処分が決定されるまでの間、調査対象院生に謹慎を命ずることができる。この場合において、謹慎期間中は原則として登校を禁止し、本学院生としての活動を制限するものとする。

2 学長は、懲戒処分の決定前に調査対象院生から休学の願い出があったときは、これを許可することができるものとする。

3 学長は、調査対象院生から、懲戒処分の決定前に退学の願い出があったときは、原則として、この願い出を受理しないものとする。

(事情の聴取等)

第8条 調査委員会は、当該院生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

2 当該院生は、弁明の際、必要な証拠を提出することができる。

3 当該院生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 学生部長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。

(教授会審議)

第9条 研究科長は、調査委員会の報告に基づき、研究科教授会において、懲戒の要否及び

種類・程度を審議し、その結果を文書で学長に報告する。

(懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置)

第10条 学長は、第9条の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該院生に対し、直ちに自宅謹慎を命ずることができる。

2 前項の自宅謹慎は、院生としての本分についての反省を促す教育的措置であり、伝達は大学院学生委員会委員長が行う。

3 学部長は、当該院生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(懲戒の決定)

第11条 学長は、研究科長の報告に基づき、学校法人智香寺学園埼玉工業大学協議会（以下「協議会」という。）の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定する。

2 停学の始期は、研究科教授会及び協議会の議を経て、学長が決定する。

3 停学の期間の計算は、暦日計算による。

4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができる。この場合において、当該院生が休学期間中であるときは、停学処分の日の前日をもって休学期間は満了したものとみなす。

5 懲戒処分が停学であり当該院生が海外の大学等へ留学中のときは、停学処分の日の前日をもって留学期間は満了したものとみなし、学長は速やかに帰国を命ずるものとする。

(厳重注意)

第12条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により、厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意の伝達は、大学院学生委員会委員長が、当該院生の専攻主任の立会いの下に行うものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第13条 学長は、研究科長を介して、当該院生に対し懲戒処分書を交付するとともに、氏名及び学籍番号を伏して懲戒対象院生に処分を通知した日の翌日から14日間、懲戒の内容を公示する。

2 公示の場所は、大学院掲示板とする。

3 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(再審査)

第14条 懲戒処分を受けた院生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合には、資料を添えて処分の発効の日の翌日から14日以内に、文書により学長に再審査を求めることができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに協議会の議を経て次の各号の一に該当する事由があると思料するときは、再審査の可否を決定しなければならない。

(1) 懲戒対象行為に係る認定に重大な事実誤認があるとき

(2) 懲戒対象行為に係る重大な証拠が新たに発見されたとき

(3) 前2号に規定する事由のほか、学長が再調査を必要と認める相当の事由があるとき

- 3 協議会が、再審査の必要があると認めた場合には、学長は直ちに研究科長に再審査を行わせるものとする。
- 4 協議会が、再審査の必要がないと認めた場合には、学長は速やかにその旨を当該院生に通知する。
- 5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第15条 学長は、懲戒対象院生が逮捕・勾留され、大学が本人に接見することができない場合にあっては、懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、本人の罪状の認否及び司法の判断等を勘案し、懲戒事由に該当する非違行為があったと認めるときは、懲戒処分を行うことができる。

(停学期間中の指導及び措置)

- 第16条 専攻主任及び研究科長は、停学期間中の院生に対し、必要に応じ適切な指導を行うものとする。
- 2 専攻主任及び研究科長は、停学期間中の指導等のため必要と認めるときは、学長の承認を得て停学期間中の院生に対し、一時的に登校を認めることができるものとする。
 - 3 学長は、停学期間中の院生から休学の願い出があっても、これを受理しない。
 - 4 学長は、停学期間中の院生から退学の願い出があったときは、これを受理する。

(無期停学の解除)

- 第17条 研究科長は、無期停学処分を受けた院生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、研究科教授会の議を経て、学長に対し、その処分の解除を具申することができる。
- 2 学長は、処分解除の具申を受けたときは、協議会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

(停学中及び謹慎中における手続等)

- 第18条 停学中及び謹慎中における試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。
- 一 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。
 - 二 停学中及び謹慎中の履修手続は、研究科が定めた履修手続期間に行うことができる。

(懲戒処分に関する記録)

第19条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書、進学又は就職に係る推薦書類等にはその内容を記載しないものとする。

(守秘義務)

第20条 調査又は審査に従事した委員その他当該事案に関係した者（当該職を退いた者も含む。）は、公示した事項を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(運用上の留意点)

第21条 この規程の運用に当たっては、当該院生の基本的人権を尊重するよう留意するとともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(対象非違行為が冤罪となった場合の対応)

第 2 2 条 懲戒処分の対象となった非違行為が冤罪となった場合には、学長は、嫌疑を受けた者の名誉回復に努める。

(事務部門)

第 2 3 条 院生の懲戒に関する事務は、別に定めがある場合を除き、教学部学生課において処理する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条・第 3 条関係)

大学院生の懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例

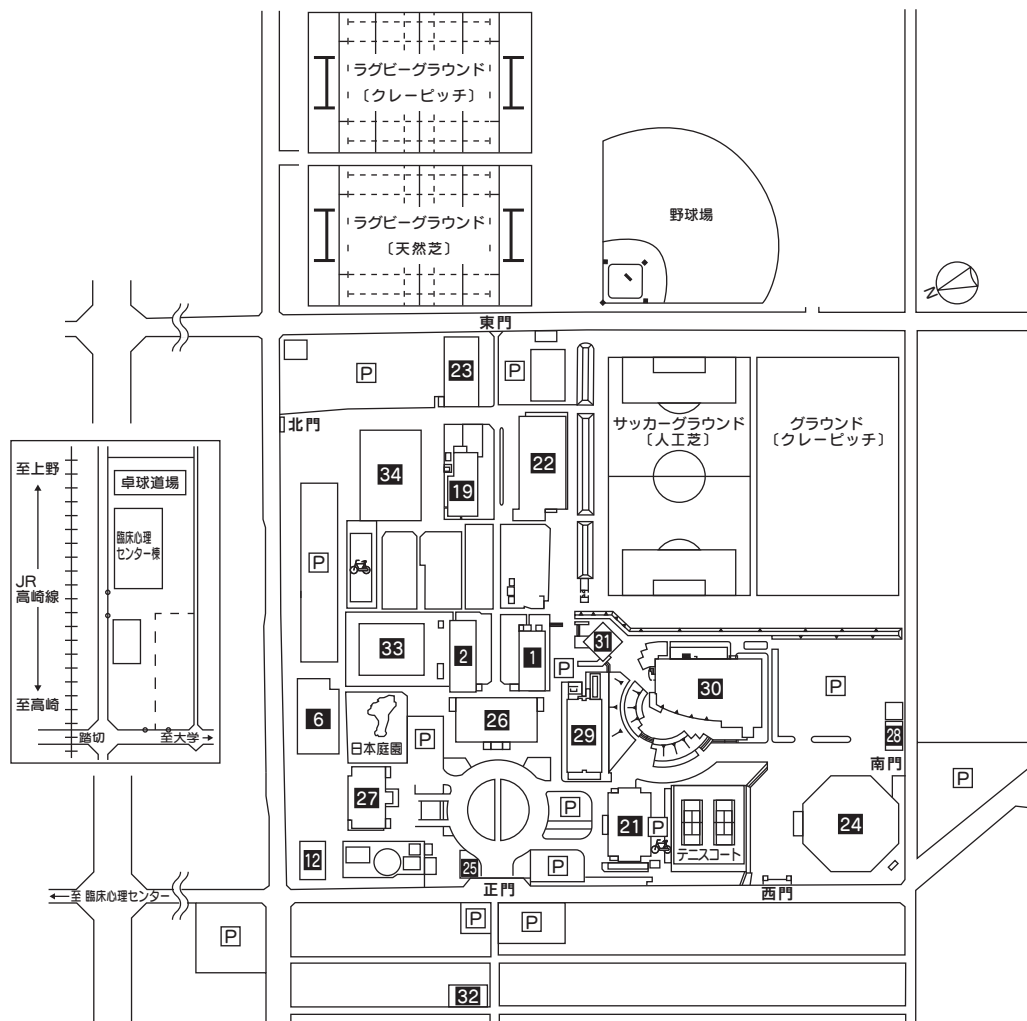
行 為 の 内 容	懲戒の量定基準		
	訓告	停学	退学
殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為			○
暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺		○	○
故意又は重大な過失による傷害行為		○	○
麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）		○	○
賭博	○	○	
痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう）又はストーカー行為	○	○	○
無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走など悪質な法規違反	死亡又は高度な後遺障を負わせる人身事故を起こした場合		○
	上記以外の人身事故を起こした場合	○	○
死亡または重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合、又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
発表した研究成果の中に示したデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用またはその他研究成果の不正公表を行った場合	○	○	○
替え玉受験、試験問題の不正入手、受験の不正行為を行なった者が再度不正行為を行なった場合等極めて悪質な行為	○	○	○
試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	○	○	
レポート提出、研究報告又は作品制作等の課題において他者のレポートやウェブ、作品、研究報告、書籍等から内容を引き写し、または出典を明記せず引用した場合	○	○	
インターネットの利用で、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信またはソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合	○	○	○
コンピュータ又はネットワークへの不正又は不適切な使用、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩、文献等の違法ダウンロード・アップロード等	○	○	○
飲酒を強要し、またはアルコール飲料の一気飲み等が原因となり重大な事態に至った場合		○	○

飲酒を拒む者又は未成年者であることを知っている相手に、強要して飲酒させた行為	○	○	○
本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
本学が管理する建造物への不法侵入、不正使用若しくは占拠	○	○	○
本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等		○	○
法令、条例、本学の規則等及び命令に違反した場合又は院生等としての本分に反した行為	○	○	○

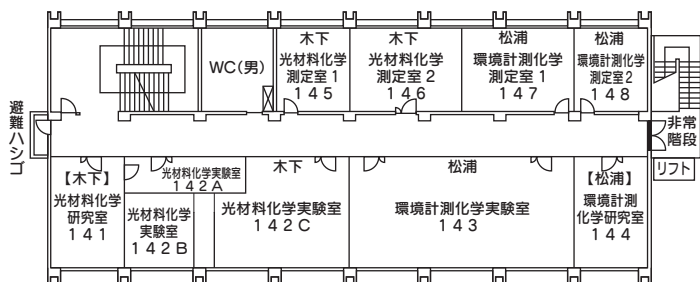
※ 行為の内容は標準的な例を掲げたものであり、社会情勢等を総合的に考慮して処分量定を決定する。

大 学 の 校 舎 配 置

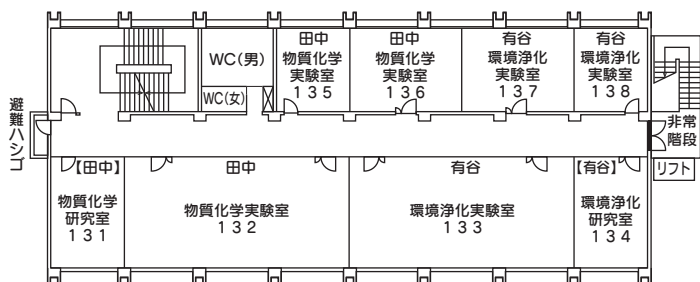
埼玉工業大学施設案内図



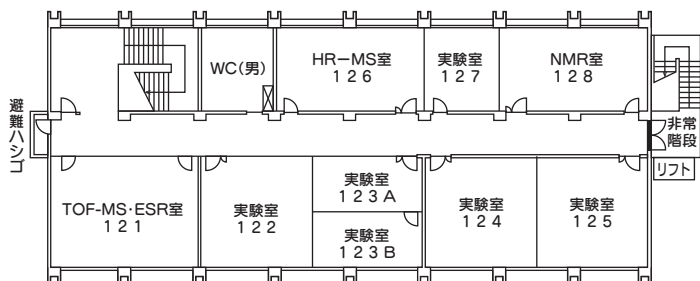
- | | | | |
|------|----------------|------|------------------|
| 1号館 | 生命環境化学科棟 | 26号館 | 正智塔 (本部棟) |
| 2号館 | 生命環境化学科棟 | 27号館 | 大学院工学研究棟 |
| 6号館 | 機械工学科棟 | 28号館 | 倉庫 |
| 12号館 | 図書館倉庫 | 29号館 | ハitek・リサーチ・センター棟 |
| 19号館 | 情報システム学科棟 | 30号館 | 人間社会学部棟 |
| 21号館 | 図書館棟 | 31号館 | 軽食堂棟 |
| 22号館 | 情報システム学科棟 (食堂) | 32号館 | クラブハウス棟 |
| 23号館 | 情報基盤センター棟 | 33号館 | ものづくり研究棟 |
| 24号館 | 大乗殿 | 34号館 | 機械工学科総合実験実習棟 |
| 25号館 | 守衛所 | | |
- 駐車場 駐輪場



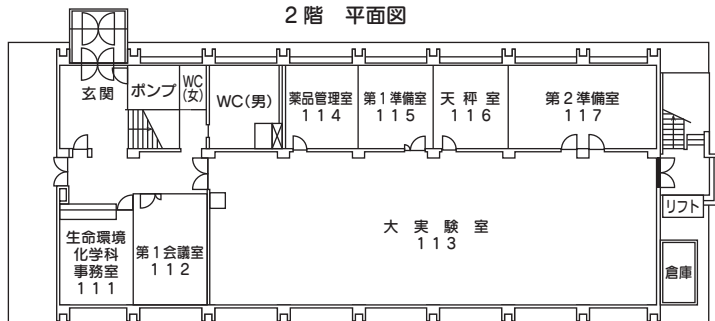
4階 平面図



3階 平面図

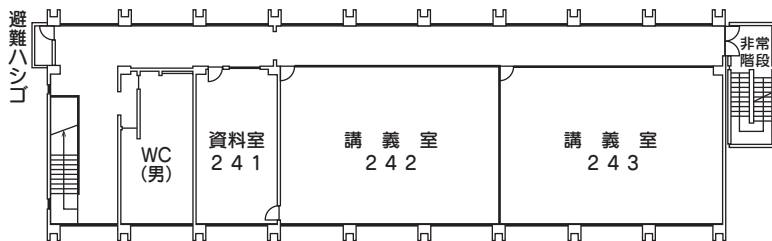


2階 平面図

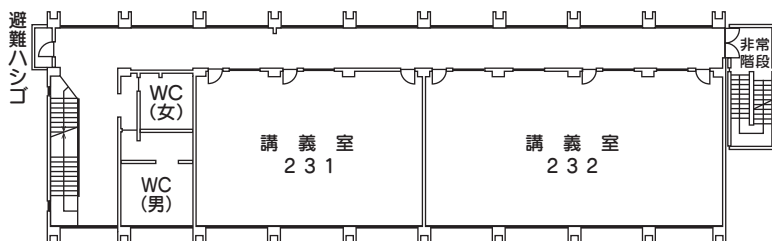


1階 平面図

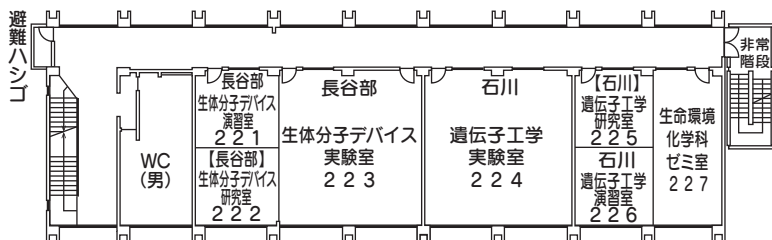
1号館 生命環境化学科棟



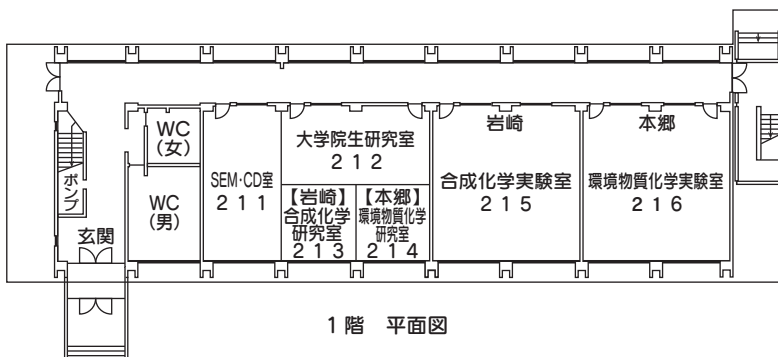
4階 平面図



3階 平面図

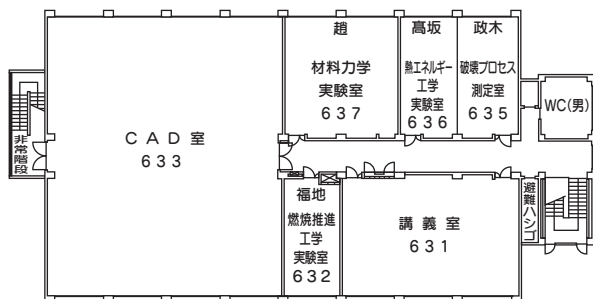


2階 平面図

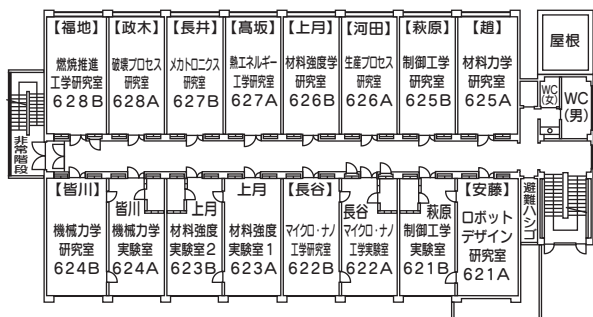


1階 平面図

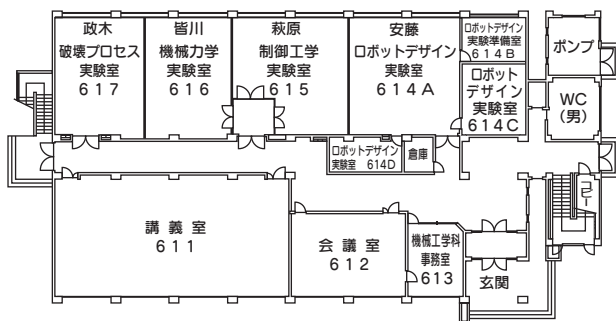
2号館 生命環境化学科棟



3階 平面図

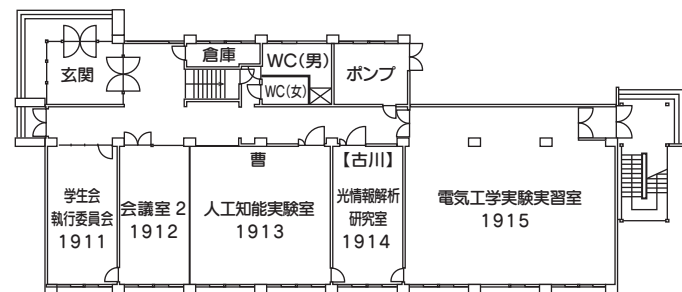
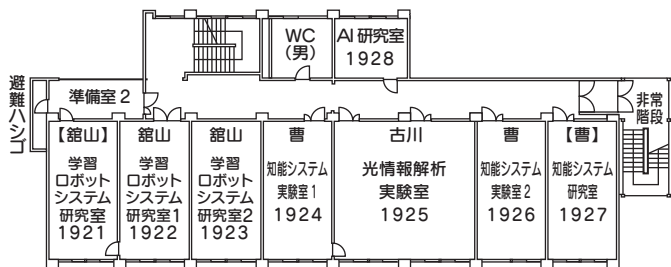
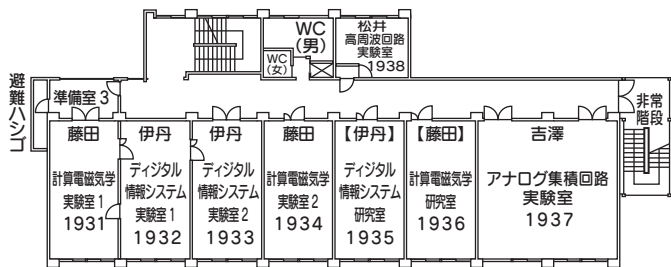
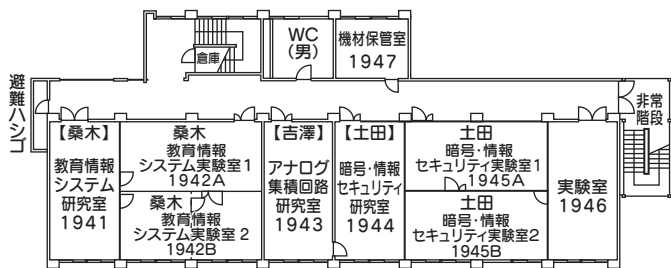


2階 平面図

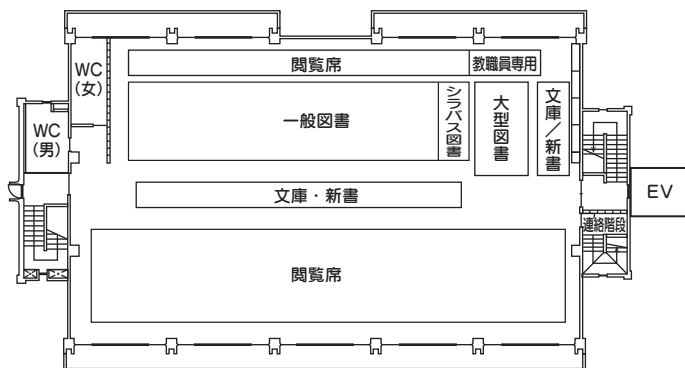


1階 平面図

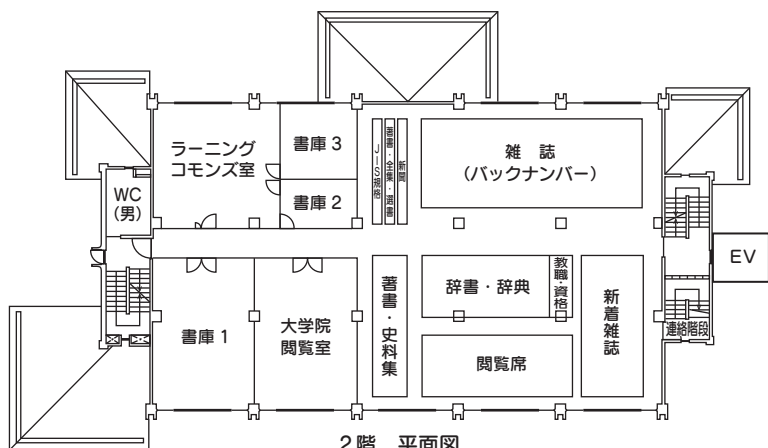
6号館 機械工学科棟



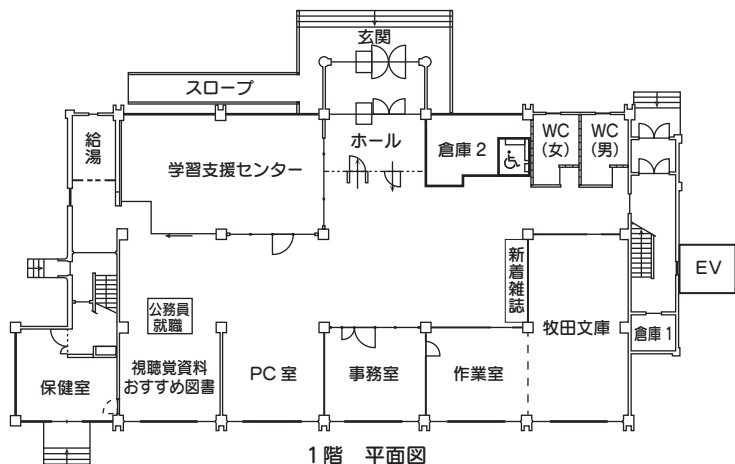
19号館 情報システム学科棟



3階 平面図

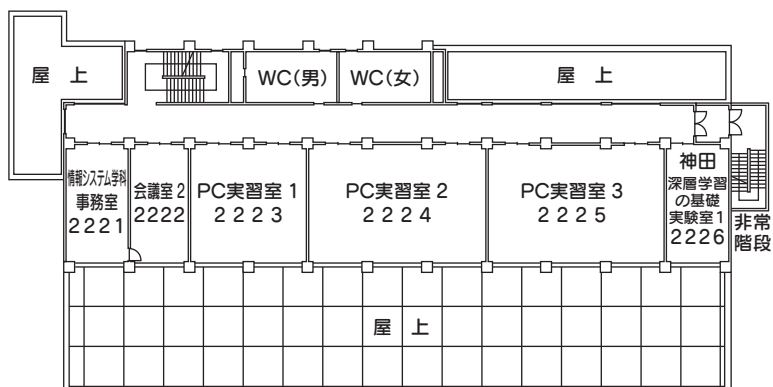


2階 平面図

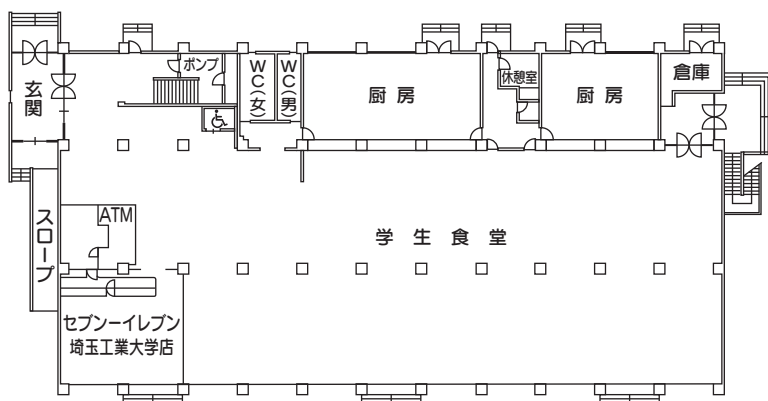


1階 平面図

21号館 図書館棟

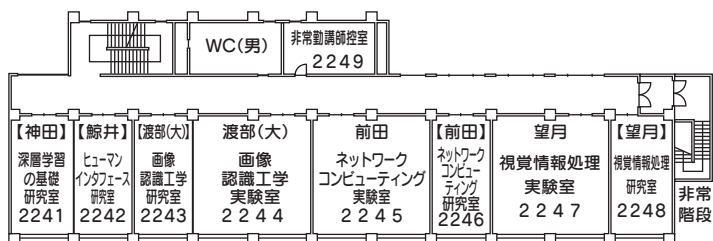


2階 平面図



1階 平面図

22号館 情報システム学科棟

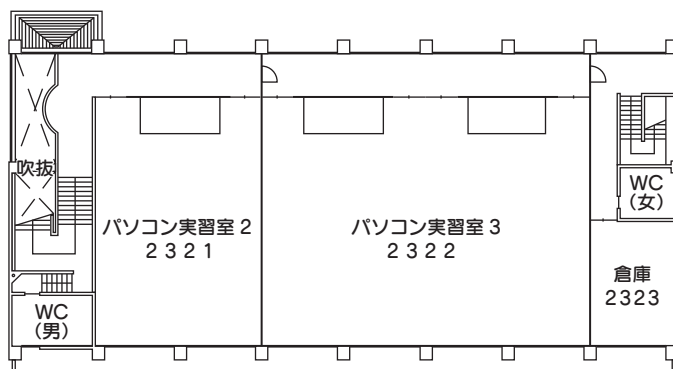


4階 平面図

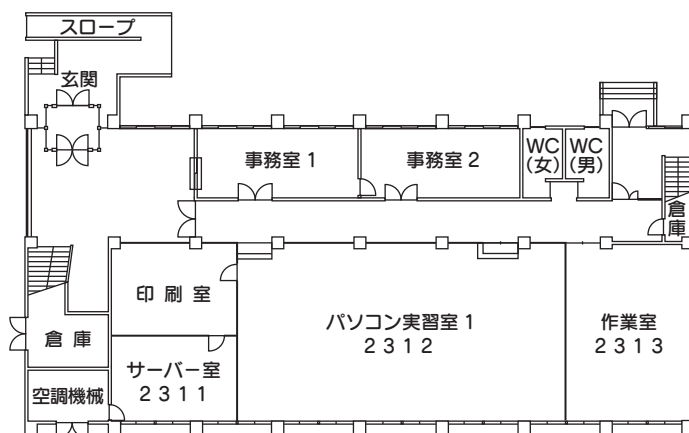


3階 平面図

22号館 情報システム学科棟

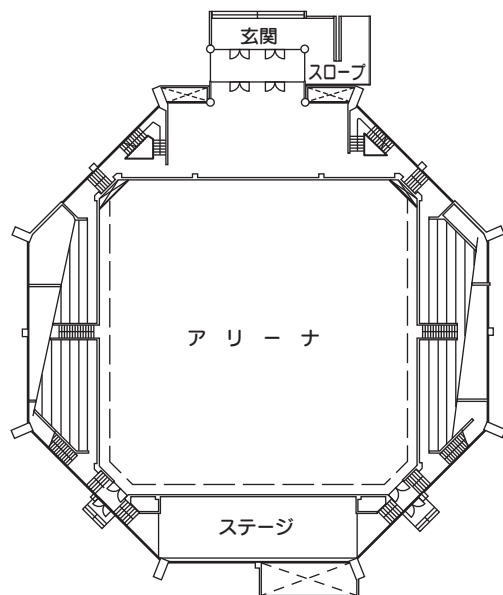


2階 平面図

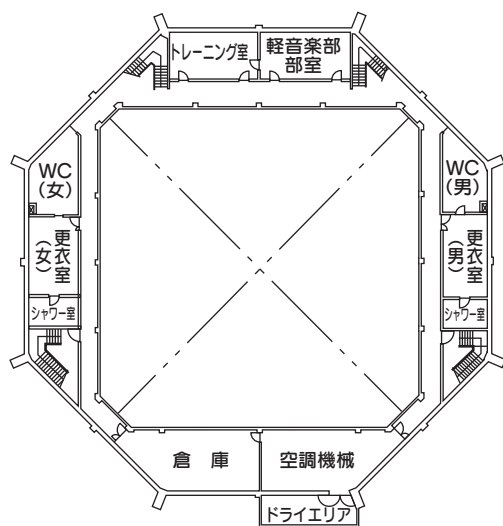


1階 平面図

23号館 情報基盤センター棟

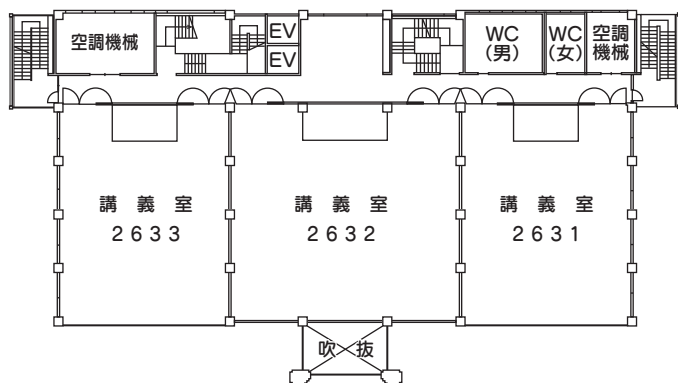


1階 平面図

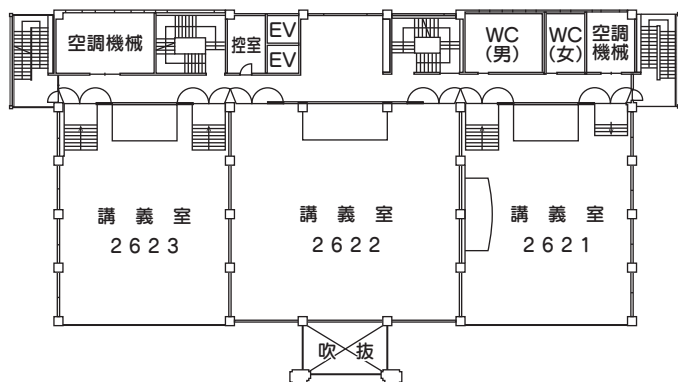


地下1階 平面図

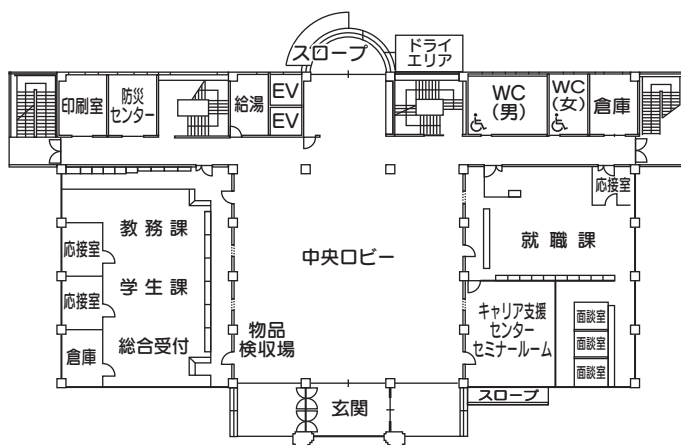
24号館 大乗殿



3階 平面図

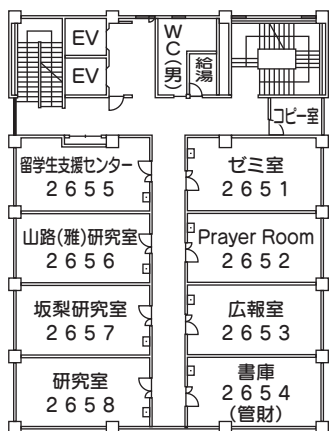


2階 平面図

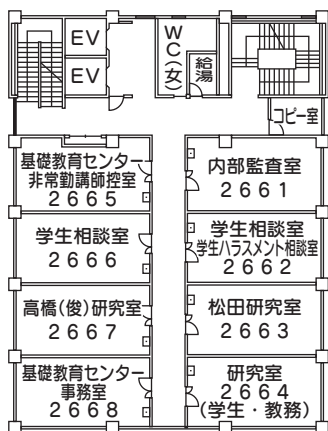


1階 平面図

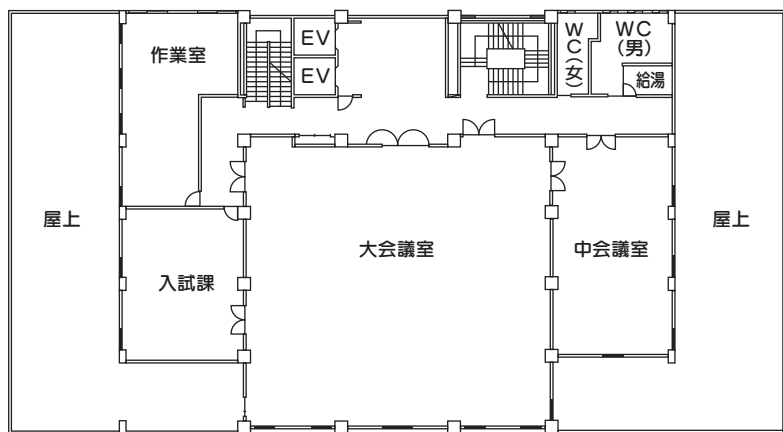
26号館 正智塔 (本部棟)



5 階 平面図

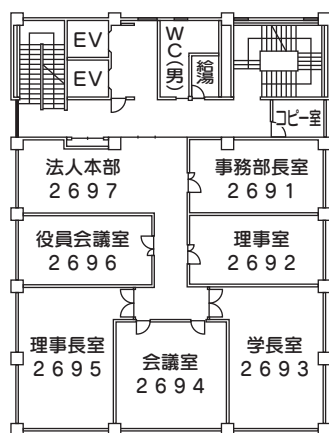


6 階 平面図

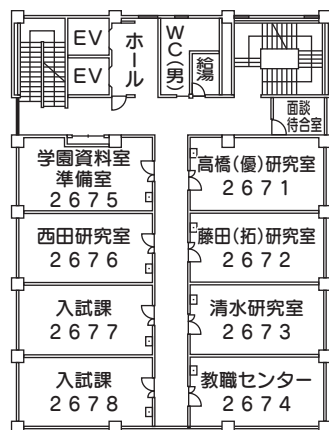


4 階 平面図

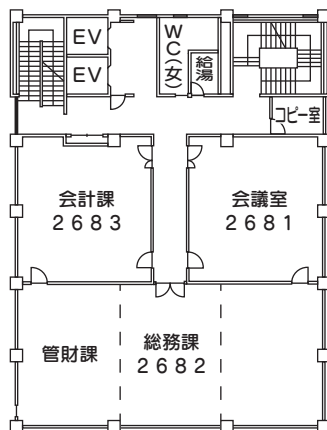
26号館 正智塔 (本部棟)



9階 平面図

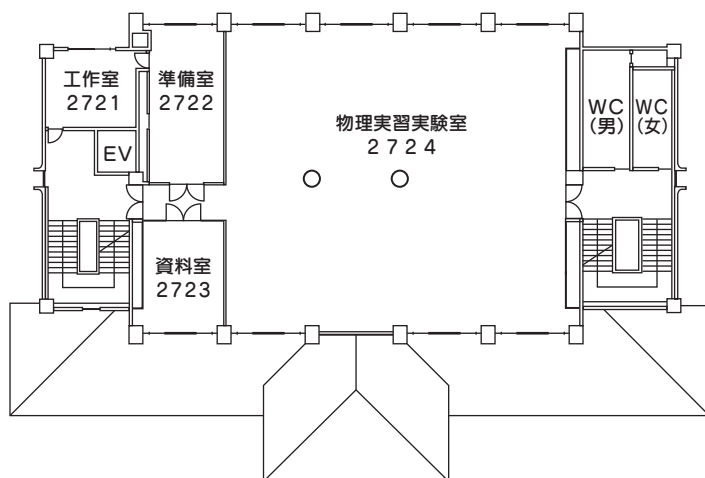


7階 平面図

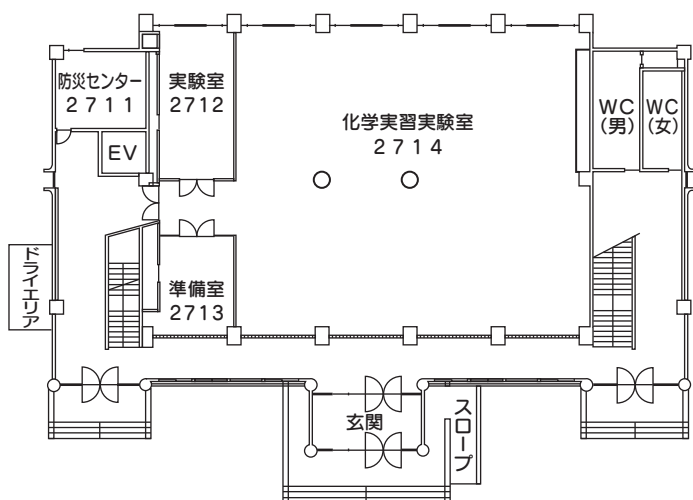


8階 平面図

26号館 正智塔 (本部棟)

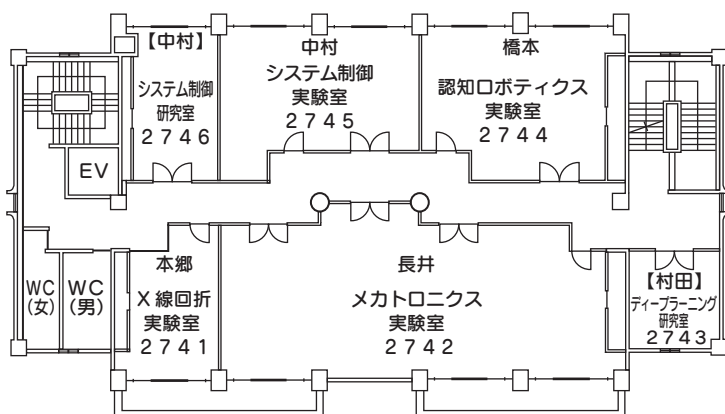


2階 平面図

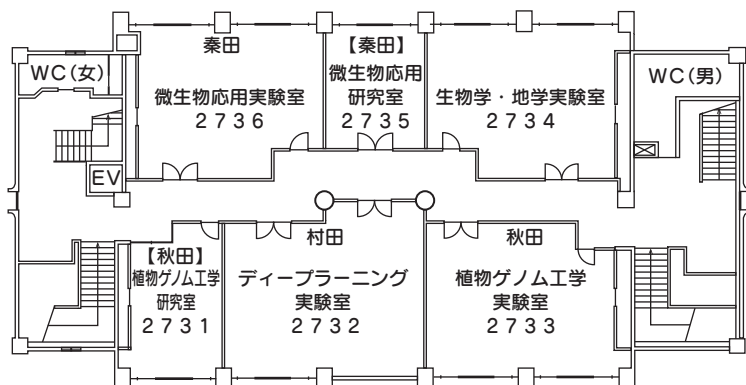


1階 平面図

27号館 大学院工学研究科棟

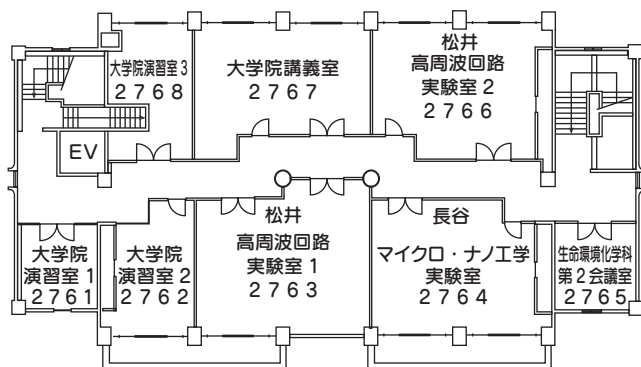


4階 平面図

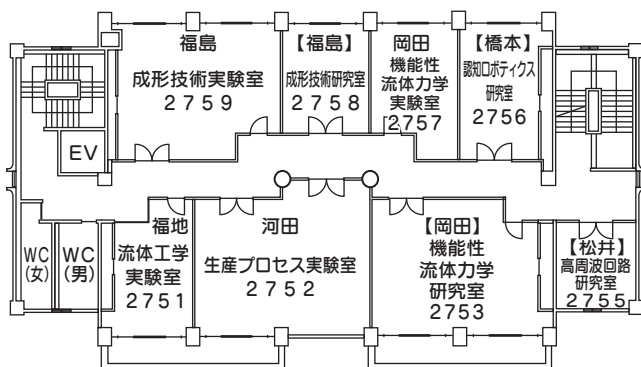


3階 平面図

27号館 大学院工学研究科棟

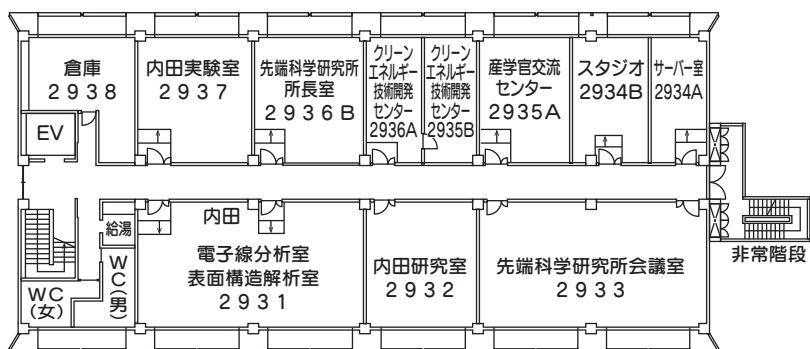


6階 平面図

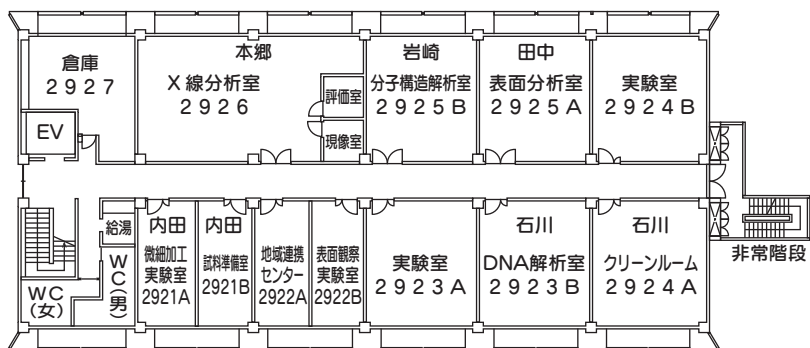


5階 平面図

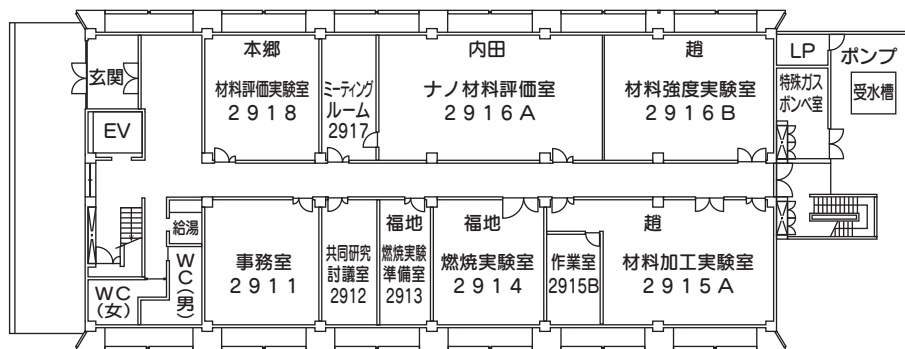
27号館 大学院工学研究科棟



3 階 平面図

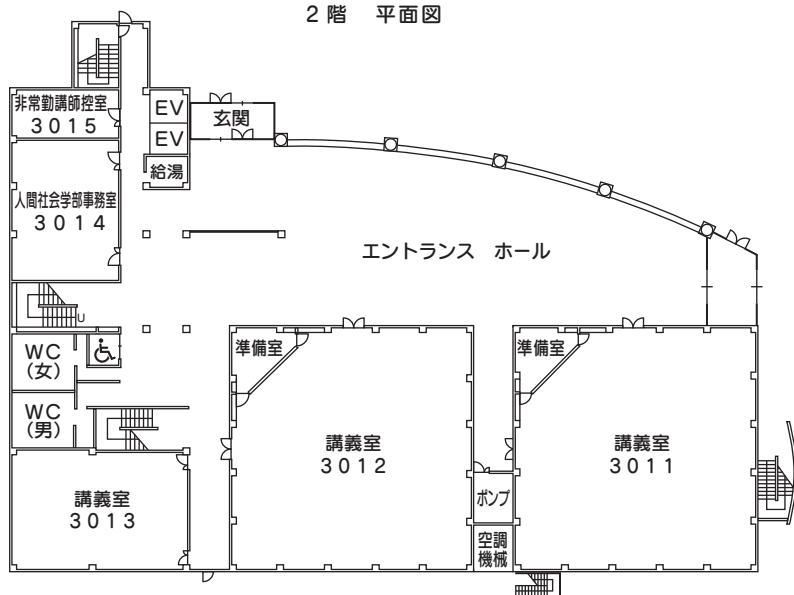
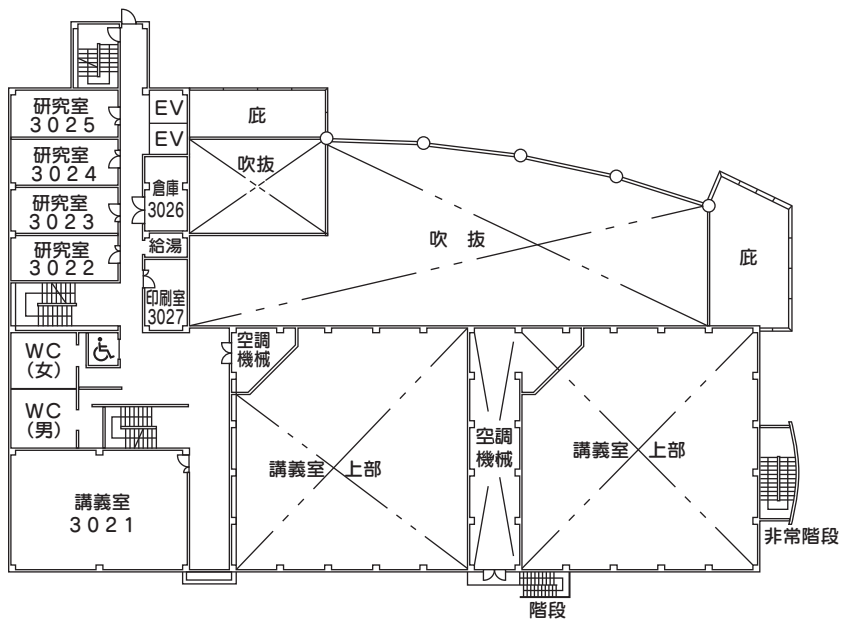


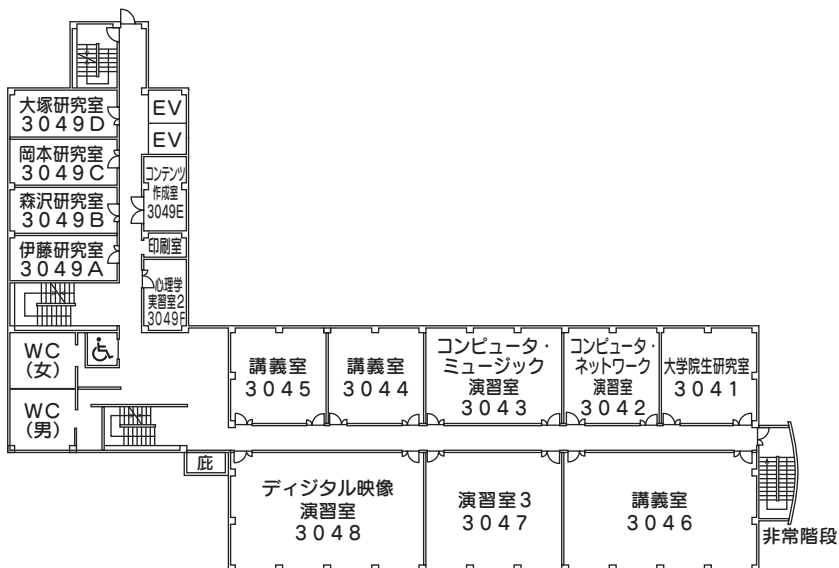
2 階 平面図



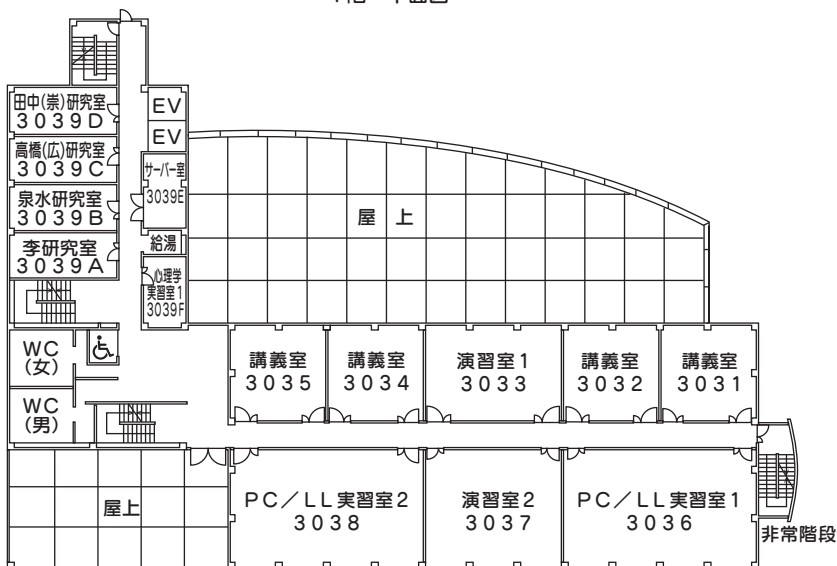
1 階 平面図

29号館 ハイテク・リサーチ・センター棟



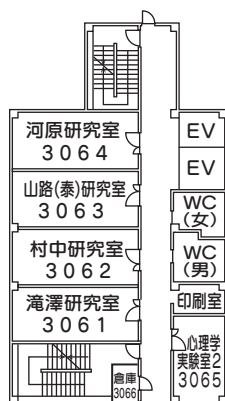


4階 平面図

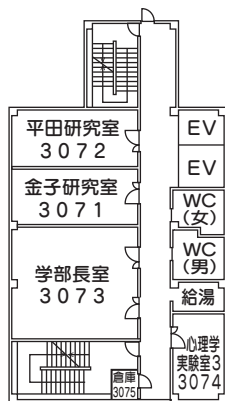


3階 平面図

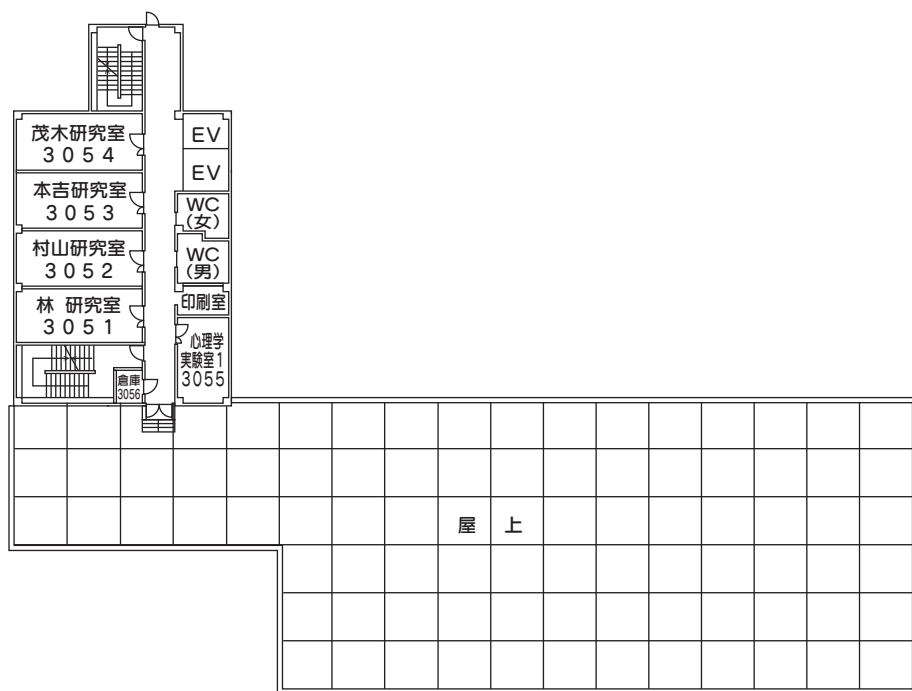
30号館 人間社会学部棟



6階 平面図

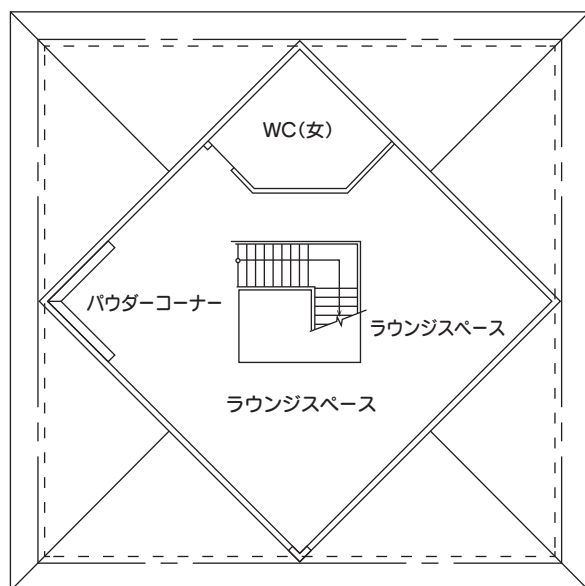


7階 平面図

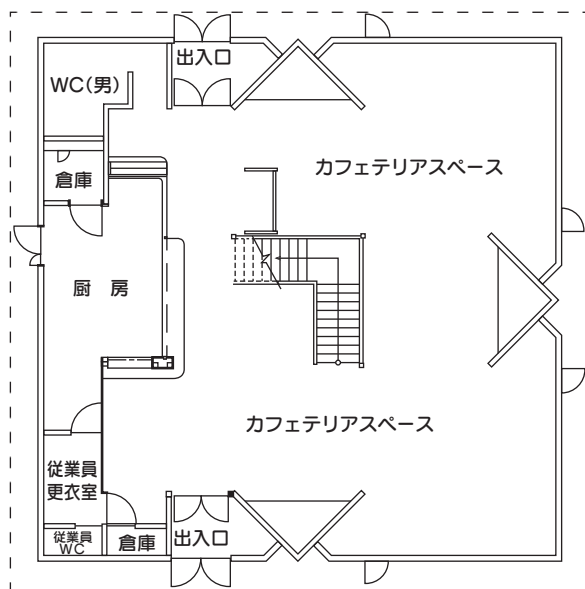


5階 平面図

30号館 人間社会学部棟

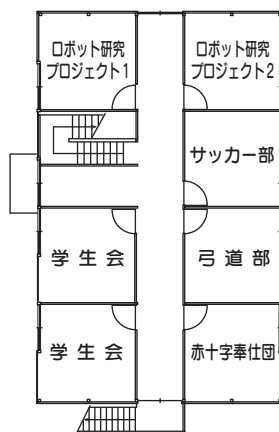


2階 平面図

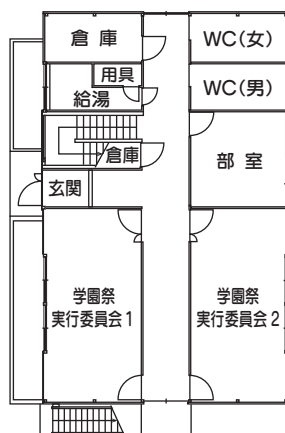


1階 平面図

31号館 軽食堂棟

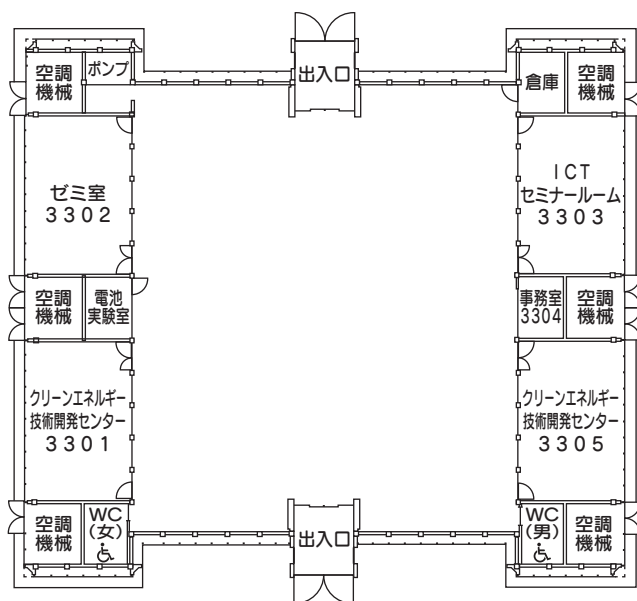


2階 平面図

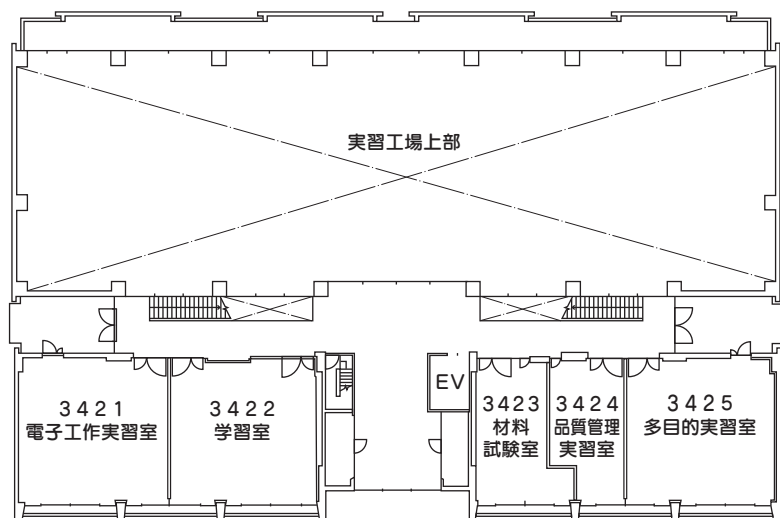


1階 平面図

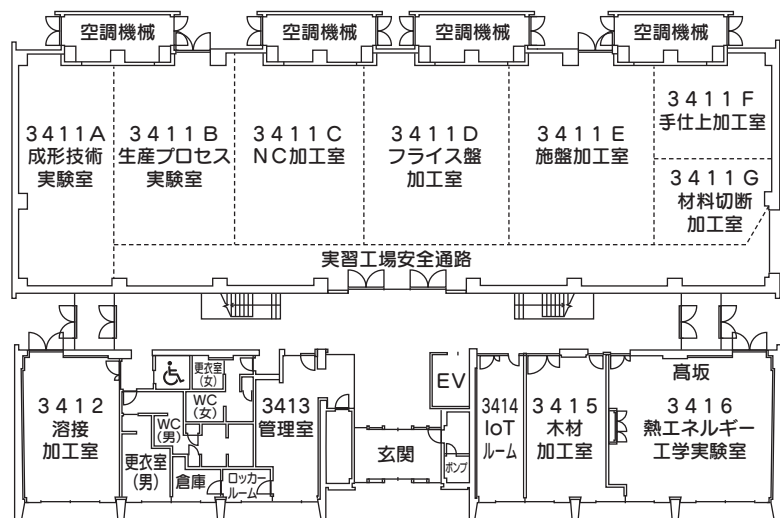
32号館 クラブハウス棟



33号館 ものづくり研究棟

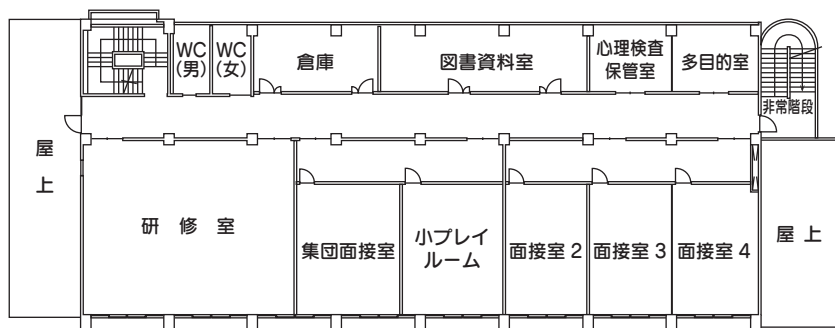


2階 平面図

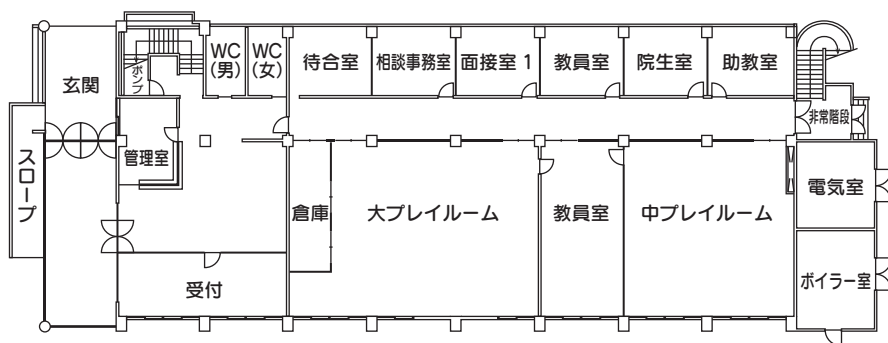


1階 平面図

34号館 機械工学科総合実験実習棟



2階 平面図



1階 平面図

臨床心理センター棟

2025 埼玉工業大学大学院 人間社会研究科 学生便覧 〒369-0293 埼玉県深谷市普濟寺 1690 TEL 048(585)6301(直通) FAX 048(585)6302	学籍番号
	フリガナ
	氏 名

編集・発行 埼玉工業大学 教学部 教務課 【人間社会研究科】

SAIKO 2025 埼玉工業大学 大学院人間社会研究科
